

豊橋市廃棄物総合計画

平成23年3月

豊橋市

第1部 豊橋市廃棄物総合計画

第1節 策定の趣旨	2
第2節 基本理念	2
第3節 位置付け	3
第4節 計画期間	4
第5節 計画の体系	5
第6節 計画の推進	6

第2部 一般廃棄物処理基本計画

計画の概要	8
〈ごみ処理部門〉	
第1章 現状の認識	10
第2章 基本方針と目標	12
第1節 基本方針	12
第2節 目標	14
第3章 基本方針に基づく基本施策	19
基本施策1 ごみ減量の推進	20
基本施策2 資源回収の促進	24
基本施策3 円滑な収集・運搬	26
基本施策4 環境負荷の少ない中間処理	29
基本施策5 安定した最終処分	31
基本施策6 三者の協働・環境への配慮	33
第4章 重点取組	36
第5章 事業計画	37
〈生活排水処理部門〉	
第1章 現状の認識	40
第2章 基本方針と目標	41
第1節 基本方針	41
第2節 目標	41
第3章 基本方針に基づく基本施策	43
基本施策 適正な水処理の推進	43
第4章 重点取組	45
第5章 事業計画	46

第3部 産業廃棄物処理基本計画

計画の概要	48
-------	----

第1章 現状の認識	49
第2章 基本方針と目標	53
第1節 基本方針	53
第2節 目標	55
第3章 基本方針に基づく基本施策	59
基本施策1 産業廃棄物の発生・排出抑制の促進	60
基本施策2 循環的利用の促進	62
基本施策3 適正処理、情報の公開・発信、処理体制の充実	64
第4章 重点取組	68
第5章 関係者の主な役割	69
第1節 排出事業者の役割	69
第2節 処理業者の役割	69
第3節 市民の役割	70
第4節 市の役割	70
第6章 事業計画	71

資料編

第1章 地域の概要	74
第1節 市の概況	74
第2章 一般廃棄物の現況	76
第1節 ごみ処理の現況	76
第2節 生活排水処理の現況	96
第3節 前計画の達成状況	98
第3章 産業廃棄物の現況	99
第1節 産業廃棄物の現況	99
第2節 産業廃棄物の排出状況	103
第3節 産業廃棄物の処理体制	110
第4節 産業廃棄物の処理状況	111
第5節 その他産業廃棄物などの状況	123
第6節 国や県、市の動向	127
第7節 前計画の達成状況	130
第4章 アンケート調査結果	131
第1節 一般廃棄物に関する意識調査	131
第2節 産業廃棄物に関する意識調査	143
第5章 関係法令など	157
第1節 関係法令など	157
第2節 広域化の動向	158
用語集	159

第1部

豊橋市廃棄物総合計画

第1節 策定の趣旨

本市は「自分のゴミは自分で持ちかえりましょう」を合言葉に、530（ゴミゼロ）運動発祥の地として、環境に配慮したまちづくりを推進してきました。

一般廃棄物については、資源化量の拡大を目的としたごみ分別の細分化や、資源回収拠点であるリサイクルステーションの設置、焼却施設から発生するスラグの有効利用など、ごみの減量とリサイクルに努め、最終処分場の負荷軽減を図ってきました。

産業廃棄物については、豊かで安心して暮らせる社会の構築に向け、市民・事業者と連携して、産業廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、適正処理の推進に取り組んできました。

しかし、廃棄物の排出量は依然高い水準で推移しており、廃棄物に関する様々な問題についても引き続き解決していかなければなりません。

一方、国においては、関係法令や制度の整備によって循環型社会の形成や廃棄物の適正処理に向けた取り組みが進められており、その中では、社会状況の変化に対応できる市の取り組みが求められています。

このような状況を踏まえ、本市における廃棄物の課題について、総合的かつ効果的に取り組むために、一般廃棄物処理基本計画と産業廃棄物処理基本計画を統合し、本市の廃棄物行政の方向性を示す「豊橋市廃棄物総合計画」を策定します。

第2節 基本理念

廃棄物の処理には、多くのエネルギー資源を必要とし、環境にも負荷を与えます。

また、廃棄物処理に対する取り組みにおいては、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任をしっかりと意識することが必要です。この三者がごみの減量やリサイクル、適正処理に積極的に取り組むことにより、循環型で安心して暮らすことができるまち「ごみゼロとよはし」を目指し、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そこで、廃棄物に対する取り組みにおける基本理念を、

「あなたが主役 ごみゼロとよはし ～循環・安心のまちを目指して～」

とし、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、廃棄物の発生・排出抑制、リサイクル、適正処理に積極的に取り組むこととします。

第3節 位置付け

本市の上位計画である「第5次豊橋市総合計画」では、基本理念「ともに生き、ともにつくる」を掲げ、その中で、まちづくりの大綱として「環境を大切にするまちづくり」に取り組むこととしています。また、環境に関する上位計画である「第2次豊橋市環境基本計画」では、「資源を大切に、循環を基調とする社会環境」を環境目標のひとつに掲げ、環境施策を推進していくこととしています。

本計画は、これら上位計画の趣旨に沿い、廃棄物に関する総合的な方向を示す計画として位置付けられるものです。

なお、本計画は、一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理部門及び生活排水処理部門）と産業廃棄物処理基本計画から構成されます。

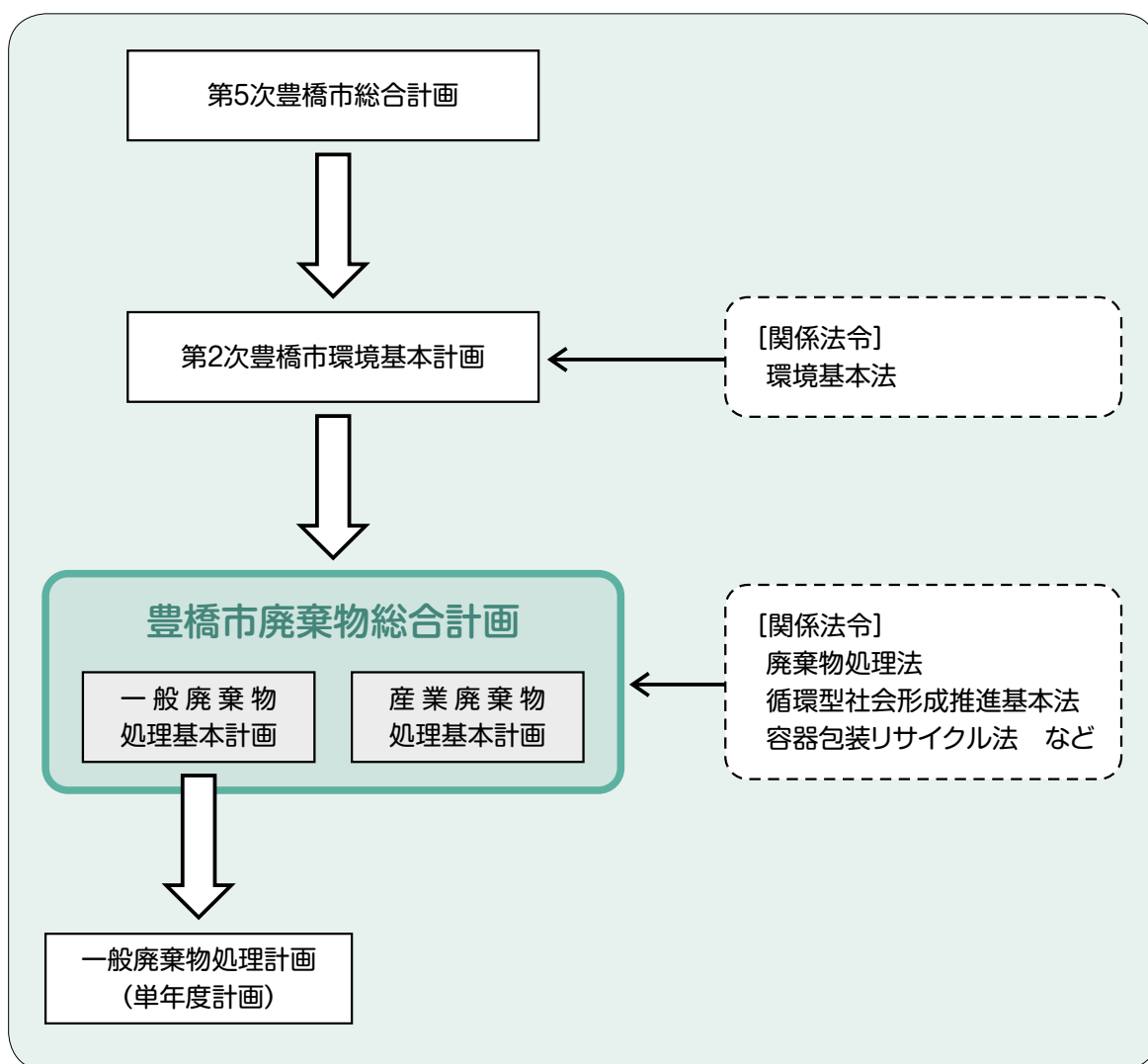


図1-1 本計画の位置付け

また、本計画の対象とする廃棄物は、以下に示す一般廃棄物及び産業廃棄物です。

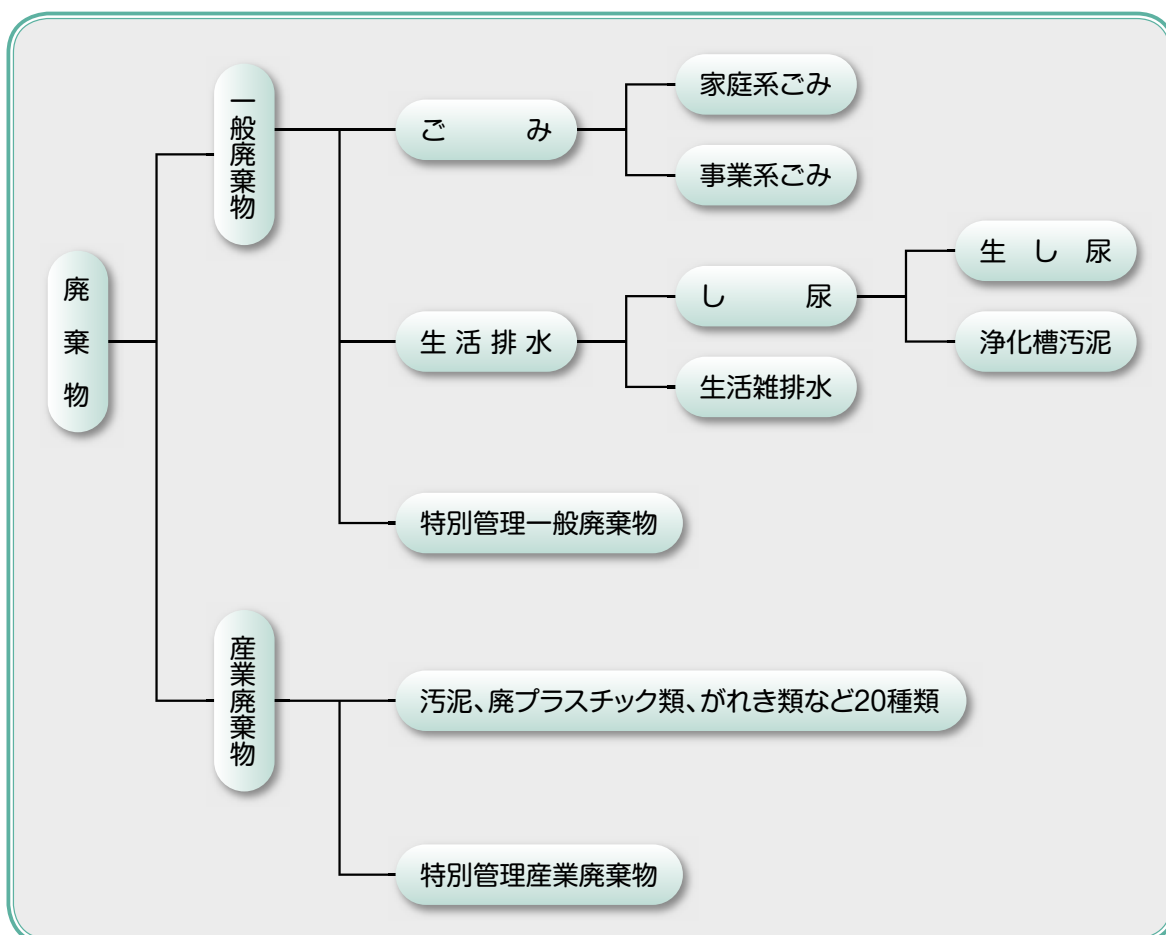


図1-2 本計画の対象とする廃棄物

第4節 計画期間

本計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

また、概ね5年を目処に、廃棄物を取り巻く社会状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第5節 計画の体系

本計画の体系を次に示します。

豊橋市廃棄物総合計画の体系

基本理念「あなたが主役 ごみゼロとよはし 循環・安心のまちを目指して」

一般廃棄物処理基本計画

〈ごみ処理部門〉

●基本方針

- I ごみの発生・排出抑制
- II リサイクルの推進
- III 環境負荷の少ない廃棄物処理

●目標（平成21年度に比べ、平成32年度において）

- I ごみ排出量（家庭系ごみ及び事業系ごみ）を10%減量
（家庭系ごみは、市民1人1日当たりの排出量を7%減量）
- II リサイクル率を28%に引き上げ
- III 最終処分量を21%減量

基本施策1
ごみ減量の推進

基本施策2
資源回収の促進

基本施策3
円滑な収集・運搬

基本施策4
環境負荷の少ない中間処理

基本施策5
安定した最終処分

基本施策6
三者の協働・環境への配慮

〈生活排水処理部門〉

●基本方針

- IV 適正な水処理の推進

●目標（平成32年度において）

- IV 生活排水処理率を94%に引き上げ

基本施策
適正な水処理の推進

産業廃棄物処理基本計画

●基本方針

- I 産業廃棄物の発生・排出抑制
- II リサイクルの推進
- III 適正処理の推進

●目標

- I 排出量・最終処分率の削減
（平成32年度において）
 - ・排出量を平成20年度実績以下に抑制
 - ・排出量に対して最終処分率を2%以下に削減
- II 再生利用率の向上（平成32年度において）
 - ・排出量に対して再生利用率を43%以上に増加
- III 適正処理に向けた情報の公開・発信の充実
 - ・産業廃棄物、優良な処理事業者及び不適正処理事業などに関する情報の公開・発信システムの充実

基本施策1
産業廃棄物の発生・排出抑制の促進

基本施策2
循環的利用の促進

基本施策3
適正処理、情報の公開・発信、処理体制の充実

第6節 計画の推進

6-1 推進方法

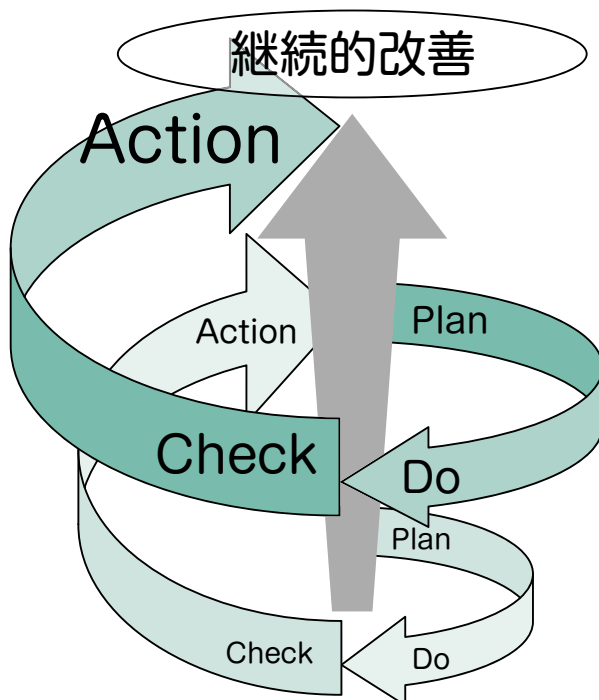
本計画に掲げた目標の達成に向けては、行政はもとより市民、事業者のなお一層の取り組みが必要です。そこで、廃棄物の適正処理を推進するとともに、発生抑制や再生利用の推進について、市民や事業者の理解・協力を求めながら行動の実践を促していくこととします。

こうしたことから、本計画に掲げた基本施策の総合的かつ計画的な推進について「環境審議会」からの助言を得るとともに、「530運動環境協議会」の活動を始めとする市民との協働事業を進め、さらに、市民、事業者などからの意見を反映し計画を推進します。


6-2 進行管理

本計画を効果的・効率的に推進していくために、計画の目的や目標を市民や事業者、関係団体などと共有し、連携を図りながら目標の達成を目指します。

また、それぞれの目標値や具体的取組の進捗状況を随時把握し、それらの進行管理と定期的な点検を通じて、概ね5年を目処に計画全体の評価と見直しを行います。



Plan (計画)	豊橋市廃棄物総合計画において、目標を定めた計画を策定し、概ね5年を目処に改訂する。
Do (実行)	市民・事業者・行政のパートナーシップによる計画の推進
Check (点検・評価)	取組内容について点検・評価を行い、環境審議会などで目標に関して報告を行う。
Action (見直し)	定期的な取組内容の改善



第2部

一般廃棄物処理基本計画

計画の概要

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、本市の区域内における一般廃棄物の処理について、基本的事項及び方針を定めたものです。

一般廃棄物処理基本計画

〈ごみ処理部門〉

●基本方針

- I ごみの発生・排出抑制
- II リサイクルの推進
- III 環境負荷の少ない廃棄物処理

●目標（平成21年度に比べ、平成32年度において…）

- I ごみ排出量（家庭系ごみ及び事業系ごみ）を10%減量
（家庭系ごみについては、市民1人1日当たりの排出量を7%減量）
- II リサイクル率を28%に引き上げ
- III 最終処分量を21%減量

●基本施策

- 1 ごみ減量の推進
- 2 資源回収の促進
- 3 円滑な収集・運搬
- 4 環境負荷の少ない中間処理
- 5 安定した最終処分
- 6 三者の協働・環境への配慮

〈生活排水処理部門〉

●基本方針

- IV 適正な水処理の推進

●目標（平成32年度において…）

- IV 生活排水処理率を94%に引き上げ

●基本施策

- 適正な水処理の推進

〈ごみ処理部門〉



第1章 現状の認識

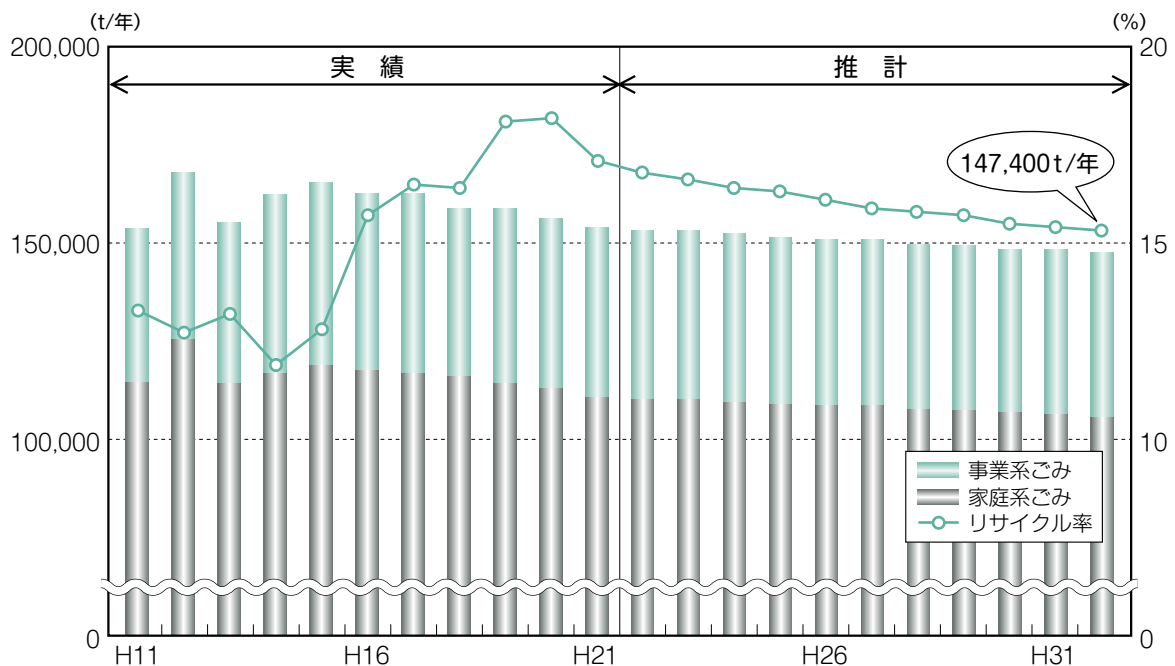
本市では、資源循環型社会の実現を目指して、ごみの分別収集や資源回収拠点の設置、ごみ焼却施設における熱分解・高温燃焼溶融炉の導入により資源化量の拡大を進め、ごみ減量やリサイクルの推進を図ってきました。

最終処分量は、ごみ分別の細分化やスラグの有効利用、プラスチックリサイクルの開始により順調に減少しています。

しかしながら、特に「もやすごみ」や事業系ごみの排出抑制が進まなかったために、計画どおりにはごみ減量は進みませんでした。

また、リサイクル率についても、資源化量の拡大を図りましたが、地域資源回収量の減少や、スラグの需要低下などから、あまり上昇していません。

現状のまま推移した場合、将来のごみ排出量は平成32年度に約147,400tまで減少することが見込まれますが、資源循環型社会を実現するには、より一層の取り組みが必要です。



注1：家庭系ごみ=家庭収集ごみ(7分別)+家庭持ち込みごみ+530ごみ+リサイクルステーション等+地域資源回収

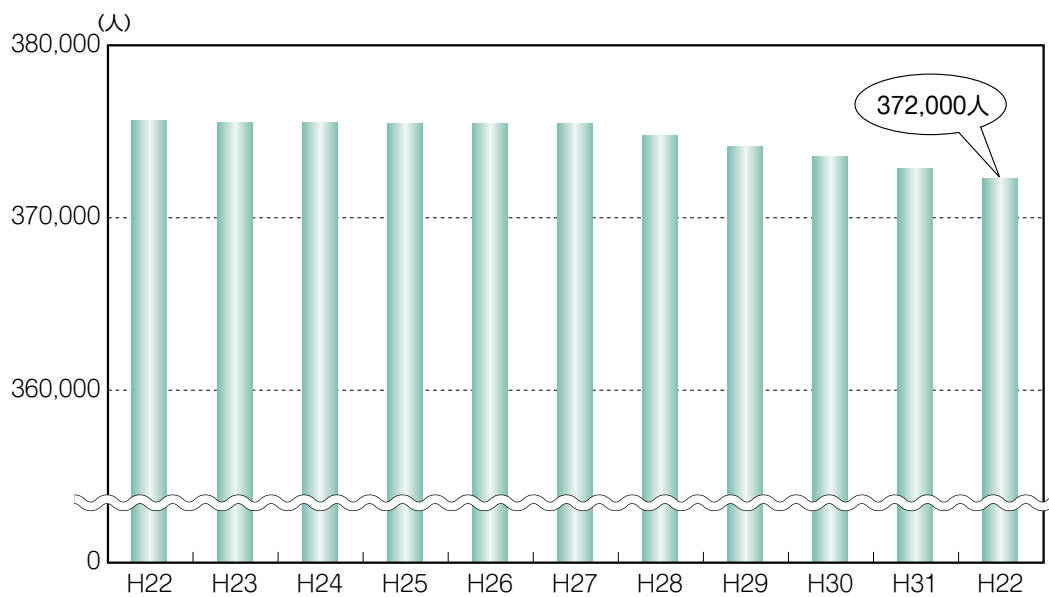
注2：事業系ごみ=事業系一般廃棄物+公共廃棄物

注3：ごみ排出量は、平成12年度から21年度の実績を基に推計を行いました。

図2-1 ごみ排出量の推移と推計（現状推移の場合）

参 考

本市の人口は、少子高齢化が進んでおり大幅な人口増加が見込めないため、今後は減少することが予想されます。平成32年度には概ね372,000人になります。



注：人口の見込みは、第5次豊橋市総合計画「人口見通し」を参考にしました。

第2章 基本方針と目標

第1節 基本方針

資源循環型社会の実現にあたり、引き続きごみ減量とリサイクルを継続していく必要があります。市民のライフスタイルの変化に伴うごみの多様化を踏まえ、市民・事業者・行政の協働のもと、ごみの発生から処分までの各段階において、従来の取り組みの徹底と、新たな取り組みへの挑戦が求められています。

そこで、ごみ処理における基本方針を次のとおり定めます。

基本方針

I ごみの発生・排出抑制

II リサイクルの推進

III 環境負荷の少ない廃棄物処理

基本方針Ⅰ ごみの発生・排出抑制

資源循環型社会を実現するためには、第一に、発生するごみの量をできる限り少なくすること（リデュース）が必要です。市民・事業者の一人ひとりが環境に配慮した意識を持って行動することで、排出されるごみの量をできるだけ減らすまちづくりを目指します。

基本方針Ⅱ リサイクルの推進

リサイクルを推進するためには、市民・事業者・行政の三者がそれぞれの役割と責務を果たすとともに、相互の連携を図って行動する必要があります。三者による適正な役割分担と協働を図ることで、資源を有効活用するまちづくりを目指します。

基本方針Ⅲ 環境負荷の少ない廃棄物処理

廃棄物の処理にあたっては、多くのエネルギーが必要であり、その際には地球温暖化の要因となる二酸化炭素をはじめ、環境負荷を与える物質が発生します。それらの影響をできる限り軽減するとともに、安定した廃棄物の最終処分へつなげます。

第2節 目標

基本方針に基づき、次の3項目について目標を設定します。

I ごみ排出量

II リサイクル率

III 最終処分量

2-1 ごみ排出量

現状のまま推移した場合、ごみ排出量は減少しますが、市民1人1日当たりのごみ排出量は、類似都市平均と比べ多い傾向にあります。(94ページ参照)

家庭や事業所への啓発などを通じ、更なるごみの減量を目指します。

平成32年度におけるごみ排出量に関する目標を次のとおり定めます。

目標 ごみ排出量(家庭系ごみ及び事業系ごみ)を平成21年度に比べ、10%減量

→ 家庭系ごみ:市民1人1日当たりの排出量を7%減量

注:ごみ排出量はごみ総排出量(市関与ごみ量+地域資源回収量)から災害廃棄物と市関与産業廃棄物を除いたものです。

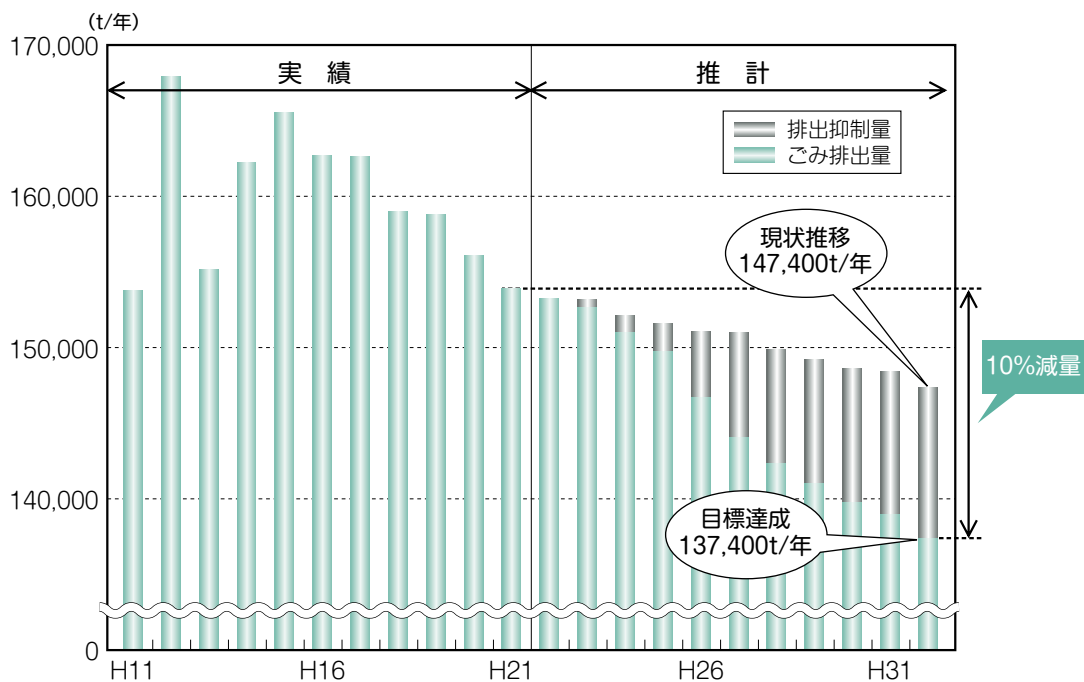


図2-2 ごみ排出量の推移と推計（目標達成の場合）

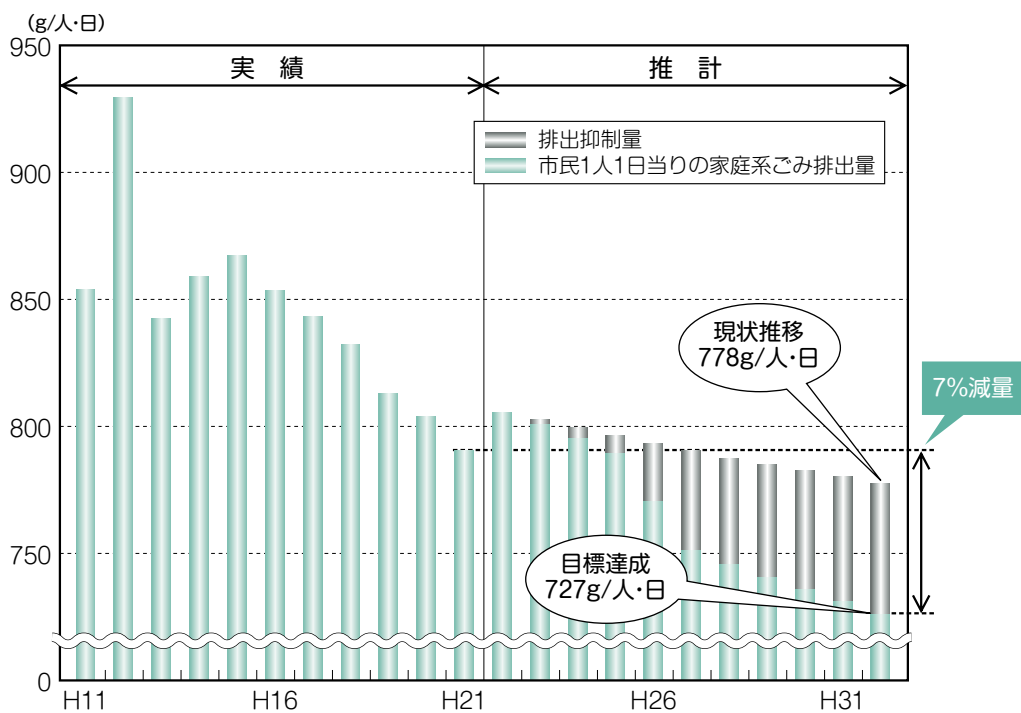


図2-3 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移と推計

2-2 リサイクル率

限りある資源を有効に利用するという考えのもと、市民・事業者・行政が協力し、リサイクル率の向上を図ります。

平成32年度におけるリサイクル率に関する目標を次のとおり定めます。

目標 ごみのリサイクル率を28%に引き上げ

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{資源化量}}{\text{ごみ排出量}}$$

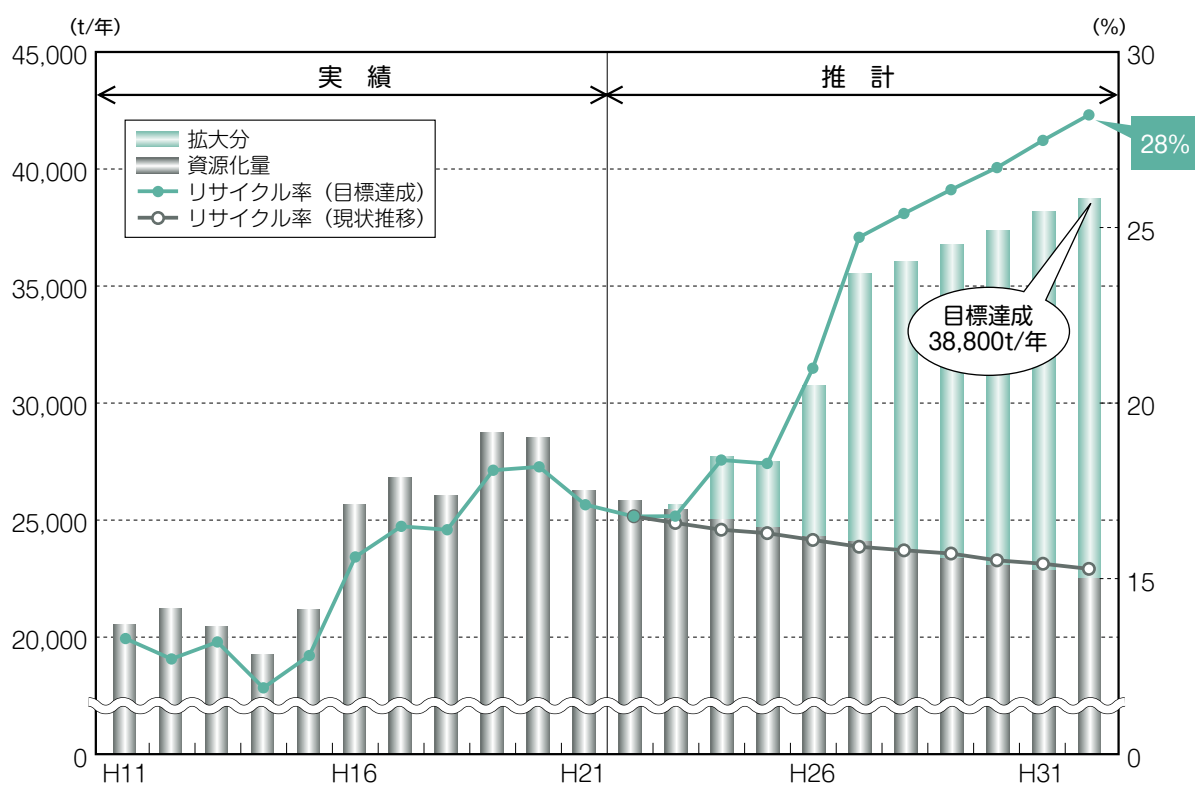


図2-4 資源化量及びリサイクル率の推移と推計

2-3 最終処分量

様々な減容処理を経た後、最終的に残ったごみは最終処分場で埋立処分されます。環境負荷の低減や処分場の延命化などを図るため、最終処分量を減らしていく必要があります。

平成32年度における最終処分量に関する目標を次のとおり定めます。

目標 最終処分量を平成21年度に比べ、21%減量

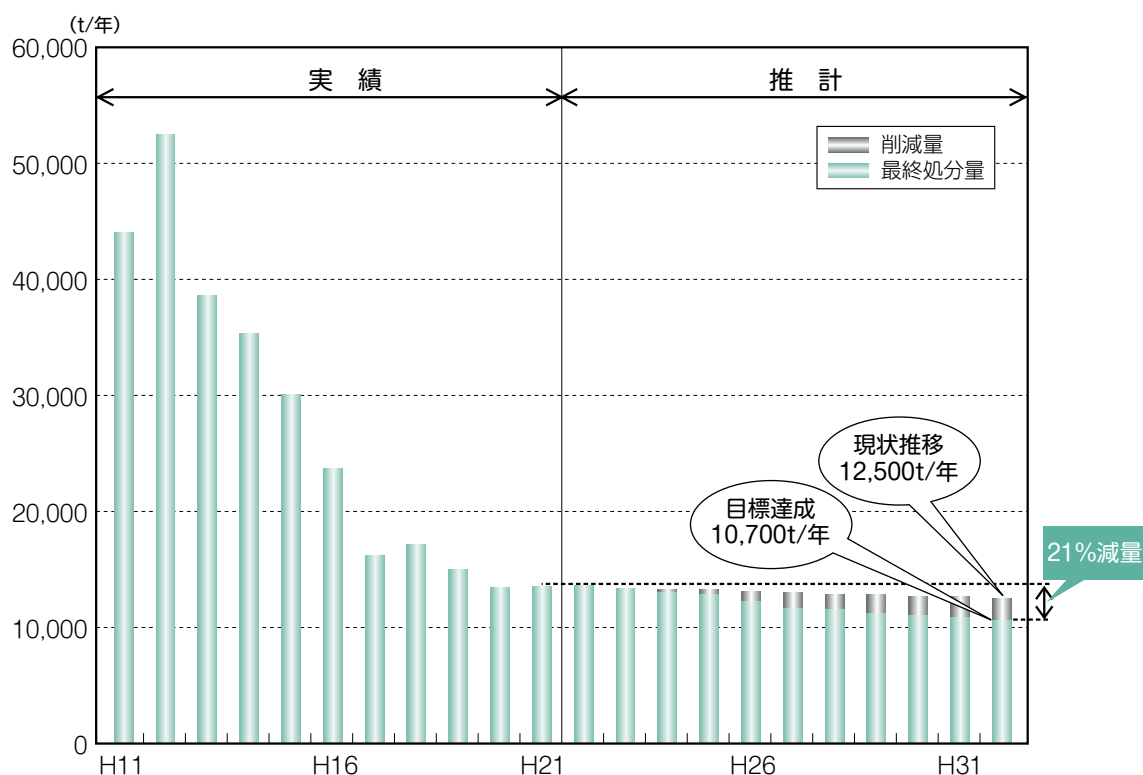


図2-5 最終処分量の推移と推計

目標値に関する数値を、次に示します。

表2-1 目標値に関する数値一覧

			平成21年度	平成32年度	
			実績	目標値など	平成21年度比
ごみ排出量		t/年	153,893	137,400	10%減量
家庭系	家庭系ごみ排出量	t/年	110,876	98,700	10%減量
	原単位	g/人・日	790	727	7%減量
事業系ごみ排出量		t/年	43,017	38,700	10%減量
資源化量		t/年	26,246	38,800	—
リサイクル率		%	17.1%	28%	—
最終処分量		t/年	13,553	10,700	21%減量

注1：目標値の設定に当たっては、災害廃棄物と市関与産業廃棄物を除外しました。
 注2：色つきの部分は目標値を設定した項目です。

参 考：国及び愛知県の計画目標

計画名	基準年度	目標年度	目 標 (現状に対して)
廃棄物処理法に基づく基本方針(国)※1	平成19年度	平成27年度	排 出 量 約5%削減 再生利用量 約25%に増加 最終処分量 約22%削減
循環型社会形成推進基本計画(国)※2	平成12年度	平成27年度	1人1日当たりのごみ排出量 約10%削減 1人1日当たりの家庭ごみ排出量 約20%削減 事業系ごみ総量 約20%削減
愛知県廃棄物処理計画	平成16年度	平成23年度	処理しなければならないごみの一人一日当たりの量 約21%削減の720g 再生利用量の割合 約29% 最終処分量 約21%削減

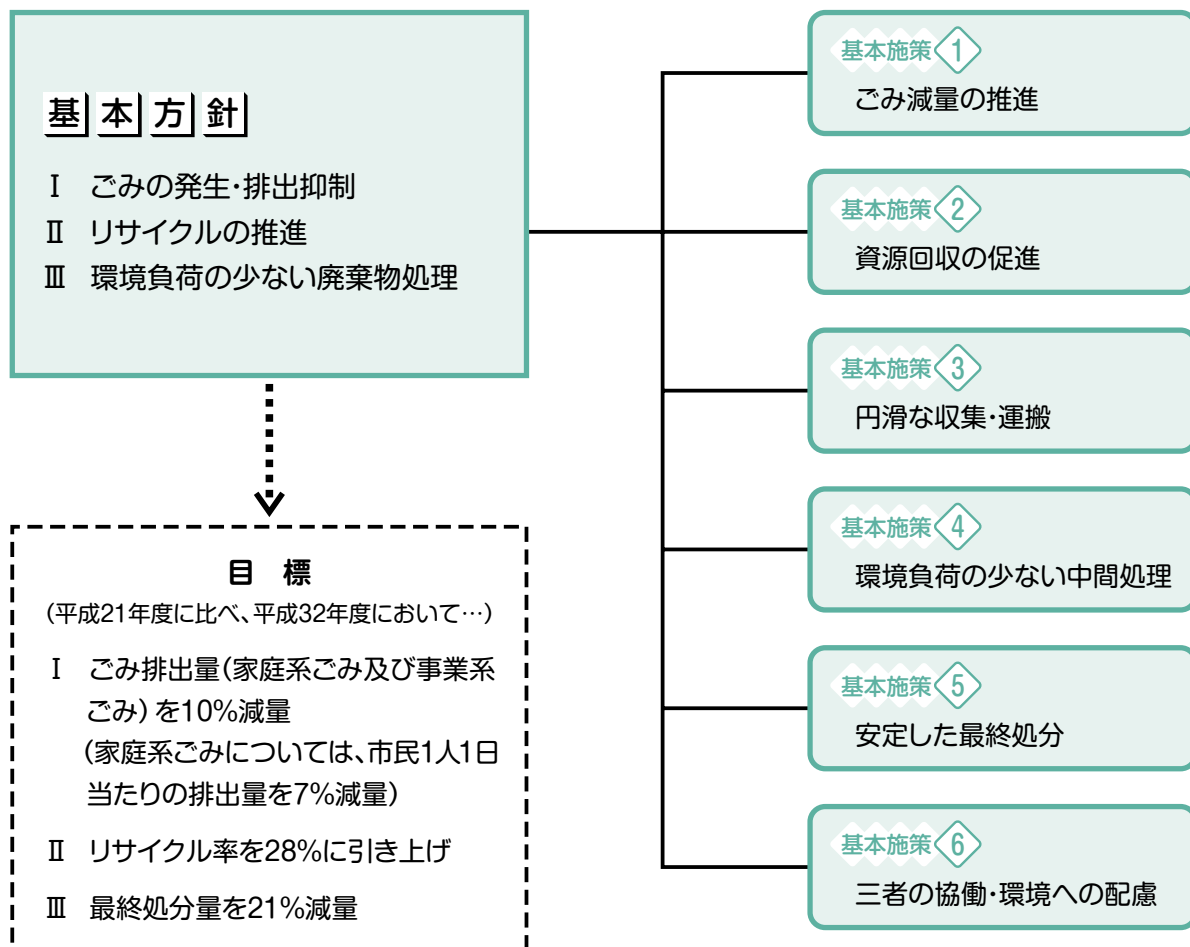
※1 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成22年12月20日環境省告示第130号)

※2 循環型社会形成推進基本法に基づき国が策定した計画(平成20年3月)

第3章

基本方針に基づく基本施策

前章で掲げた基本方針に基づき、目標を達成するために次のとおり基本施策を定めます。



基本施策ごとに現状の課題をまとめ、今後の具体的な取り組みを次に示します。

課 題

● ごみに対する意識の向上

環境意識の高まりにより、ごみの減量やリサイクルへの関心も高まっていますが、市民全体までは広まっておらず、ごみに対する関心の低い人の意識を高めるための広報啓発を実施する必要があります。

ごみの排出方法や減量に関する知識、情報の提供を充実するとともに、「ごみになるものは購入しない」といった、ごみの発生段階での抑制実施についても呼びかける必要があります。

● ごみ排出量の抑制

本市のごみ排出量は減少傾向にあるものの、市民1人1日当たりのごみ排出量を比較すると、中核市平均1.08kg※に対し、本市は1.17kg※であり、引き続き減量に努める必要があります。

今後更なる排出抑制に努め、市民・事業者に対し広報啓発活動などを推進するとともに、新たな排出抑制策の導入が必要です。

※平成20年度一般廃棄物処理事業実態調査より

● 経済的手法の導入

ごみ排出量の削減、負担の公平化などを目的に、ごみの排出量に応じて費用負担を求める手法の検討・導入が全国的に進められています。本市においても、経済的手法の導入を検討する必要があります。

● 事業系ごみの分別排出の徹底

事業系ごみは毎年4万トン以上排出されており、本市のごみ排出量の約3割を占めています。また、事業系ごみには資源物である古紙の混入が見られます。

事業者を対象としたアンケート調査では、ごみ減量やリサイクルについての先進的な情報を求める意見が寄せられていることから、これらの情報の充実により分別排出の徹底を図り、事業者自らによるごみの資源化を推進する必要があります。

具体的取組

● 530運動環境協議会の活用

530運動環境協議会による530実践活動や幼児環境教育など、ごみゼロ社会実現のための意識向上を図るための啓発を進めます。

● 530市民の育成

環境教育や出前講座、啓発活動などを行うことにより、ごみ分別や減量・リサイクルについて深い知識を持ち、積極的に行動することができる530市民の育成に取り組みます。

- ① 幼稚園・保育園、学校における環境教育の充実
- ② 清掃施設見学会の充実やリサイクルプラザにおける体験学習・研修の実施
- ③ 自治会・市民団体などを対象にした出前講座の実施

● ごみ減量への経済的手法の検討

ごみ減量と適正な分別排出の徹底、廃棄物処理にかかる市民の意識啓発を図るため、新たな経済的手法の導入の検討と、既存の制度の適正化に取り組みます。

① ごみ減量・費用負担公平化の検討

スーパーなどで無料配布されているレジ袋について、事業者と協議を行うなどして有料化を含めた削減を促します。

また、家庭収集ごみの指定ごみ袋制度や有料化など、家庭ごみの一層の減量のあり方を検討します。

② 大きなごみの戸別有料収集などの検討

大きなごみの戸別有料収集や、資源化センターへ自己搬入されるごみの費用負担のあり方を検討します。

③ 事業系廃棄物の処理手数料の見直し

事業系廃棄物を資源化センターや埋立処分場に搬入する際に課している手数料について、引き続きごみ処理原価に基づく適正な料金設定に努めます。

● 生ごみ減量の推進

家庭から発生する「もやすごみ」の排出量減量を図るため、割合の高い生ごみの減量を推進します。

① 電動式生ごみ処理機の貸し出し・生ごみ処理機購入補助事業の推進

現在行っている、生ごみ減量容器・電動式生ごみ処理機の購入補助事業を継続し、家庭からの生ごみの排出抑制と資源化を図ります。また、生ごみ処理機によって処理された残渣の活用法や、ダンボールコンポストなど、その他の生ごみ処理方法についてもPRを行います。

② **家庭におけるエコ・クッキングの促進**

家庭の台所から発生するごみの量を少なくするため、エコ・クッキングの方法をまとめたハンドブックを配布します。また、市民団体によるエコ・クッキング教室などの開催を促進します。

③ **生ごみの水切りの励行**

「もやすごみ」の約4割を占める生ごみは水分の割合が高く、水切りは身近で有効なごみ減量対策です。三角コーナーなどの利用による水切りの励行により、生ごみの減量を図ります。

● **効果的な情報提供の推進**

様々な市民ニーズに対応した質の高い行政サービスを提供するために、ホームページや広報などの充実を図り効果的な情報提供に努めるとともに、新たな情報ツールや情報内容の検討を行います。

- ① **身近で出来るごみ減量やリサイクルに役立つ情報の提供**
- ② **ごみに無関心な市民が興味を持つような情報の検討**
- ③ **市民がアクセスしやすい情報ツールと情報内容の充実**

● **エコショップ制度の推進**

ごみ減量化・リサイクルなどに積極的に取り組む店舗を「豊橋市ごみ減量リサイクル推進店（エコショップ）」として認定します。また、先進的な取り組みを行っている店舗を広報などを通じて広くPRし、事業者のエコに対する取り組みの促進と、市民のエコショップ利用を呼びかけます。

● **事業系ごみの減量計画と指導強化**

「事業系一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書」に関して、計画策定を義務づけられている一定規模以上の事業者に対して、廃棄物の減量目標値や個別のごみ減量方法などを記したマニュアルを配布し、策定支援や指導にあたります。

● 事業系廃棄物の減量・資源化の促進

本市のごみ排出量の約3割を占める事業系廃棄物について、減量・資源化の促進と適正排出の徹底を図ります。

① 紙ごみの分別徹底と資源化

事業系廃棄物のうち大きなウェイトを占める紙ごみについて、分別の徹底と古紙回収業者への持ち込みを促進します。

② 回収システム構築の支援の検討

中小事業者から排出される古紙などについて、複数の事業者が共同で回収・資源化ができるよう、回収システム構築の支援を検討します。

③ 事業系廃棄物の搬入検査の強化

資源化センターに搬入される事業系廃棄物の搬入検査を強化し、再生利用できる古紙などの搬入規制を検討します。

④ 紙ごみの発生抑制

紙ごみの発生を抑制するために、書類の電子化と古紙の再生利用を呼びかけます。

● 拡大生産者責任の徹底

拡大生産者責任は、生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うもので、資源循環型社会の形成を進める上で大変重要な考え方です。

ごみ減量やリサイクルが円滑に行われるシステムの構築が必要との認識から、プラスチック製容器包装以外のプラスチックなど、新たな素材についても拡大生産者責任の適応をあらゆる機会を利用して国や産業界に働きかけていきます。

● 業者の自主回収の促進

読み終わった新聞や広告、食品トレイなど、資源として回収・再生利用可能なものについて、製造・販売・流通業者による自主回収・リサイクル促進の取り組みを促します。

● 産業界などの自主回収に関する情報提供

不用となったパソコン、自動二輪車、消火器などは、製造事業者により回収が進められ、リサイクルされています。このような業界独自の回収が促進されるよう、市民に対して情報提供に努めます。

基本施策 2 資源回収の促進

課題

● リサイクル率の向上

本市のリサイクル率は上昇傾向にあるものの、中核市平均18.6%※と比較すると、本市は18.2%※であり、若干低い値となっています。

国の目標値（平成27年度）では再生利用率を約25%としており、ごみの収集から最終処分までのあらゆる過程において、今後更なる資源化を推進する必要があります。

※平成20年度一般廃棄物処理事業実態調査より

具体的取組

● 地域資源回収の活性化

資源回収の活性化及びごみの資源化を推進するため、古紙・布類を回収した団体に対して奨励金を交付しています。今後も、対象品目や交付額の検討を進めながら、地域資源回収の活性化を図ります。

● 資源回収拠点の充実

現在、市民が気軽に古紙・布類などを持ち込むことができるリサイクルステーションを市内3か所に設置しています。また、古紙を無償で持ち込むことができる古紙リサイクルヤードを古紙回収業者の協力により実施しています。今後も市民が日常的に利用ができるように、効率的・合理的な資源回収方法の検討と資源回収拠点の充実を図ります。

● 古紙・布類のリサイクル推進

現在、古紙はリサイクルステーション等と地域資源回収で、布類はこれらに加えごみステーションでの収集を行っています。引き続き適正分別の徹底を図るとともに、地域資源回収などの積極的利用を呼びかけることで、リサイクルの推進に努めます。

● 資源ごみのステーション収集の検討

現在、主に専用回収容器により収集しているびん・カン、地域資源回収やリサイクルステーション等で収集している古紙・布類などの資源ごみについて、市民の利便性や現行の収集体制と比較しながら、ごみステーションにおける収集の可能性や有効性を検討します。

● ペットボトルのリサイクル推進

持ち出し場所の増加による利便性向上を図るため、ペットボトルの回収を拠点回収から地域のごみステーション収集に収集方法を移行します。今後も、状況に応じた収集方法の検討を進めながら、収集したペットボトルの効率的なリサイクルの推進に取り組みます。

● プラスチックのリサイクル推進

プラスチック製容器包装の再商品化を推進するため、分別の徹底を呼びかけることで再商品化率の向上を図ります。

● 食用油のリサイクル推進

家庭で不用になった食用油をBDF（バイオディーゼル燃料）などにリサイクルすることを目的に、リサイクルステーションで回収を行っています。市民に広くPRし、回収量の増加に努めるとともに、資源化によって作られた燃料の利用を広く呼びかけることで、ダンブカーなど大型公用車への利用や、農業用機械などへの利用促進に努めます。

● 家具類のリサイクル推進

戸別収集、直接搬入で「大きなごみ」として収集された家具などを補修し、再生品として展示販売をすることで、リサイクルに対する市民意識の向上を図ります。

● スラグの有効利用

焼却施設1・2号炉から発生するスラグの品質確保と安定的な供給に努め、利用の促進を図ります。

● 希少金属のリサイクル推進〈新規〉

携帯電話など、家庭から排出される小型家電製品について、金属・レアメタルなど資源の回収・資源化を目的とした仕組みについて検討を行い、リサイクルの推進に努めます。

● 剪定枝のリサイクル推進〈新規〉

資源化センターに持ち込まれる剪定枝の資源化を図るため、リサイクル施設を整備し、安定した製品の供給と需要先の確保を図り、リサイクルを推進します。

基本施策 3 円滑な収集・運搬

課題

◎ ごみ分別・ごみ出しマナーの徹底

家庭ごみの組成分析調査（平成21年度実施）によると、「もやすごみ」に古紙が、「こわすごみ」にびん・カン・金属が混入しているなど、ごみが適正に分別されていない様子が見られます。

また、ごみの不適正排出（指定日、指定時間外でのごみ出しなど）や、ビンカンボックスからの資源の抜き取りが問題となっています。

アンケート調査でも、ごみ分別や排出マナーの周知徹底を望む意見が寄せられており、これらの改善に向けた広報啓発の強化や、新たなごみの持ち出し方法の導入を行う必要があります。

具体的取組

◎ 清掃指導員の活動支援

ごみの分別や持ち出しルールの徹底、地域資源回収などの活性化について、これらの指導や推進を担う清掃指導員制度を引き続き推進します。また、清掃指導員の研修内容の充実を図るとともに、その役割を十分果たせるような仕組みを構築していきます。

◎ 分別精度の向上

家庭ごみの分別をわかりやすく説明したごみガイドブックの作成・配布などを引き続き行うとともに、広報などを通じて市民にごみ分別の更なる徹底を呼びかけ、分別精度の向上を図ります。

また、転入・転出が頻繁にある集合住宅などへのごみ出しルールの周知徹底を行います。

◎ 外国人への広報啓発の充実

言語や生活習慣が異なる外国人定住者に対し、外国語版ごみガイドブックの配布や、説明会などを通じてごみの適正な分別と持ち出しルールの周知を行います。

● 効率的なごみ回収

市民に毎年クリーンカレンダーを配布し、収集日程やごみの出し方などを周知することで、ごみの分別徹底を図ります。

直営によるごみ収集については、世帯数に応じたごみステーションの適正配置及びごみ量・ごみ質の変化や高齢世帯の増加など、社会状況に対応した収集体制の見直しと委託化の検討を行うことで、効率的なごみ回収を推進します。

また、廃棄物収集運搬業者によるごみ収集については、業者への積極的な指導育成に取り組むことで、適正・円滑なごみの収集運搬を促進します。

● 不法持ち出しごみステーション対策

ごみステーションは、市民と行政がごみの排出において接点をもつ重要な場所であり、市民がごみを排出するにあたってルールを守ることが必要とされる場所でもあります。

しかし、事業系ごみの持ち出しや、ごみ種ごとの分別や排出する曜日・時間・出し方などについて、守るべきルールが守られていない状況が見受けられるため、チラシの配布・説明会の実施・ごみステーションにおける立番指導の実施などにより、市民や自治会とともにごみステーションの適正管理に努めます。今後も各家庭や事業所へごみの排出に関するルールが守られるよう、広報などを通じてPR活動を行います。

● ビンカンボックスによるびん・カン回収の検討

ビンカンボックスによる資源ごみ高度分別推進事業は、平成9年度に全校区に設置が完了し、びん・カンなどを回収していますが、近年、ビンカンボックスの老朽化、抜き取りなど、多くの問題があるため、回収方法の見直しを含めた検討を行い、びん・カンの回収促進を図ります。

● ごみ搬入車両の増加対策

資源化センターへごみを直接搬入する自家用車が繁忙期に増加し、周辺道路が渋滞しています。この解消のため、受入態勢などを見直し円滑な施設運営に努めます。

● ごみ分別・持ち出しルールの検討〈新規〉

現在、本市の家庭ごみの分別は7分別になっていますが、廃棄物の性状とごみ処理施設や収集体制の状況などを踏まえ、常に適切なごみ分別と持ち出し方法の検討を進めます。

● 資源ごみの持ち去り（抜き取り）対策〈新規〉

ごみステーションやビンカンボックスからの資源物の持ち去り・抜き取りについて、条例による規制を含めた防止対策を検討します。

● 家庭から出るプランターなどの排土の受け入れを検討〈新規〉

近年、プランターで野菜や草花を育成した後、排出する土について、処理方法の問い合わせが非常に多く発生しています。

現在、土や石は、ごみの対象外のため、再利用のお願いをしていますが、マンションやアパートなどに居住し、再利用が難しい状況もあり、この受け入れについて検討を進めます。

● 処理困難物の見直しの検討〈新規〉

生活様式の変化により、家庭から排出される廃棄物も年々変化しています。行政で収集・処理できない「処理困難物」について、廃棄物の収集・処理能力などを考慮しながら、品目の見直しを検討します。

課題

● 中間処理施設の老朽化への対応

資源化センターの焼却施設3号炉（竣工：平成3年2月）及び資源リサイクルセンター（竣工：平成2年3月）は供用開始後20年を経過しています。また、焼却施設1・2号炉（竣工：平成14年3月）も計画期間の最終年度には供用19年となるため、可能な限り延命化に努めるとともに、計画期間中に施設の更新を検討する必要があります。

● ごみ処理広域化への対応

効率的・合理的な廃棄物処理とリサイクルを推進するため、ごみ排出量・将来人口・社会情勢などを踏まえて、市域を越えた広域的な取り組みについても検討する必要があります。

なお、「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（平成21年3月 愛知県）において、本市は『豊橋田原ブロック』と位置付けられ、焼却施設について、田原市との広域化を図ることとされています。

具体的取組

● 3号炉の効率活用

資源化センターの焼却施設3号炉について、ごみ焼却処理量に対応するためにも、焼却施設1・2号炉に併せた延命化を図ります。

● 資源リサイクルセンターの施設整備

びん・カン、ペットボトルの選別・圧縮・梱包を行っている資源リサイクルセンターは、供用開始後20年を経過し、施設の老朽化が進んでいるため、リサイクルの推進と併せた施設整備を進めます。

● 広域ごみ処理への取り組み

愛知県のごみ焼却処理広域化計画を考慮し、ごみ処理の広域化を実践している他の事例について情報収集に努めます。また、三河港港湾計画の中で具体的な位置付けが検討されている広域廃棄物最終処分場の実現に向けた取り組みを進めます。

● 産業廃棄物の受け入れの見直しの検討〈新規〉

資源化センターに搬入されている産業廃棄物については、施設負荷の軽減の観点から、受け入れを見直すことを検討します。

● 将来的な廃棄物処理施設整備の推進〈新規〉

昭和55年度より稼働している廃棄物の総合中間処理施設である資源化センターは、既更新施設や周辺施設も含めて老朽化が進んでおり、一体的な施設整備が必要になりつつあります。整備規模、整備場所、環境対策、事業費及び処理システムなど多様な課題について検討した上で、施設整備計画を作成し、施設整備を推進します。

基本施策

5

安定した最終処分

課題

● 最終処分場の長期利用

広い用地を必要とする処分場の新規整備は、今後さらに困難になると想定されます。平成23年度より新しい最終処分場の供用が開始されますが、長期利用のためには、埋立処分量の減量と同時に、すでに埋め立てられた廃棄物の減容も必要となります。

また、周辺環境と調和した施設の管理・運営にも引き続き努めていく必要があります。

具体的取組

● 搬入ごみの減容

排出、収集、中間処理での最適な処理システムを検討し、最終処分場に搬入されるごみの減量・減容とリサイクル率の向上を図ります。

● コンクリート類のリサイクル推進

直接埋め立てされている「うめるごみ」のうち、コンクリート類のリサイクルを推進します。

● 脱塩残渣の処理

焼却施設の残渣として発生する脱塩残渣は埋め立て処分しています。更なる最終処分場の負荷軽減の観点から減容化の検討を進めます。

● 最終処分場周辺の環境対策

最終処分場の周辺環境に万全な対策を講じるとともに、引き続き安全で安心な施設であるように努めます。

また、埋立終了後も、施設を廃止するまでの期間、適切な維持管理により環境の保全に努めていきます。

● 災害時における迅速な廃棄物処理

災害発生時には、がれきなど大量のごみが発生することが考えられます。

早期の災害復旧と衛生環境の確保のために、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理体制の整備

に努めます。

- ① 災害廃棄物処理計画、各施設における作業マニュアルの作成を推進
- ② 災害廃棄物の一時集積場所、分別区分、搬入方法などの調査検討
- ③ 県及び周辺市町村との連絡体制の確認
- ④ 廃棄物処理関係団体との協定に基づく災害廃棄物処理の協力体制の構築

課題

● 市民・事業者・行政の連携の強化

市民・事業者・行政の三者が、それぞれの役割を理解し、ごみの減量化・資源化などを協働して取り組んでいくことが必要です。そのためにも三者の協働を強化する必要があります。

● 温室効果ガス排出量の削減

ごみ処理に係る温室効果ガスの発生は、収集運搬車両の使用や廃棄物の焼却による二酸化炭素の排出、埋立処分場でのメタンガス発生などが主な要因です。本市においても、効率的なごみの収集運搬や、環境負荷の少ない収集運搬車両の導入、ごみの適正な排出の啓発に努めていく必要があります。

● ごみ処理経費の抑制

市民1人当たりのごみの処理経費は、中核市平均と比較すると低くなっていますが、ごみ処理や施設の整備には多くの費用を要します。本市においては、平成21年度に約35億円をごみ処理に要していますが、今後も収集の効率化を始め、ごみ処理経費の抑制に努めていく必要があります。

● 不法投棄の防止

本市では、監視パトロールの実施、監視カメラ・警告看板の設置などを実施していますが、不法投棄が後を絶たない状況です。このため、更なる監視体制の強化などが必要となります。

具体的取組

● 530運動の推進

「自分のゴミは自分で持ちかえりましょう」を合言葉に、本市で生まれた530実践活動を、市民・事業者・行政が一体となって積極的に推進し、空き缶、空きびんなどの散乱ごみのない清潔な居住環境の実現を目指します。

● 市民参加型のイベント開催

「530のまち環境フェスタ」や「エコキッズサーキット」など市民参加型のイベントを実施することで、3Rに関する市民の取り組みを支援し、理解を深める場を作ります。

● 市民・事業者・行政の連携強化

市民・事業者・行政の三者の協働により、ごみ減量やリサイクル商品の利用などの推進に努めます。行政は、廃棄物処理について計画や目標を設定し、市民に対しては情報提供や環境教育、活動支援を、事業者に対しては事業系一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書に基づく指導や支援などを行うことで、三者の連携強化に努めます。

● サーマルリサイクルの推進

焼却施設から発生する熱エネルギーを効率的に回収し、環境保全に配慮したサーマルリサイクルを推進します。

● 余熱の安定供給

焼却施設から発生する熱エネルギーを効率的に回収し、発電や温室へ利用するとともに、「りすば豊橋」にも安定供給をしていきます。

● ISO14001の普及促進

地域の事業者の環境に対する取り組みと自主的な廃棄物の減量やリサイクルを促進するため、認証取得のための情報提供などの支援を行います。

● ごみ処理コストの情報発信

家庭から排出されるごみ1kgの処理にかかっている費用など、市民1人がどれだけのごみ処理費用を負担しているかを表す数値をわかりやすく公表することで、市民の自主的なごみ減量やリサイクル活動の促進を図ります。

また、ごみ収集や処理部門ごとにかかる経費を算出し、適正なごみ処理経費を把握することで、事業全体の点検・改善に生かします。

● 監視体制（パトロール）の強化

排出者負担や拡大生産者責任という観点から家電リサイクル法などが制定され、市民や事業者にもリサイクル料金などの負担が求められています。しかし、一部においてはその認識の低さから不法投棄が後を絶ちません。その対策として、市民や事業者に広報やパンフレットで適正な処理について呼びかけ、意識の向上を図るとともに、不法投棄防止監視パトロールを実施しその抑制に努めます。

● 次世代自動車の普及〈新規〉

地球温暖化防止対策を積極的に展開するため、温室効果ガスの排出抑制の一環として、環境にやさしい自動車であるハイブリッド収集車などの導入を推進します。

第4章 重点取組

前章で掲げた具体的取組の中から、以下を重点取組として位置付けます。

重点取組

- ごみ減量への経済的手法の検討 …………… 21ページ
- 事業系ごみの減量計画と指導強化…………… 22ページ
- 事業系廃棄物の減量・資源化の促進 …………… 23ページ
- 資源ごみのステーション収集の検討 …………… 24ページ
- 効率的なごみ回収 …………… 27ページ
- 将来的な廃棄物処理施設整備の推進 …………… 30ページ
- 最終処分場周辺の環境対策 …………… 31ページ
- 市民・事業者・行政の連携強化 …………… 34ページ

ごみの減量・資源化を一層推進するため、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に向けた市民や事業者の自主的な活動を促進するとともに、家庭でできるごみ減量の普及啓発や経済的手法の導入も含めた新たな取り組みが必要です。

また、廃棄物の収集運搬・中間処理・最終処分に伴う環境負荷の抑制と適正管理、リサイクル機能の一層の充実に取り組みながら、市民・事業者・行政の三者の役割分担を明確にし、ごみの資源化促進やリサイクル商品の利用などリサイクルの推進に努めます。

第5章

事業計画

基本方針	基本施策	具体的取組	スケジュール		
			実施中	前期	後期
I ごみの発生・排出抑制	1. ごみ減量の推進	530運動環境協議会の活用	○	○	○
		530市民の育成	○	○	○
		ごみ減量への経済的手法の検討	○	●	
		生ごみ減量の推進	○	○	○
		効果的な情報提供の推進	○	○	○
		エコショップ制度の推進	○	○	○
		事業系ごみの減量計画と指導強化	○	●	●
		事業系廃棄物の減量・資源化の促進	○	●	●
		拡大生産者責任の徹底	○	○	○
		業者の自主回収の促進	○	○	○
		産業界などの自主回収に関する情報提供	○	○	○
II リサイクルの推進	2. 資源回収の促進	地域資源回収の活性化	○	○	○
		資源回収拠点の充実	○	○	○
		古紙・布類のリサイクル推進	○	○	○
III 環境負荷の少ない廃棄物処理		資源ごみのステーション収集の検討	○	●	
		ペットボトルのリサイクル推進	○	○	○
		プラスチックのリサイクル推進	○	○	○
		食用油のリサイクル推進	○	○	○
		家具類のリサイクル推進	○	○	○
		スラッグの有効利用	○	○	○
		希少金属のリサイクル推進		○	○
剪定枝のリサイクル推進			○	○	
	3. 円滑な収集・運搬	清掃指導員の活動支援	○	○	○
		分別精度の向上	○	○	○
		外国人への広報啓発の充実	○	○	○

注：●は重点取組を示します。

基本方針	基本施策	具体的取組	スケジュール			
			実施中	前期	後期	
I ごみの発生・排出抑制	3. 円滑な収集・運搬	効率的なごみ回収	○	●	●	
		不法持ち出しごみステーション対策	○	○	○	
		ビンカンボックスによるびん・カン回収の検討	○	○		
		ごみ搬入車両の増加対策	○	○	○	
		ごみ分別・持ち出しルールの検討		○		
		資源ごみの持ち去り（抜き取り）対策		○	○	
		家庭から出るプランターなどの排土の受け入れを検討			○	
		処理困難物の見直しの検討		○		
	4. 環境負荷の少ない中間処理	3号炉の効率活用	○	○	○	
		資源リサイクルセンターの施設整備	○	○	○	
		広域ごみ処理への取り組み	○	○	○	
		産業廃棄物の受け入れの見直しの検討		○		
	II リサイクルの推進		将来的な廃棄物処理施設整備の推進			●
	III 環境負荷の少ない廃棄物処理	5. 安定した最終処分	搬入ごみの減容	○	○	○
コンクリート類のリサイクル推進			○	○	○	
脱塩残渣の処理			○	○	○	
最終処分場周辺の環境対策			○	●	●	
災害時における迅速な廃棄物処理			○	○	○	
6. 三者の協働・環境への配慮	530運動の推進	○	○	○		
	市民参加型のイベント開催	○	○	○		
	市民・事業者・行政の連携強化	○	●	●		
	サーマルリサイクルの推進	○	○	○		
	余熱の安定供給	○	○	○		
	ISO14001の普及促進	○	○	○		
	ごみ処理コストの情報発信	○	○	○		
	監視体制（パトロール）の強化	○	○	○		
	次世代自動車の普及		○	○		

注：●は重点取組を示します。



〈生活排水处理部门〉

第1章 現状の認識

豊川や梅田川などの河川が流れ、三河湾と太平洋に面する本市の恵まれた水環境にとって、家庭からの公共用水域への生活雑排水などの流入は、水質の汚濁、更には三河湾における富栄養化の進行による赤潮などの発生原因となります。

このため本市では、発生源対策としての生活雑排水の適正処理が必要であることから、公共下水道や地域下水道の整備に併せ、下水道整備の予定のない地区についても、合併処理浄化槽の積極的な整備を推進することで、し尿及び生活雑排水を併せた適正な処理の向上を図ってきました。

水は、大気と地表、地下を地球規模で循環しながらすべての生命を支えており、人間が生活していく上で欠くことのできない自然の大きな恵みです。未処理の生活雑排水の環境に与える負荷は大きいことから、今後もその低減を図る必要があります。下水道整備地区においては、下水道への接続を促し、下水道整備の予定のない地区については、単独処理浄化槽や汲み取り槽から、生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽への転換を、より一層推進することが必要となっています。

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
生活排水処理率	70.5%	71.4%	73.4%	76.3%	78.3%	79.8%	81.2%	82.1%	83.2%	84.5%	85.2%

注：生活排水処理率とは、市内全世帯のうち、し尿及び生活雑排水を併せて適正に処理している世帯の割合

第2章 基本方針と目標

第1節 基本方針

下水道や合併処理浄化槽の整備を推進し、家庭から排出されたし尿・生活雑排水が適正に処理されるまちづくりを目指します。

生活排水処理における基本方針を次のとおり定めます。

基|本|方|針

適正な水処理の推進

第2節 目標

平成21年度の生活排水処理率は約85%となっていますが、平成32年度までに以下のように引き上げます。

目標 生活排水処理率を94%に引き上げ

生活排水処理人口（公共下水道人口、地域下水道人口
及び合併処理浄化槽人口）を351,000人に引き上げ

将来の生活排水処理形態別予想人口、生活排水処理率及びし尿、浄化槽汚泥の排出量を次に示します。

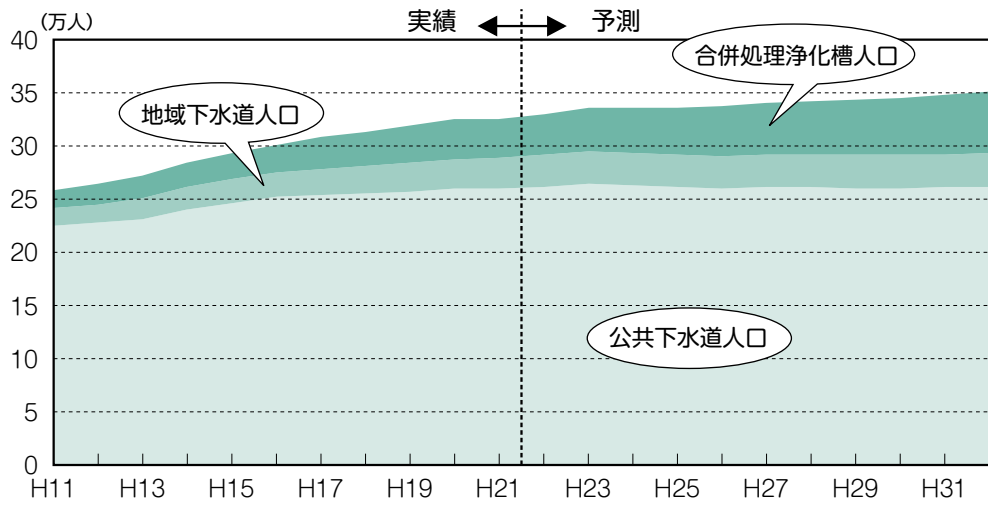


図2-6 生活排水処理形態別人口の推移と推計

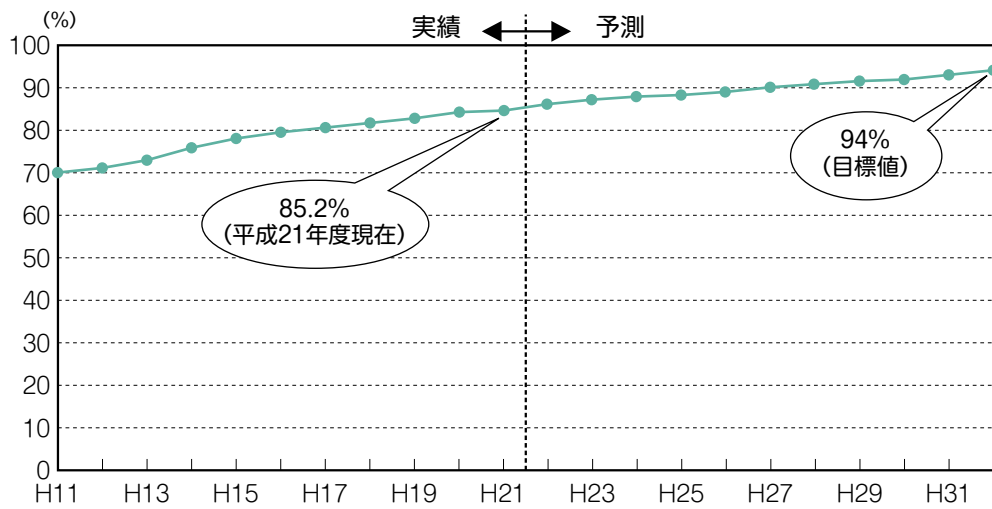


図2-7 生活排水処理率の推移と推計

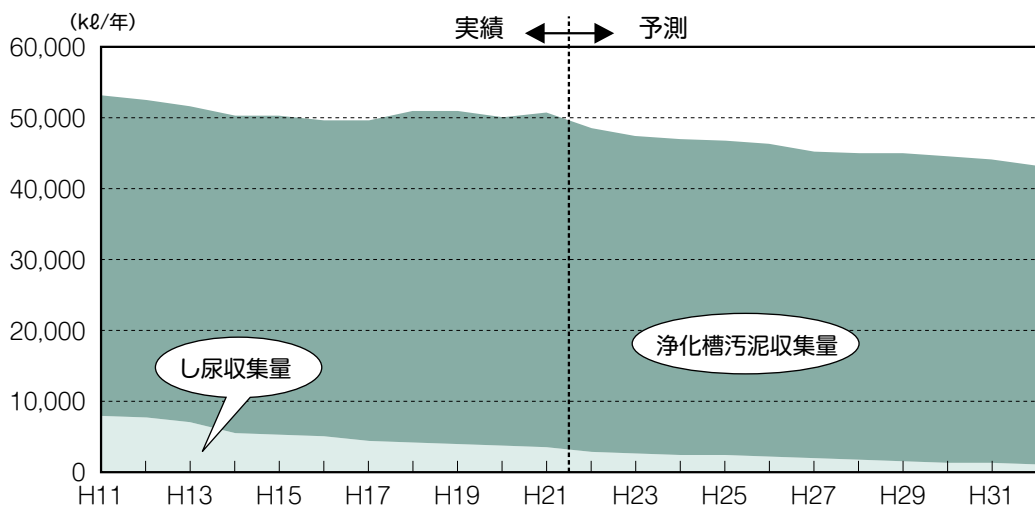


図2-8 し尿、浄化槽汚泥排出量の推移と推計

第3章

基本方針に基づく基本施策

前章で掲げた基本方針に基づき、目標を達成するために次のとおり基本施策を定め、課題と今後の取り組みを次に示します。

基本施策 適正な水処理の推進

課題

● 生活排水処理の推進

単独処理浄化槽や汲み取り槽では、生活排水が未処理のまま公共用水域に排出されるため、環境に大きな負荷を与えます。その低減を図るために、生活排水も併せて処理できる合併処理浄化槽への転換を引き続き推進する必要があります。

● し尿処理施設の老朽化への対応

し尿処理施設（竣工：昭和55年3月）は既に供用30年を経過しています。可能な限り延命化に努めるとともに、計画期間中に施設の更新を検討する必要があります。

具体的取組

● 下水道整備の推進

市街地における快適でうるおいのある生活環境の確保と、河川や三河湾などの公共用水域の水質を保全するため、公共下水道の整備を推進します。また、公共下水道区域外における地域住民の生活環境の向上を図るため、それぞれの地域の特性に応じた地域下水道の整備を推進します。

● 合併処理浄化槽への転換の推進

単独処理浄化槽及び汲み取り槽では、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に排出されるため、環境に与える負荷が大きく、その低減を図る必要から、生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽への転換を推進します。

● し尿・汚泥の適正処理の推進

汲み取り槽からのし尿及び合併処理浄化槽・単独処理浄化槽からの汚泥について、適正な処理を推進します。

● 汚泥の資源活用の推進

資源循環型社会の形成を促すため、下水汚泥を乾燥させて緑農地還元を行うなど、汚泥の資源活用を推進します。

第4章 重点取組

前章で掲げた具体的取組の中から、以下を重点取組として位置付けます。

重点取組

- 合併処理浄化槽への転換の推進 43ページ

未処理の生活雑排水の環境に与える負荷は大きいことから、下水道整備の予定のない地区については、単独処理浄化槽及び汲み取り槽から生活排水も併せて処理できる合併処理浄化槽への転換を推進する必要があります。

第5章 事業計画

基本方針	基本施策	具体的取組	スケジュール		
			実施中	前期	後期
適正な水処理の推進	適正な水処理の推進	下水道整備の推進	○	○	○
		合併処理浄化槽への転換の推進	○	●	●
		し尿・汚泥の適正処理の推進	○	○	○
		汚泥の資源活用の推進	○	○	○

注：●は重点取組を示します。

第3部

産業廃棄物処理基本計画

計画の概要

本計画は、産業廃棄物行政を担う中核市として、本市の産業廃棄物の適正処理を推進するための基本的事項及び方針を定めたものです。

産業廃棄物処理基本計画

●基本方針

- I 産業廃棄物の発生・排出抑制
- II リサイクルの推進
- III 適正処理の推進

●目標

- I 排出量・最終処分率の削減（平成32年度において）
 - ・排出量を平成20年度実績以下に抑制
 - ・排出量に対して最終処分率を2%以下に削減
- II 再生利用率の向上（平成32年度において）
 - ・排出量に対して再生利用率を43%以上に増加
- III 適正処理に向けた情報の公開・発信の充実
 - ・産業廃棄物、優良な処理事業者及び不適正処理事案などに関する情報の公開・発信システムの充実

●基本施策

- 1 産業廃棄物の発生・排出抑制の促進
- 2 循環的利用の促進
- 3 適正処理、情報の公開・発信、処理体制の充実

第1章 現状の認識

本市は、豊かで安心して暮らせる社会の構築に向け、事業者や市民と連携し産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、適正処理の推進に取り組んできました。

これまでの取り組みにより、排出量や最終処分量の削減には一定の効果がありましたが、再生利用量については増加傾向にあるものの排出量に対する割合は減少傾向となっています。

各種経済指標を基に将来推計した、産業廃棄物の排出量及び種類別・業種別の排出量は以下に示すとおりです。排出量は増加を続け、平成27年度をピークに若干減少する予測となりますが、平成32年度には1,613.6千t/年となり、平成20年度実績と比べ8.4千t/年（0.5%）の増加となります。

また本市は、動物のふん尿や汚泥などの特定の種類、農業や電気・水道業などの特定の業種において、産業廃棄物の排出量が多くなるという特性があることから、その実情に合わせた取り組みが必要となります。

表3-1 産業廃棄物の将来排出量などの推移

◎総量

(単位：千t/年)

	平成20年度実績	平成22年度	平成27年度	平成32年度
排出量	1,605.2	1,607.8	1,614.9	1,613.6
再生利用量	667.0	665.2	668.6	667.6
中間処理による減量	900.9	904.9	908.0	907.4
最終処分量	36.9	37.2	37.8	38.2
保管・その他量	0.5	0.5	0.5	0.5

注：各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

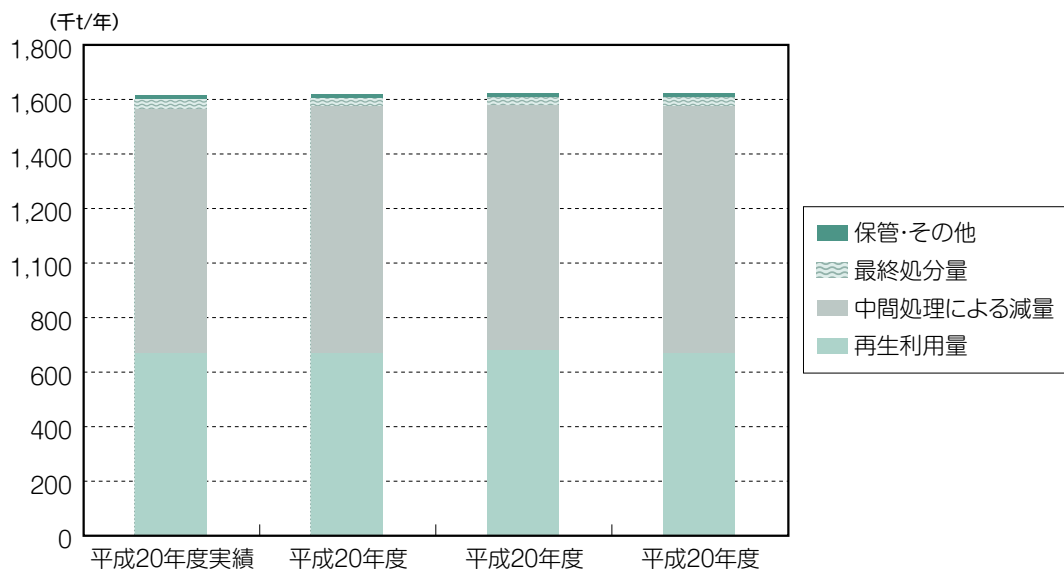


図3-1 産業廃棄物の将来排出量などの推移

表3-2 産業廃棄物の種類別将来排出量などの推移

◎動物のふん尿

(単位：千t/年)

	平成20年度実績	平成22年度	平成27年度	平成32年度
排出量	535.1	535.1	535.1	535.1
再生利用量	137.5	137.5	137.5	137.5
中間処理による減量	397.6	397.6	397.6	397.6
最終処分量	—	—	—	—
保管・その他量	—	—	—	—

◎汚泥

(単位：千t/年)

	平成20年度実績	平成22年度	平成27年度	平成32年度
排出量	456.0	459.9	461.9	460.6
再生利用量	21.2	21.3	21.4	21.4
中間処理による減量	426.6	430.5	432.5	431.3
最終処分量	8.1	8.1	8.0	7.9
保管・その他量	0.0	0.0	0.0	0.0

◎がれき類

(単位：千t/年)

	平成20年度実績	平成22年度	平成27年度	平成32年度
排出量	260.4	252.0	246.4	238.0
再生利用量	234.2	226.5	221.4	213.8
中間処理による減量	21.8	21.1	20.6	19.8
最終処分量	4.4	4.4	4.4	4.4
保管・その他量	—	—	—	—

◎鉱さい

(単位：千t/年)

	平成20年度実績	平成22年度	平成27年度	平成32年度
排出量	135.7	139.8	145.7	150.8
再生利用量	135.2	139.2	145.1	150.2
中間処理による減量	—	—	—	—
最終処分量	0.5	0.5	0.5	0.5
保管・その他量	—	—	—	—

◎ばいじん

(単位：千t/年)

	平成20年度実績	平成22年度	平成27年度	平成32年度
排出量	67.1	68.0	68.7	69.0
再生利用量	65.7	66.5	67.2	67.4
中間処理による減量	—	—	—	—
最終処分量	1.8	1.8	1.9	2.0
保管・その他量	—	—	—	—

◎その他の品目

(単位：千t/年)

	平成20年度実績	平成22年度	平成27年度	平成32年度
排出量	150.9	153.1	157.1	160.2
再生利用量	73.1	74.1	76.0	77.4
中間処理による減量	55.2	55.8	57.3	58.6
最終処分量	22.1	22.4	22.9	23.3
保管・その他量	0.5	0.5	0.5	0.5

注：各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

表3-3 産業廃棄物の業種別将来排出量などの推移

◎農業

(単位：千t/年)

	平成20年度実績	平成22年度	平成27年度	平成32年度
排出量	535.3	535.3	535.3	535.3
再生利用量	137.5	137.5	137.5	137.5
中間処理による減量	397.6	397.6	397.6	397.6
最終処分量	—	—	—	—
保管・その他量	0.2	0.2	0.2	0.2

◎電気・水道業

(単位：千t/年)

	平成20年度実績	平成22年度	平成27年度	平成32年度
排出量	418.4	421.2	421.0	417.5
再生利用量	59.8	60.2	60.2	59.7
中間処理による減量	354.0	356.3	356.2	353.2
最終処分量	4.6	4.7	4.7	4.6
保管・その他量	—	—	—	—

◎製造業

(単位：千t/年)

	平成20年度実績	平成22年度	平成27年度	平成32年度
排出量	325.6	335.3	349.4	361.7
再生利用量	211.9	218.2	227.4	235.4
中間処理による減量	93.7	96.5	100.5	104.1
最終処分量	20.0	20.6	21.5	22.2
保管・その他量	0.0	0.0	0.0	0.0

◎建設業

(単位：千t/年)

	平成20年度実績	平成22年度	平成27年度	平成32年度
排出量	289.2	279.6	273.0	263.4
再生利用量	252.9	244.5	238.7	230.3
中間処理による減量	27.6	26.7	26.1	25.2
最終処分量	8.7	8.4	8.2	7.9
保管・その他量	—	—	—	—

◎その他の業種

(単位：千t/年)

	平成20年度実績	平成22年度	平成27年度	平成32年度
排出量	36.7	36.5	36.1	35.8
再生利用量	5.0	4.9	4.9	4.8
中間処理による減量	28.0	27.8	27.5	27.3
最終処分量	3.6	3.5	3.5	3.4
保管・その他量	0.3	0.3	0.3	0.3

注：各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

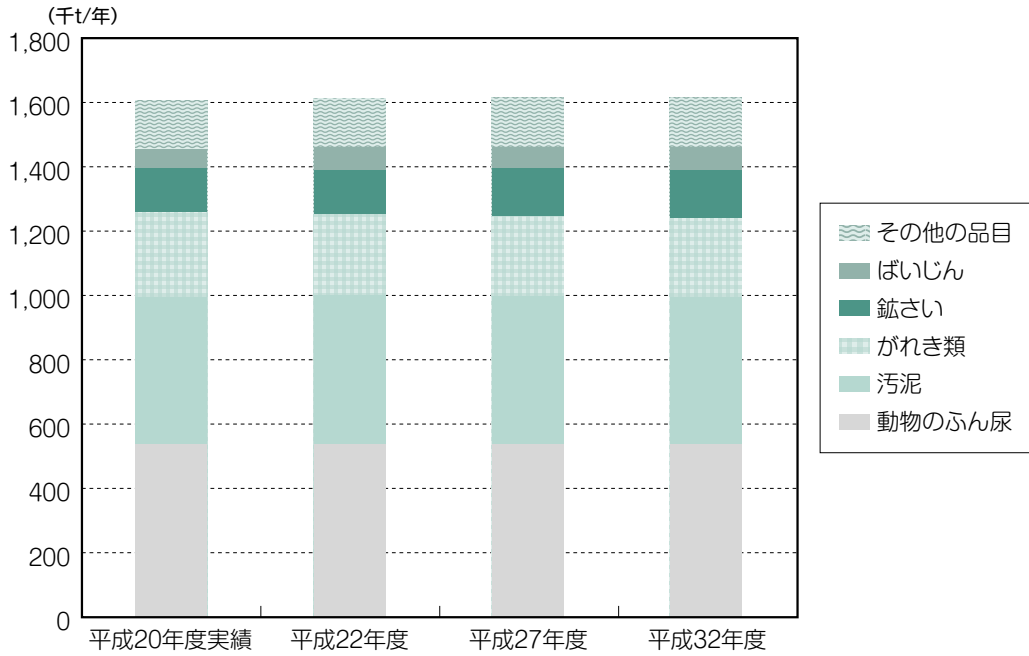


図3-2 産業廃棄物の種類別将来排出量などの推移

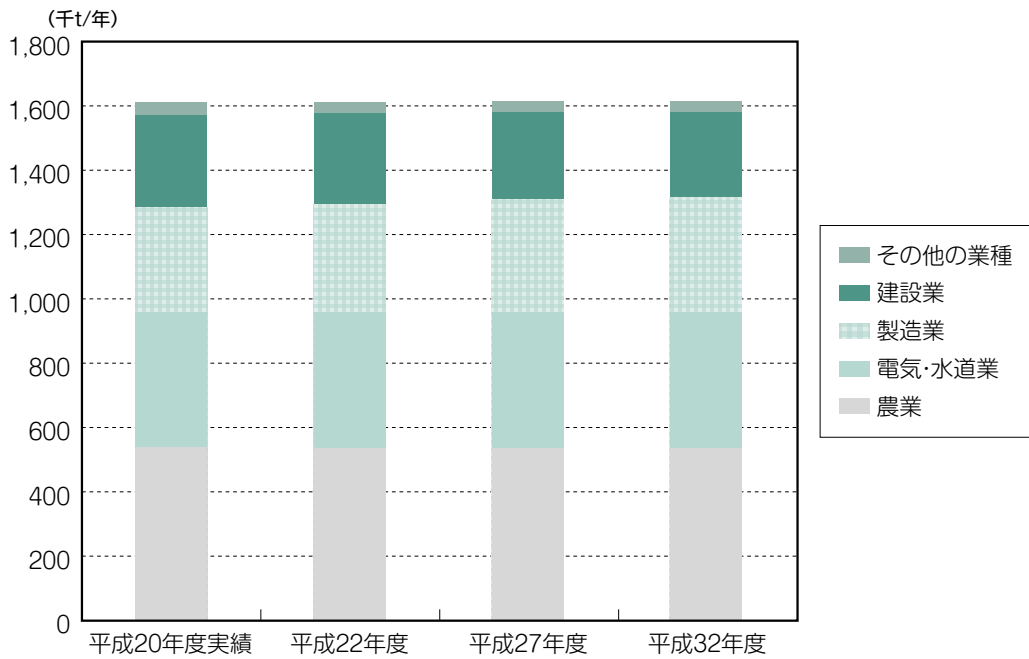


図3-3 産業廃棄物の業種別将来排出量などの推移

第1節 基本方針

循環型社会を構築するため、産業廃棄物の処理においては、まず、できる限り発生・排出を抑制し、次に環境負荷の軽減に配慮して可能な限り再使用、再生利用、熱回収の順に循環的な利用を行うことが重要です。そのうえで、最後に残ったものについて適正に最終処分（埋立処分）することが基本となります。また、産業廃棄物の発生から最終処分完了までの一連の処理が、その産業廃棄物の性状に応じた適切な方法により行われるよう、適正処理を推進する必要があります。

さらに、事業者だけでなく市民に対しても産業廃棄物に関する情報を積極的に公開・発信し、不法投棄をはじめとする不適正処理の根絶を図る必要があります。

そこで、基本方針を次のとおり定めます。

基本方針



I 産業廃棄物の発生・排出抑制

II リサイクルの推進

III 適正処理の推進

基本方針Ⅰ 産業廃棄物の発生・排出抑制

事業者・行政が循環型社会の形成や環境負荷軽減の意識を持って行動するとともに、市民も共通の認識を持つことで、生産・消費・処理の各方面から、産業廃棄物の発生・排出を抑制します。

基本方針Ⅱ リサイクルの推進

事業者・行政がそれぞれの役割と責務を果たすとともに、相互の連携を図って行動し、また、市民もリサイクル製品を積極的に購入するなど、三者による適正な役割分担と協働を図り、産業廃棄物のリサイクルの推進を目指します。

基本方針Ⅲ 適正処理の推進

排出事業者や処理業者に対する指導監督を徹底し、市民に対しても積極的な情報の公開・発信を行い、事業者・市民の理解と協力を得て、産業廃棄物の更なる適正処理体制の確保を目指します。

第2節 目標

基本方針に基づき、次の3項目について目標を設定します。

I 排出量・最終処分率の削減

II 再生利用率の向上

III 適正処理に向けた情報の公開・発信の充実

2-1 排出量・最終処分率の削減

(1) 排出量の目標

産業廃棄物全体の排出量について、国の廃棄物処理法に基づく基本方針では、目標年度（平成27年度）において、平成19年度実績に対して約1%の増加に抑制することを目標としています。

本市においても平成32年度における予測結果では、平成20年度実績に対して1%増加する見込みとなっていますが、本計画を着実に実行することにより、平成32年度において以下に示す目標の達成を目指します。

目標 排出量を平成20年度実績以下に抑制

表3-4 排出量の目標

(単位：千t/年)

区分	平成20年度実績	平成32年度予測	平成32年度目標
排出量	1,605.2	1,613.6	1,605
平成20年度比	—	101%	100%

注：■部分は目標を示します。

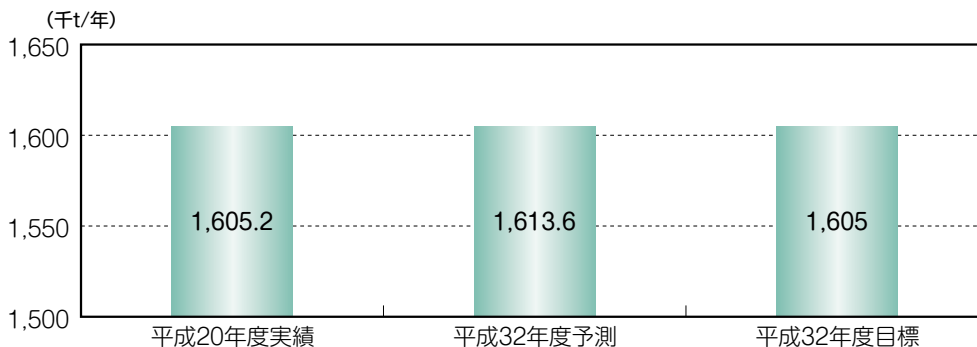


図3-4 排出量の目標

(2) 最終処分率の目標

再生利用システムの構築が進んだことや、減量化の推進などにより最終処分量は抑制されていますが、新規の最終処分場の建設が困難な現状において、最終処分率の削減は重要な事項と考えられます。

したがって、産業廃棄物の更なる資源化及び減量に努め、平成32年度において以下に示す目標の達成を目指します。

目標 排出量に対して最終処分率を2%以下に削減

表3-5 最終処分率の目標

(単位：千t/年)

区 分	平成20年度実績	平成32年度予測	平成32年度目標
最終処分量	36.9	38.2	32
最終処分率	2.3%	2.4%	2%

注：■部分は目標を示します。

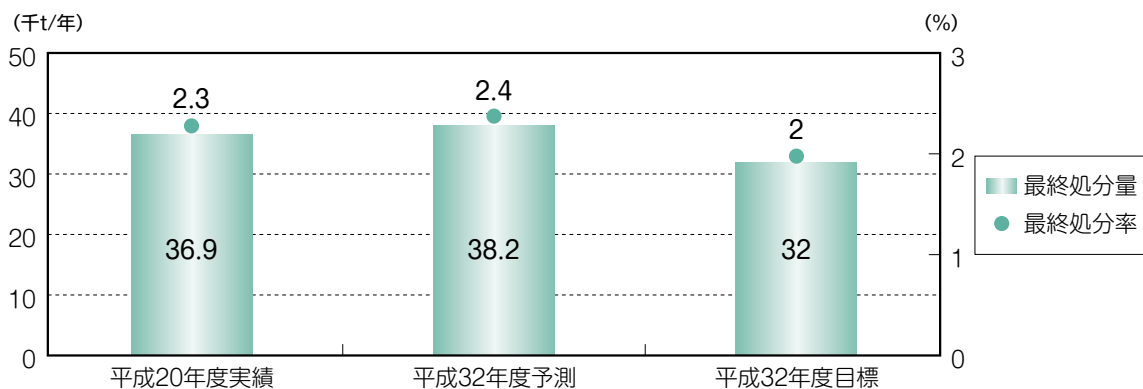


図3-5 最終処分率の目標

2-2 再生利用率の向上

産業廃棄物を再生し、利用の推進を図ることは、循環型社会を形成する上で重要であり、積極的に取り組まなければならない事項となっています。

したがって、再生利用率の目標は、平成20年度実績を上回ることを前提におき、再生利用の啓発と新たな手法の導入を図るとともに、各種リサイクル法を遵守させることにより、平成32年度において以下に示す目標の達成を目指します。

目標 排出量に対して再生利用率を43%以上に増加

表3-6 再生利用率の目標

(単位：千t/年)

区 分	平成20年度実績	平成32年度予測	平成32年度目標
再生利用量	667.0	667.6	691
再生利用率	41.6%	41.4%	43%

注：■部分は目標を示します。

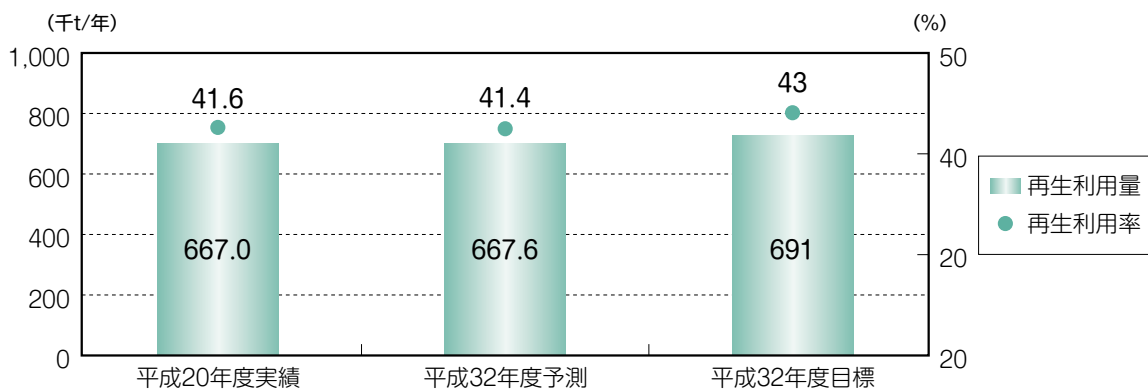


図3-6 再生利用率の目標

2-3 適正処理に向けた情報の公開・発信の充実

産業廃棄物に関する意識調査の結果、排出事業者及び市民はその情報提供を求めています。このことから、産業廃棄物の適正処理に向け、以下に示す目標の達成を目指します。

目標

産業廃棄物、優良な処理事業者及び不適正処理事案などに関する情報の公開・発信システムの充実

国や県の計画目標を整理すると、以下に示すとおりです。

計画名	基準年度	目標年度	目標（現状に対して）
廃棄物処理法に基づく基本方針（国）※1	平成19年度	平成27年度	排出量 増加を約1%に抑制 再生利用量 約53%に増加（現状約52%） 最終処分量 約12%削減
愛知県廃棄物処理計画	平成16年度	平成23年度	再生利用率 約60%とする（現状60.2%） 最終処分量 約21%削減

※1 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成22年12月20日環境省告示第130号）

第3章

基本方針に基づく基本施策

前章で掲げた基本方針に基づき、目標を達成するために次のとおり基本施策を定めます。



基本施策ごとに現状の課題をまとめ、今後の具体的な取り組みを次に示します。

基本施策

1

産業廃棄物の発生・排出抑制の促進

課題

● 多量排出事業者に対する排出抑制に向けた指導・助言の強化

産業廃棄物の排出量・最終処分率の削減については、これまでの取り組みにより一定の効果がありましたが、更なる排出量・最終処分率の削減のために、産業廃棄物の全排出量の4割を占める多量排出事業者に向けた指導・助言を強化する必要があります。

● 排出量の多い種類・業種への対応

産業廃棄物の排出量は、種類別で見ると、動物のふん尿、汚泥、がれき類、鋳さいの排出量が全体の8割以上となっており、業種別で見ると、農業、電気・水道業、製造業、建設業の排出量が全体の9割以上となっています。

より効率的な取り組みを行なうよう、排出量の多い種類・業種を対象とした対策を講ずる必要があります。

具体的取組

各種環境関係法令の制定、環境意識の高まりなどにより、産業廃棄物の再生利用や減量への関心は高まっていますが、事業者全体までには至っていないと考えられます。そこで産業廃棄物や資源に関する意識の向上を図り、産業廃棄物の資源化・減量を一層促進するため、現行の取り組みを推進するとともに、更なる産業廃棄物の発生・排出抑制の啓発・指導に努め、産業廃棄物処理体制の充実を図る必要があります。

具体的な取り組みは以下に示すとおりです。

● 多量排出事業者への指導・助言

多量排出事業者に対して、産業廃棄物の発生・排出抑制、減量、再使用、再生利用及び適正処理に向けた自主的な取り組みを促進するとともに、廃棄物処理法に基づく処理計画に沿った処理などの実施の指導・助言を行います。

● 排出量の多い種類、業種を対象とした指導・助言〈新規〉

排出量の多い特定の産業廃棄物を取り扱う排出事業者に対し、産業廃棄物の発生・排出抑制に向けたより効果的な取り組みが行えるよう、発生する産業廃棄物の種類や性状などを考慮した処理方法の検討を促すなど、それぞれの実情に合わせた指導・助言を行います。

● 排出抑制に向けた、再生利用に関する啓発・指導の充実

産業廃棄物は発生・排出抑制をすることが重要であり、そのうえで排出された産業廃棄物は、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用が行われるよう、処理業者に対し啓発・指導していきます。

● 公共事業廃棄物の適正処理の推進

公共事業廃棄物としては、下水道汚泥や公共工事に伴う建設廃棄物、公立病院からの医療廃棄物などがあり、産業廃棄物の発生要因として大きな割合を占める一方、公共事業などはリサイクル材や再生品の受け入れ先としても重要な役割を担っています。そこで他の模範となるよう、廃棄物処理法や建設リサイクル法に基づき適正処理を徹底し、再生資材の利用など、率先した取り組みを進めます。

課題

● 再生利用率の向上

分別の徹底により有償物として取り扱われる金属くずや廃プラスチック類などが増加し、排出量に対する再生利用量の割合は減少傾向となっています。しかしながら、更なるリサイクルの推進を図るため、排出事業者に対する指導・助言を充実させ、再生利用率の向上を目指す必要があります。

● 適切なリサイクル体制の確立

リサイクルを推進するためには、産業廃棄物の処理体制を確保するだけでなく、再生利用品の需要を確保するなど、市民・事業者・行政の三者による適正な役割分担と協働を図りながら、適切なリサイクル体制を確立する必要があります。

具体的取組

排出事業者に向けては、再生利用に関する啓発・指導を充実させる必要があります。また、より効率的な再生利用を進めるため、新たな再生利用手法の導入など、具体的な施策の検討を進めていきます。

具体的な取り組みは以下に示すとおりです。

● 資源循環を目指した処理体制の確立

排出される産業廃棄物は事業所の形態により多種多様であり、経済的で効率の良い処理を行うためには、ライフサイクルアセスメントに基づき、地球温暖化防止の観点からも、排出事業者自らが原料の入手、製造、出荷などの各段階において産業廃棄物の処理方法を計画的に検討していく必要があります。

また、産業廃棄物の処理は、処理業者へ委託する場合も多いため、排出事業者と処理業者との連携、系列組織や同業者間の協力などを視野に、経済性、効率性、環境負荷などを考慮した総合的な見地から取り組むよう啓発・指導に努めます。

● 各種リサイクル法などに基づく適正処理の推進

排出事業者に対し、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法などの各種リサイクル法を遵守した適正処理を指導し、産業廃棄物の発生・排出抑制や減量及びリサ

イクルを推進します。

● 静脈産業（産業廃棄物の再資源化などを担う産業）の育成

産業廃棄物の適切な循環的利用を推進する必要から、単なる廃棄物処理からリサイクルを一体的に行う静脈産業の育成が求められています。そこで、事業者による最新情報の収集や新手法への取り組みを促すとともに、グリーン購入法の促進やリサイクル品の積極的な活用など、静脈産業の育成を図ります。

● リサイクル情報ネットワークの構築〈新規〉

産業廃棄物の再生利用は、再生利用品の需要を確保することが重要です。再生利用品を広く普及するため、流通や需要に関する情報の公開・発信を行い、供給側の情報と需要側の情報が照合できるようなリサイクル情報ネットワークの構築を検討します。

● 新たな再生利用手法の導入の検討〈新規〉

下水処理場の消化ガスの利用や汚泥の炭化（燃料化）事業、動物のふん尿のメタン発酵ガス利用など、新たな産業廃棄物の再生利用手法の導入の検討を行います。

● 産業廃棄物焼却施設における熱回収の促進〈新規〉

再使用、再生利用できない産業廃棄物については、焼却処理の際に熱回収することで、できる限り循環的な利用を行うことが重要となります。そこで、新設または、増改築する焼却施設について、熱回収設備の導入を促進するよう啓発に努めます。

課 題

● 優良事業者の育成

排出事業者が自らの判断により優良な産業廃棄物処理業者を選択することができるよう、優良事業者の認定制度の周知及び支援を行うなど、優良な産業廃棄物処理業者の育成に努める必要があります。

● 不法投棄対策の強化

産業廃棄物処理に関する印象について「不法投棄が多い」と感じている市民が62%と高い水準となっており、不法投棄などの不適正処理に対する市民の不安が表れています。

不法投棄などの不適正処理は、周辺地域の生活環境保全上の支障や廃棄物処理に対する住民の不信感を生じさせることから、更なる監視・指導の徹底を図り、適正処理に向けた取り組みを進める必要があります。

● 情報の公開・発信の充実

産業廃棄物処理施設の設置に関し、事業者と市民との間での摩擦が起こることがあります。その最大の原因は、市民に詳しい状況が明かされないまま、事業が実施されるためと考えられます。そこで産業廃棄物処理施設の必要性や産業廃棄物の処理に関する情報を、市民・処理業者に対して公開・発信する必要があります。

また、排出事業者への意識調査の結果、産業廃棄物に関する情報提供が求められていることから、排出事業者に対する情報の公開・発信も充実する必要があります。

● 排出事業者及び処理業者に対する適正処理に向けた指導・助言の充実

産業廃棄物の適正処理をさらに推進するため、排出事業者及び処理業者に対する指導・助言を充実する必要があります。

● 産業廃棄物処理施設の確保

近年では、民間による新たな産業廃棄物処理施設の確保が困難な状況となっています。また、排出事業者及び市民への意識調査の結果には、行政機関が関与した産業廃棄物処理施設の整備を求める意見もあります。

産業廃棄物の健全な処理環境を整備するため、行政機関が関与した産業廃棄物処理施設の

整備について検討する必要があります。

● 排出事業者・処理業者などとの連携

円滑な産業廃棄物の処理を進めるために、排出事業者や各種団体の取り組みに対する支援や、排出事業者・処理業者などとの間で産業廃棄物に関して必要な情報を共有できる環境の整備をしていく必要があります。

● 災害時における産業廃棄物の適正処理

近年では、全国各地で集中豪雨や台風などの風水害が発生しており、本市においても大きな被害を受けております。

このような災害時に排出事業者及び処理業者において保管する産業廃棄物が飛散、流出し、周辺環境に悪影響を与えることがないように、産業廃棄物の保管及び適正処理の体制を構築しておく必要があります。

具体的取組

優良事業者の認定制度などを活用して、優良かつ市民の信頼できる処理業者を育成することにより、適正な産業廃棄物の処理体制の確保を図ります。

また、産業廃棄物の不適正処理を未然に防ぐために必要な体制の整備や事業者との連携体制についての検討を行います。

具体的な取り組みは以下に示すとおりです。

● 優良な処理業者の育成及び優良事業者の認定制度の周知

優良事業者の認定制度を広く周知し、評価の基準に適合する処理業者に対してはインセンティブを付与するなど、認定取得を促進することにより、優良な産業廃棄物処理業者の育成に努め、排出事業者が自らの判断により優良で信頼できる処理業者を選定できる環境を整備します。

● 不適正処理事案への厳正な対応

生活環境保全上の支障が生じることを未然に防止するため、産業廃棄物の処理基準に適合しない不適正処理事案に対しては、ホームページなどでの行為者の公表や警察への告発など厳格かつ適正な対応を図ります。

● 不法投棄監視体制の強化

通常のパトロールに加え、休日・夜間にもパトロールを行い不法投棄の監視強化を行います。また、不法投棄が多発する地域の町自治会などと連携し、警告看板の設置などを行い、不法投棄の未然防止を図ります。

● 市民に対する情報の公開・発信の推進

平成22年度に実施した産業廃棄物に関する市民アンケート調査結果によると、8割の市民が産業廃棄物に関心をもっていると回答していることから、市民に対してさらに見やすく理解しやすい産業廃棄物情報の提供を進めるため、ホームページや広報誌などの活用を図ります。

● 紛争予防条例の運用の徹底

事業者と市民の間で円滑な合意形成が図られるよう手続きを規定した、産業廃棄物処理施設の設置に関する「豊橋市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成22年4月に「豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」（以下「紛争予防条例」という。）に改正）」を厳格に運用します。

● 紛争予防条例に関する情報の公開・発信〈新規〉

紛争予防条例の手続きでは、事業者が産業廃棄物処理施設の設置についての事業計画や、その施設が地域の環境保全に与える影響とその対策などの情報を関係地域の住民に公開しています。

それらの計画に対する意見や事業者の見解、紛争予防条例の進捗状況などの情報を市民に広く公開します。

● 排出事業者・処理業者への指導・監視

適正処理の推進を図るため、関係法令の改正などがある場合には排出事業者・処理業者に対し情報提供を行うとともに、定期的な立入調査を実施し、指導・監視を強化します。

● 行政機関が関与した産業廃棄物処理施設の立地の検討〈新規〉

行政機関が関与した産業廃棄物処理施設について、他都市の事例を参考にし、その必要性や施設のあり方について検討を進めます。

● 最終処分場の確保

愛知県の三河港港湾計画の中で行政機関が関与した最終処分場を港湾区域内に位置付けることについて具体的な検討が進められていることから、その実現に向けて取り組みを進めます。

● 排出事業者や各種団体の取り組みへの支援〈新規〉

排出事業者や各種団体が、講習会・研修会の実施やPR活動、情報公開など独自の取り組みを実施しやすいように、場所の提供、情報の公開・発信などの支援を行います。

● 産業廃棄物の処理に関する連携の強化〈新規〉

環境保全への取り組みと地域経済の活性化を図る中で、排出事業者・処理業者・行政などの間で産業廃棄物に関する動向や課題を共有できる環境を整備することにより、産業廃棄物の適正処理に向けた連携の強化を図ります。

● 災害時における産業廃棄物の適正処理

災害による保管中の産業廃棄物や特別管理産業廃棄物などの飛散、流出を未然に防ぎ適正処理を推進するため、排出事業者に対し、災害時を想定した保管並びに緊急時の対策の検討を求めます。

また、処理業者においては、災害による処理施設からの二次災害を未然に防ぐよう、施設の改善も含めた維持管理体制の整備検討を求めます。

第4章 重点取組

前章で掲げた具体的取組の中から、以下を重点取組として位置付けます。

重点取組

- 多量排出事業者への指導・助言 …………… 60ページ
- 排出抑制に向けた、再生利用に関する啓発・指導の充実 …… 61ページ
- 資源循環を目指した処理体制の確立 …………… 62ページ
- 不適正処理事案への厳正な対応 …………… 65ページ
- 市民に対する情報の公開・発信の推進 …………… 66ページ
- 行政機関が関与した産業廃棄物処理施設の立地の検討 …… 67ページ

産業廃棄物の適正な処理を確保し、循環型社会を形成していくためには、廃棄物の発生・排出の抑制および再生利用の促進は引き続き必要であることから、本計画の中でこれらを重要な課題と位置付け、排出量のうち多くの割合を占める多量排出事業者に対する取り組みを積極的に行うとともに再生利用率の向上に貢献できる処理体制の確立を目指します。

また、不法投棄をはじめとする不適正処理の多発や産業廃棄物に関する情報の不足などが産業廃棄物に対する不信感などにつながっていることから、産業廃棄物の不適正処理を未然に防ぐための体制の整備、積極的な情報の公開・発信について重点的に取り組みます。

さらに、新たな産業廃棄物処理施設の確保が困難なことから、行政機関が関与した産業廃棄物処理施設について、その必要性や施設のあり方について検討を進めます。

第5章

関係者の主な役割

循環型社会の構築に向けては、排出事業者、処理業者、市民、市のそれぞれが役割を果たし、相互に連携して産業廃棄物の発生・排出抑制及びリサイクルの推進並びに適正処理に取り組む必要があります。

そこで、関係者の主な役割を次のとおり定めます。

第1節 排出事業者の役割

- ① 排出量・最終処分量の削減を図ります。
- ② 発生・排出抑制、リサイクルを推進し、ゼロ・エミッションを目指します。
- ③ 産業廃棄物となった後まで一定の責任を負う拡大生産者責任の考え方を取り入れ、再生品などの環境安全性を確認する再生資源活用審査制度を積極的に活用します。
- ④ 建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法などを遵守します。
- ⑤ 処理を委託する場合には、委託先の産業廃棄物処理施設の確認を行います。
- ⑥ 定期的に事業内容を見直し、削減目標の達成に努めます。
- ⑦ ISO14000 シリーズなどの取得・電子マニフェストの利用に努めます。
- ⑧ 産業廃棄物の共同処理など、新たな事業展開に向けた情報収集、情報発信に努めます。

第2節 処理業者の役割

- ① 環境負荷の低減に努めます。
- ② 産業廃棄物の収集運搬や処理にあたっては、廃棄物処理法をはじめ関係法令を遵守します。
- ③ リサイクル処理施設の整備に努め、産業廃棄物の再生利用を進めます。
- ④ 紛争予防条例に従って周辺環境及び関係住民に十分な配慮を行います。
- ⑤ 優良事業者の認定制度の活用を目指します。
- ⑥ 施設や維持管理情報を公開するなど、排出事業者や市民の理解と信頼を得るよう心がけます。
- ⑦ 産業廃棄物の処理施設が技術上の基準を満たしているか、一定期間ごとに検査を受け、産業廃棄物の適正処理に努めます。
- ⑧ 新たな再生利用・減量化技術などの開発・導入を進めます。
- ⑨ 新たに建設または増改築する産業廃棄物処理施設（焼却施設）については、熱回収設備の導入を促進するよう努めます。

第3節 市民の役割

- ① 不法投棄などを発見した場合には、行政などへ情報を提供し、不適正な処理を許さない社会づくりに貢献します。
- ② グリーン購入に努めます。
- ③ 家屋の解体工事や自動車の廃車などにあたっては、処理やリサイクルのための適正費用を負担します。
- ④ 産業廃棄物に関する正しい知識や正確な情報の取得に努めます。

第4節 市の役割

- ① 環境への負荷を低減するため、産業廃棄物の排出量・最終処分率の削減目標、リサイクル推進目標を設定し、達成に努めます。
- ② 定期的に本計画の進捗状況を把握し、継続的に改善に努めます。
- ③ 地域性や産業廃棄物の特性を考慮し、目標の達成に努めます。
- ④ 他の排出事業者の模範となるよう産業廃棄物を適正に処理します。
- ⑤ 不適正処理防止のため、監視、指導を強化し、早期発見、早期対応に努めます。
- ⑥ 産業廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者に対し、それぞれの実情にあわせた取り組みが行えるよう指導・助言を行います。
- ⑦ ホームページや広報誌を活用するなど、さらに見やすく理解しやすい産業廃棄物に関する情報提供を行います。
- ⑧ 紛争予防条例に基づき、産業廃棄物処理施設の設置に関し、周辺環境への配慮、周辺住民への情報公開について設置事業者に対し適正な指導を行います。
- ⑨ グリーン購入を行い、再生品や環境調和型製品の利用に努めます。
- ⑩ 産業廃棄物の適正処理について、事業者、大学、試験・研究機関、市民などとの連携を強化します。

第6章

事業計画

基本方針	基本施策	具体的取組	スケジュール		
			実施中	前期	後期
I 産業廃棄物の発生・排出抑制	1. 産業廃棄物の発生・排出抑制の促進	多量排出事業者への指導・助言	○	●	●
		排出量の多い種類、業種を対象とした指導・助言		○	○
		排出抑制に向けた、再生利用に関する啓発・指導の充実	○	●	●
		公共事業廃棄物の適正処理の推進	○	○	○
II リサイクルの促進	2. 循環的利用の促進	資源循環を目指した処理体制の確立	○	●	●
		各種リサイクル法などに基づく適正処理の推進	○	○	○
		静脈産業（産業廃棄物の再資源化などを担う産業）の育成	○	○	○
		リサイクル情報ネットワークの構築		○	○
		新たな再生利用手法の導入の検討		○	○
		産業廃棄物焼却施設における熱回収の促進			○
III 適正処理の推進	3. 適正処理、情報の公開・発信、処理体制の充実	優良な処理業者の育成及び優良事業者の認定制度の周知	○	○	○
		不適正処理事案への厳正な対応	○	●	●
		不法投棄監視体制の強化	○	○	○
		市民に対する情報の公開・発信の推進	○	●	●
		紛争予防条例の運用の徹底	○	○	○
		紛争予防条例に関する情報の公開・発信		○	○
		排出事業者・処理業者への指導・監視	○	○	○
		行政機関が関与した産業廃棄物処理施設の立地の検討		●	●
		最終処分場の確保	○	○	○
		排出事業者や各種団体の取り組みへの支援		○	○
		産業廃棄物の処理に関する連携の強化		○	○
災害時における産業廃棄物の適正処理	○	○	○		

注：●は重点取組を示します。



資料編

第1章 地域の概要

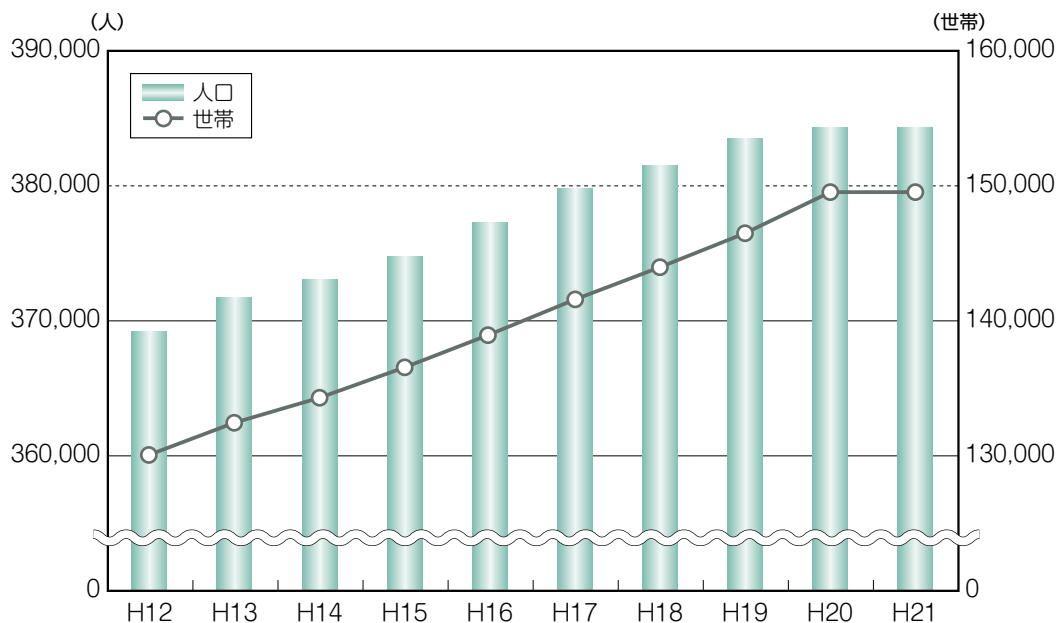
第1節 市の概要

1-1 地理的特性

豊かな水と温暖な気候に恵まれた本市では、露地野菜、園芸作物、果物、水稻など多種多様な作物が栽培されているほか、うずらをはじめとした畜産も盛んで、全国有数の農業産出額を誇っています。また、三河港周辺には、加工組立型産業を中心とする臨海工業地帯が形成されており、日本のほぼ中央という地理的優位性から外資系企業を含む多くの流通業務が集積しています。特に自動車輸入では、金額、台数ともに全国1位であり、輸出においてもトップを争うなど日本を代表する自動車港湾となっています。

1-2 人口動態

人口及び世帯数は、以下に示すとおりです。本市の過去10年間の人口は、緩やかな増加傾向を示していましたが、平成21年度に若干減少し、384,328人となっています。世帯数は、緩やかな増加傾向を示しており、平成21年度で149,536世帯となっています。



資料：住民基本台帳及び外国人登録人口（各年度10月1日現在）

図4-1 人口・世帯数の推移

1-3 産業の動向

本市の平成18年の事業所数は15,767事業所、従業者数は152,157人となっています。産業別就業人口割合は、第二次産業約3割、第三次産業約7割となっています。

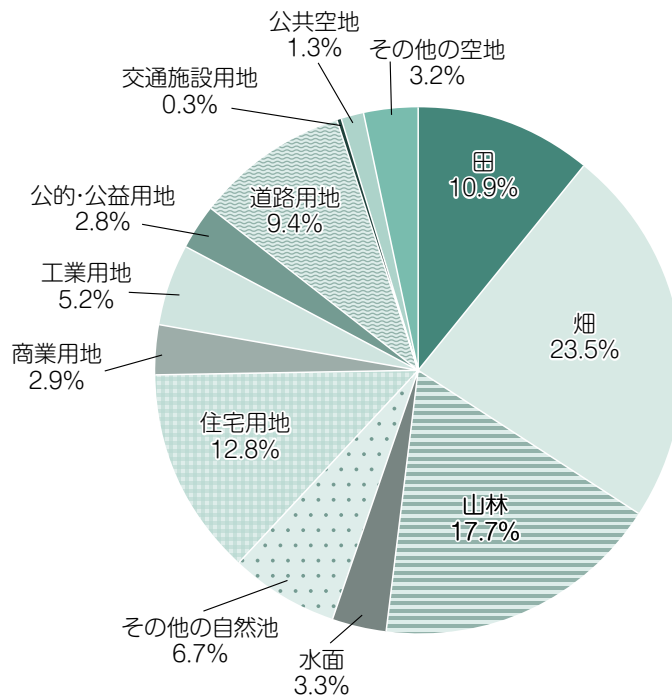
表4-1 産業別就業人口比較 [H18]

		第一次産業	第二次産業	第三次産業	計
豊橋市	人数(人)	320	49,781	102,056	152,157
	構成比(%)	0.2	32.7	67.1	100.0
愛知県	構成比(%)	0.1	31.3	68.6	100.0

資料：事業所・企業統計調査

1-4 土地利用の状況

土地の利用状況は以下のとおりです。平成19年度においては、畑の構成比(23.5%)が最も高く、山林(17.7%)と田(10.9%)とあわせて全体の約半分を占めています。



資料：都市計画基礎調査(平成19年度)

図4-2 地目別土地面積の構成比

第2章 一般廃棄物の現況

第1節 ごみ処理の現況

1-1 ごみの分別区分

本計画における廃棄物の分別区分は以下に示すとおりです。

表4-2 ごみの分別区分

区 分		種 類	
市 関 と ご み	家庭 集 ごみ	もやすごみ	生ごみ、木くず、資源にならない紙くず類、皮革製品類など
		プラスチック(資源)	プラスチック容器包装類
		こわすごみ	大きなごみにならない電気・ガス・石油器具類、その他日用品類
		うめのごみ	陶磁器類、再生できないガラス類、レンガ、ブロック類
		大きなごみ	電子レンジ、布団、自転車、家具類、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンなど
		危険ごみ	スプレー缶、ガスライター、針、カミソリなど 蛍光管、有水銀の乾電池・体温計
		資 源	びん・カン
	ペットボトル		「PET1」のマークの付いた飲料、しょうゆ、酒類、調味料用の容器
	古紙		新聞・チラシ、雑誌、ダンボール、牛乳パック
	布類		天然繊維類・化学繊維類
	持 ち 込 み ごみ	家庭持ち込み	直接処理施設に持ち込まれる、引っ越しごみなど
		災害廃棄物	火災・地震・竜巻などの被害で発生したごみ
		530ごみ	530(ゴミゼロ)運動で回収されたごみ
	事 業 系 ごみ	事業系一般廃棄物	事業所から排出される、産業廃棄物以外のごみ
公共廃棄物		公共から排出される廃棄物	
市関と産業廃棄物		産業廃棄物の内、市の施設で処理される廃棄物	
	リサイクルステーション等	古紙、布類、食用油	
市準関とごみ		奨励事業に伴う地域資源回収による資源ごみ(紙・布) 古紙リサイクルヤードにより回収された資源ごみ(紙) 補助事業に伴う家庭で処理された生ごみ	
市未関とごみ		市民により自主的に自家処理(コンポストなど)されるごみ 市民・事業者が自主的に回収した資源など(店頭回収、下取りなど) 事業者自身または民間処理業者により処理されるごみ	

注：市関とごみ：市が収集・処理・処分するごみ(市関と産業廃棄物を含む)

市準関とごみ：市が支援・助成などを行って民間で資源化されるごみ

市未関とごみ：民間で独自に処理・資源化されるごみ

1-2 ごみの排出量及びごみの性状

① ごみの種類別排出量

ごみの排出量は以下に示すとおりです。ごみの総排出量は、平成13年度に大きなごみの戸別有料収集を開始したため、大きく減少したものの、それ以降は増加傾向を示し、平成16年度を境に再び減少傾向を示しています。平成21年度には157,121tとなっており、平成11年度の175,364tに比べ、18,243t、10.4%の減少となっています。

表4-3 ごみの排出量

(単位：t/年)

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	
家庭収集 ごみ	もやすごみ	71,789	72,402	73,938	76,289	77,202	76,088	76,054	77,836	77,345	77,541	75,930
	プラスチック(資源)	5,131	7,075	6,726	6,758	6,694	6,577	6,916	6,358	5,639	4,975	4,569
	もやせないごみ	7,940	7,656	8,361	8,945	2,550	—	—	—	—	—	—
	こわすごみ	—	—	—	—	2,770	4,061	3,892	3,937	3,629	3,263	3,218
	うめるごみ	—	—	—	—	1,283	1,693	1,521	1,511	1,281	1,174	1,278
	大きなごみ	5,242	13,487	654	242	249	283	317	329	296	287	242
	危険ごみ	58	12	96	59	328	220	201	180	285	191	204
	びん・カン	7,401	7,453	7,122	6,806	6,703	6,482	5,730	5,544	5,399	5,330	5,532
	ペットボトル	490	553	596	618	656	723	739	775	789	819	747
	布類	—	—	—	—	756	1,000	914	1,030	957	969	813
合計	98,051	108,638	97,493	99,717	99,191	97,127	96,284	97,500	95,620	94,549	92,533	
持ち込みごみ	家庭持ち込み	2,009	2,217	3,086	4,418	6,629	7,603	7,756	5,480	5,629	6,043	6,446
	災害廃棄物	12,287	2,767	1,084	1,505	978	1,593	822	432	312	428	502
	530ごみ	34	5	46	260	327	338	321	472	372	329	469
	合計	14,330	4,989	4,216	6,183	7,934	9,534	8,899	6,384	6,313	6,800	7,417
事業系ごみ	一般廃棄物	36,036	38,768	37,183	41,828	42,777	41,779	43,011	39,894	41,052	39,646	39,732
	公共廃棄物	3,297	3,858	3,653	3,437	3,737	3,430	2,682	3,205	3,644	3,407	3,285
	市関与産業廃棄物	9,280	1,959	1,821	4,394	6,936	8,553	8,824	4,147	3,292	3,042	2,726
	合計	48,613	44,585	42,657	49,659	53,450	53,762	54,517	47,246	47,988	46,095	45,743
リサイクルステーション等	—	—	—	66	830	1,296	1,533	1,711	1,705	1,820	1,920	
地域資源回収	14,370	14,397	13,702	12,449	11,994	11,188	11,047	10,704	10,759	10,333	9,508	
総計	175,364	172,609	158,068	168,074	173,399	172,907	172,280	163,545	162,385	159,597	157,121	

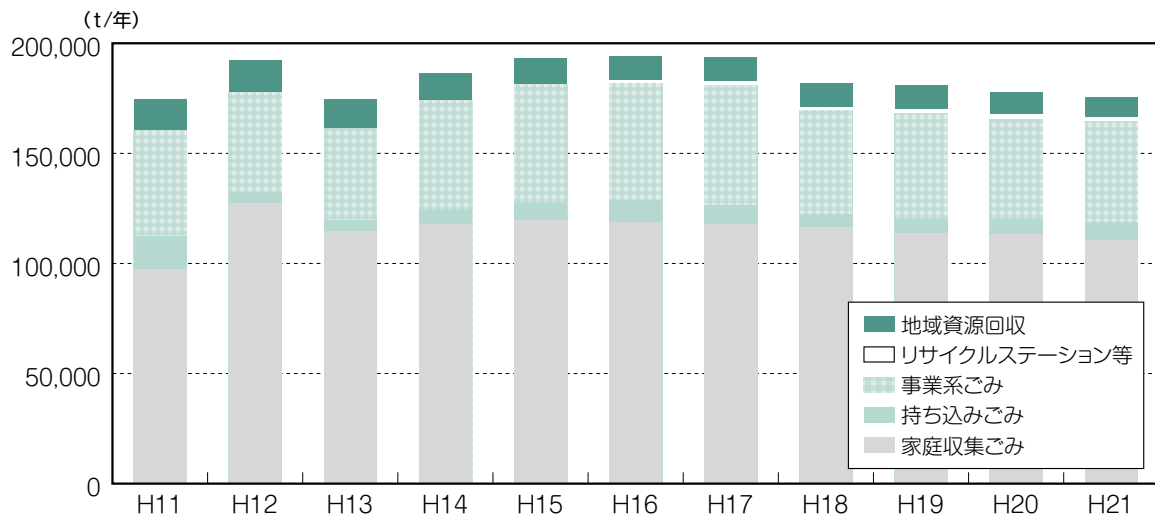
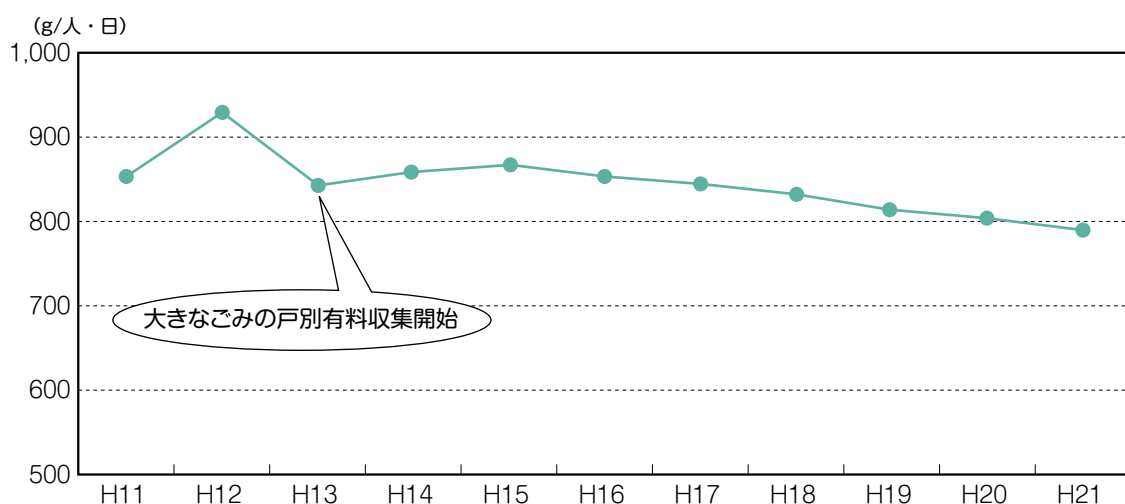


図4-3 ごみの排出量の推移

② 家庭系ごみの排出原単位

家庭系ごみの排出原単位（市民1人が1日に排出するごみの量）の推移は以下に示すとおりです。平成13年度に大きなごみの戸別有料収集を開始したため、大きく減少し、翌年増加しましたが、また減少傾向を示しています。平成21年度における排出原単位は、790g/人・日となっています。



注：家庭系ごみ＝家庭収集ごみ＋家庭持ち込み＋530ごみ＋リサイクルステーション等＋地域資源回収

図4-4 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

③ 事業系ごみの排出量

事業系ごみの排出量の推移は以下に示すとおりです。平成12年度に最終処分場への産業廃棄物の受け入れを中止したことにより、一旦は減少したものの、その後、増加傾向にあります。平成18年度の投入料金の改定により再び減少傾向にあります。

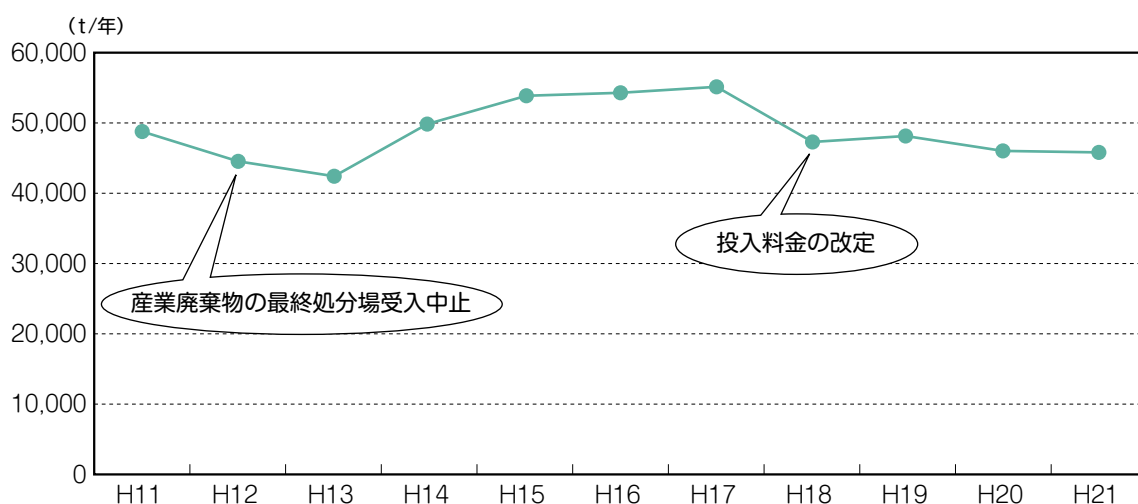


図4-5 事業系ごみ排出量の推移

④ 家庭ごみの種類別別状況

ごみの収集区分ごとの分別状況は、以下に示すとおりです。収集区分により分別状況に差があります。資源が適正に分別されず、他の区分に混入して排出されていることが伺えます。

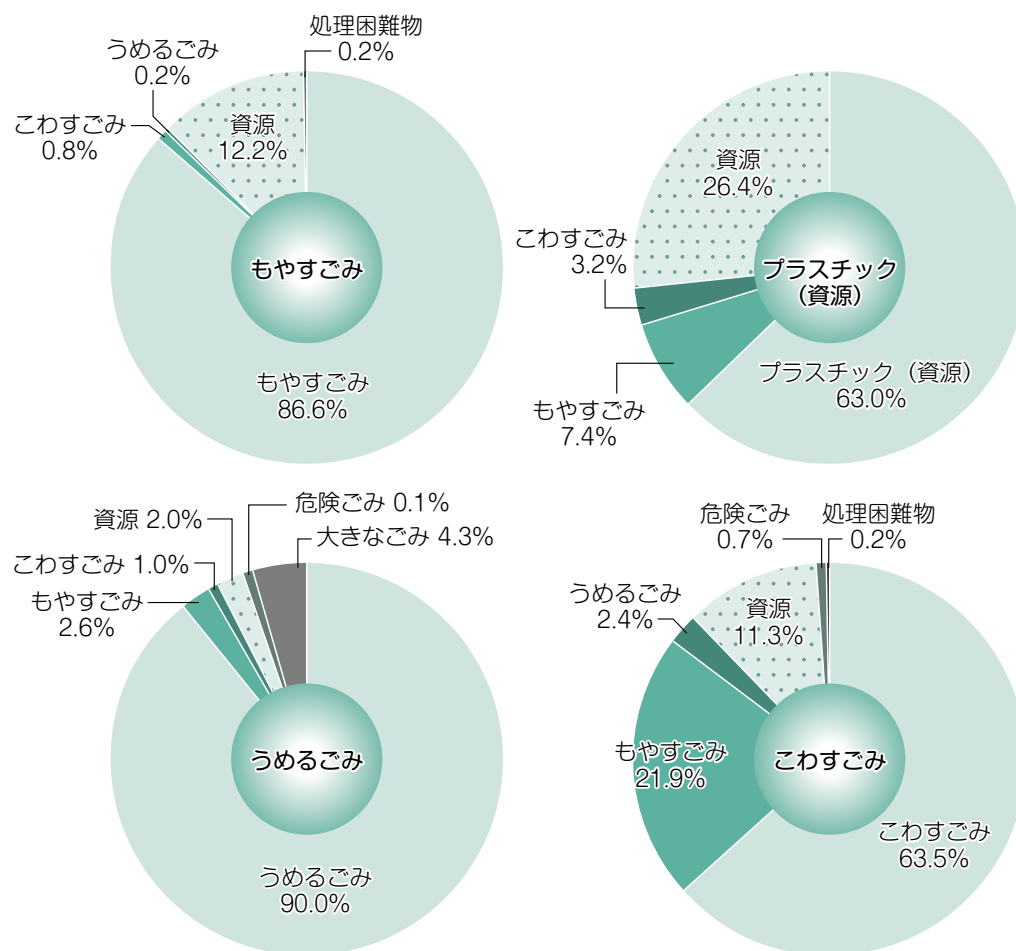


図4-6 家庭ごみの分別状況 (平成21年度：家庭ごみの組成分析調査より)

1-3 ごみ処理の体制

① ごみ処理フロー

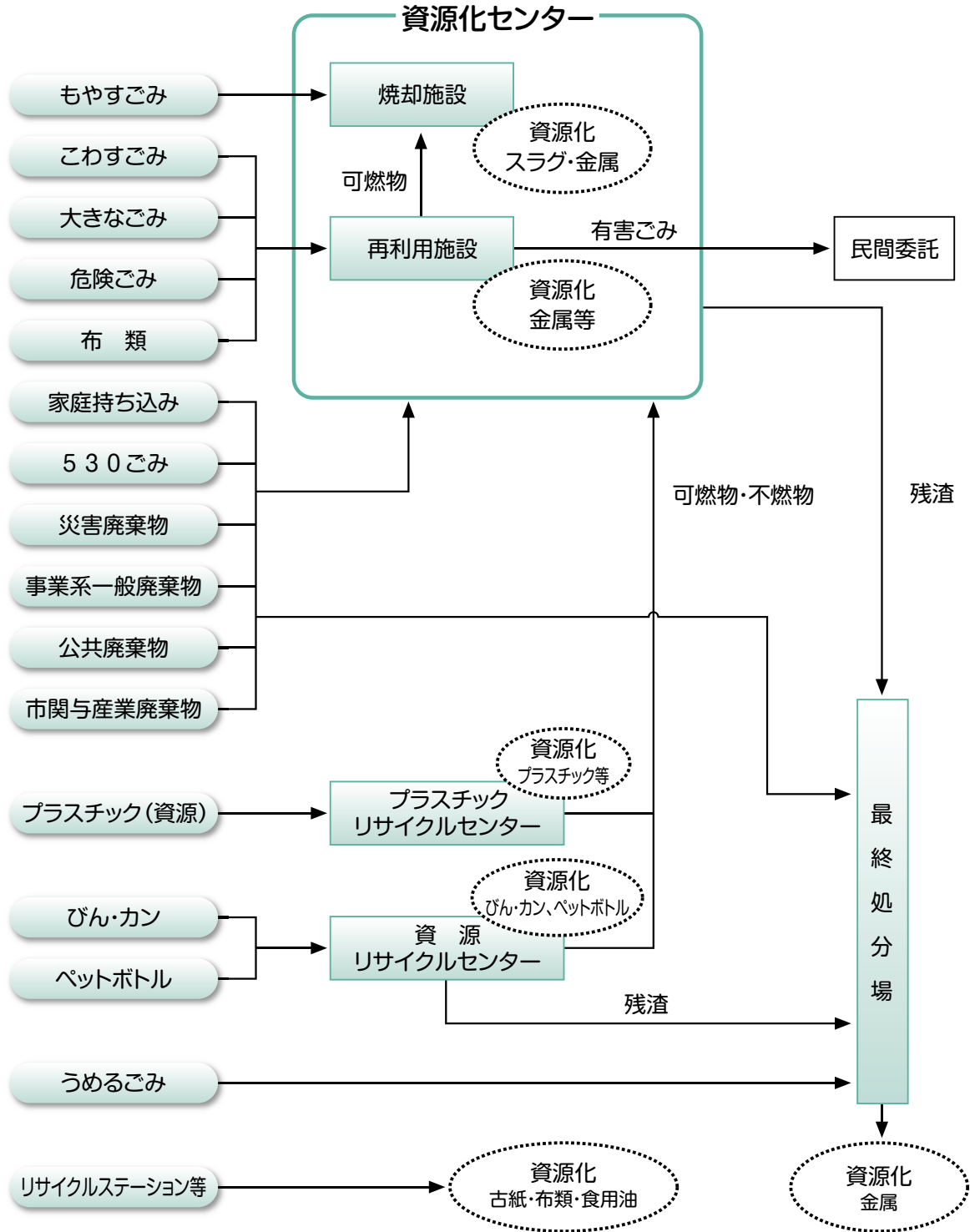


図4-7 ごみ処理フロー（平成22年度処理状況）

② ごみ収集・処理施設の位置

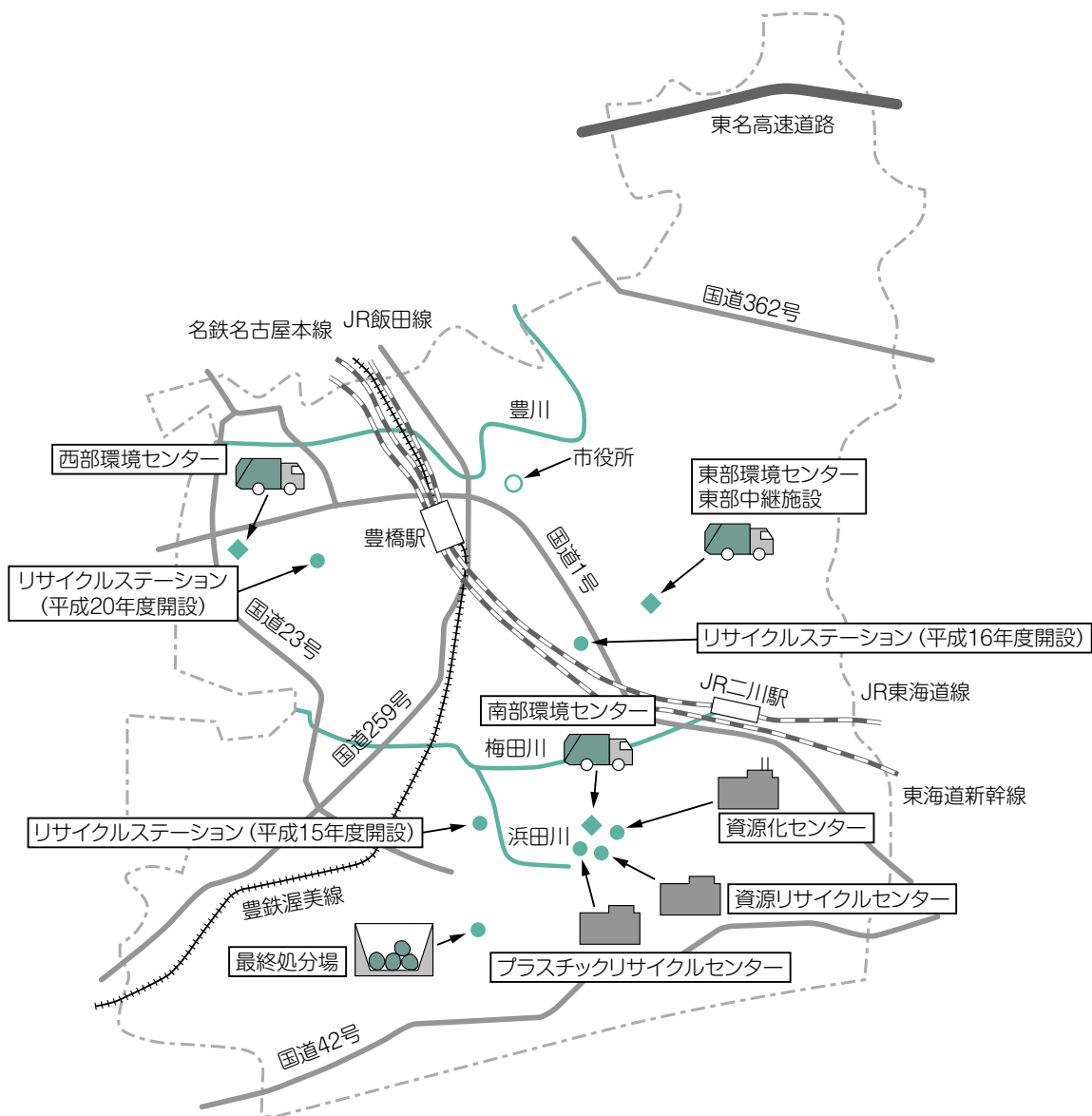


図4-8 ごみ収集・処理施設の位置

③ 収集・運搬

a 収集

家庭からごみステーションへごみを排出する際は、透明又は半透明の袋で持ち出すこととなっています。また、引越しごみなどの大量のごみについては、直接ごみ処理施設に持ち込むこととなっています。

表4-4 収集頻度及び管理体制（平成21年度末現在）

区 分	収集方式	収集頻度	収集体制	設置箇所数	
もやすごみ	ステーション	週2回	直営	4,742	
プラスチック(資源)	ステーション	週1回	直営	//	
こわすごみ	ステーション	月1回	直営	//	
うめのごみ	ステーション	月1回	直営	//	
大きなごみ	戸別有料収集	随時	直営	—	
危険ごみ	ステーション	月1回	直営	4,742	
資 源	びん・カン	ビンカンボックス	随時	委託	2,190
	ペットボトル	専用回収容器	随時	委託	292
		ステーション	週1回	直営	4,742
	古 紙	地域資源回収	随時	持ち込み	—
		リサイクルステーション 環境センター	随時	持ち込み	6
		古紙リサイクルヤード	随時	持ち込み	16
	布 類	ステーション	月1回	直営	4,742
		地域資源回収	随時	持ち込み	—
		リサイクルステーション 環境センター	随時	持ち込み	6

b 手数料

市施設への直接搬入ごみ手数料を以下に示します。

表4-5 直接搬入ごみ手数料の状況

種 類	料金区分	算定基礎	金 額	備 考
一般廃棄物	廃棄物処理 施設など 投入料金	10kg	廃棄物処理施設 100円 最終処分場 120円	1. 家庭廃棄物などは無料 2. 10キログラム未満は10キログラムとみなす。

注：平成18年度改定

c 施設の概要

ごみの収集運搬に関わる施設の概要を以下に示します。

表4-6 環境センターの概要

		東部環境センター	南部環境センター	西部環境センター
車両台数 (H22.4.1現在)	収集	30台	18台	19台
	中継	8台	—	—
	し尿	1台	—	—
職員数 (H22.4.1現在)		95人	37人	38人
中継施設	対象ごみ	もやすごみ、こわすごみ、 プラスチック(資源)	—	—
	中継方式	コンパクト・コンテナ方式		
	中継能力	150t/日		
	竣工	昭和60年8月 平成12年6月(改良)		

注：環境センター：ごみ収集車の車庫などの機能を持つごみ収集の基地

中継施設：資源化センターまでの効率的なごみ運搬を行うため、東部環境センターの収集地域で集めたごみを圧縮し、大型車に積み替える施設

④ 中間処理

a 施設の概要

本市の主な中間処理施設として、資源化センター、資源リサイクルセンター、プラスチックリサイクルセンターがあります。

資源化センター内には、焼却施設と、ごみの破碎や資源物の回収を行う再利用施設があります。

資源リサイクルセンターは収集されたびん・カン、ペットボトルを、プラスチックリサイクルセンターはプラスチック(資源)をそれぞれ搬入し、選別した後に再利用しています。

表4-7 資源化センターの施設概要

資源化センター		
焼却施設		
1 2 炉	処理能力	400t/日(200t/24h×2炉)全連続式
	処理方式	熱分解・高温燃焼溶融炉
	建設年度	着工:平成10年9月 竣工:平成14年3月
	設備概要	ガス冷却ボイラ・2段バグフィルター・タービン発電機(8,700kw)など
3 炉	処理能力	150t/日(150t/24h×1炉)全連続式
	処理方式	ストーカ式
	建設年度	着工:平成元年6月 竣工:平成3年2月
	設備概要	水噴射式減温装置・バグフィルター・触媒脱硝装置など
再利用施設		
処理能力	70t/日(5h)	
処理方式	破碎選別方式	
建設年度	着工:平成10年9月 竣工:平成14年3月	
設備概要	回転式破碎機・前処理用切断式破碎機・前処理用切断機・前処理用一軸破碎機・磁選機	

表4-8 資源リサイクルセンターの施設概要

資源リサイクルセンター	
処理能力	びん・カン 45t/日 (6h) ペットボトル 4.2t/日 (6h)
建設年度	着工:平成元年9月 竣工:平成2年3月 (平成6年8月改良工事)

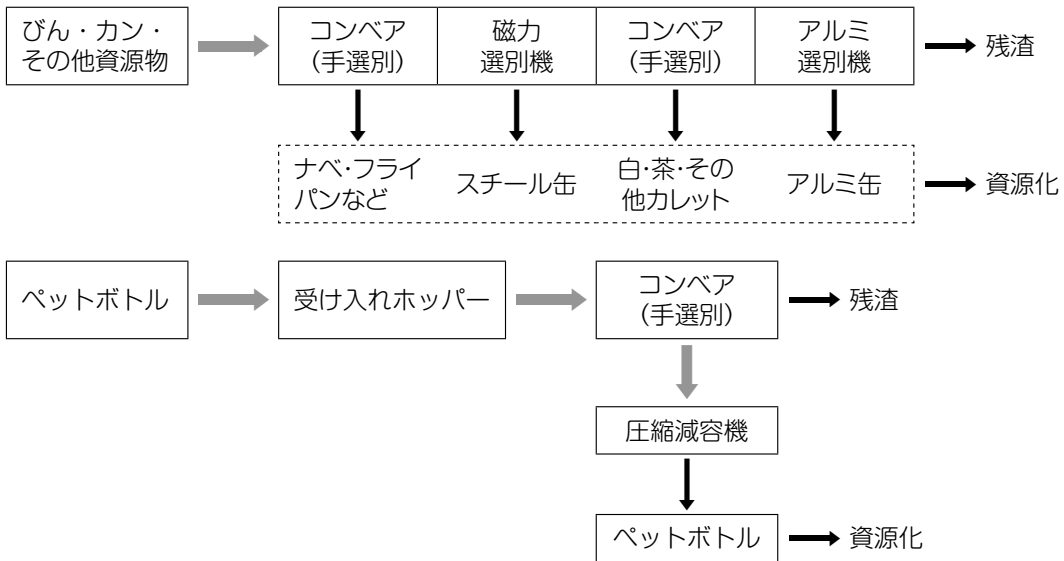


表4-9 プラスチックリサイクルセンターの施設概要

プラスチックリサイクルセンター	
処理能力	29t/日 (5h)
建設年度	着工:平成16年5月 竣工:平成17年3月

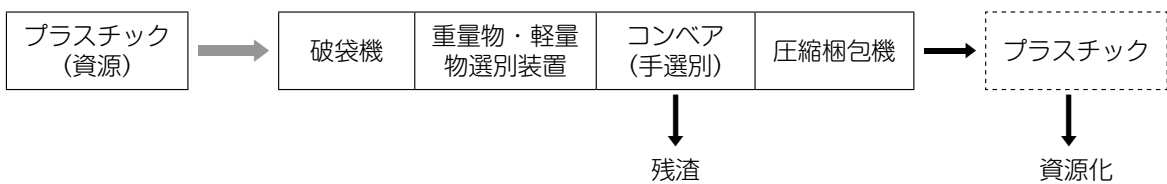


表4-10 最終処分場に併設されている破碎施設の施設概要

最終処分場に併設されている破碎施設	
処理能力	38.5t/日 (8h)
設備	自走式せん断破碎機

b 中間処理量の推移

資源化センター焼却施設での焼却処理量は、平成15年度以降ほぼ減少傾向を示しています。再利用施設での再利用処理量は、平成18年度以降横ばいを示しています。

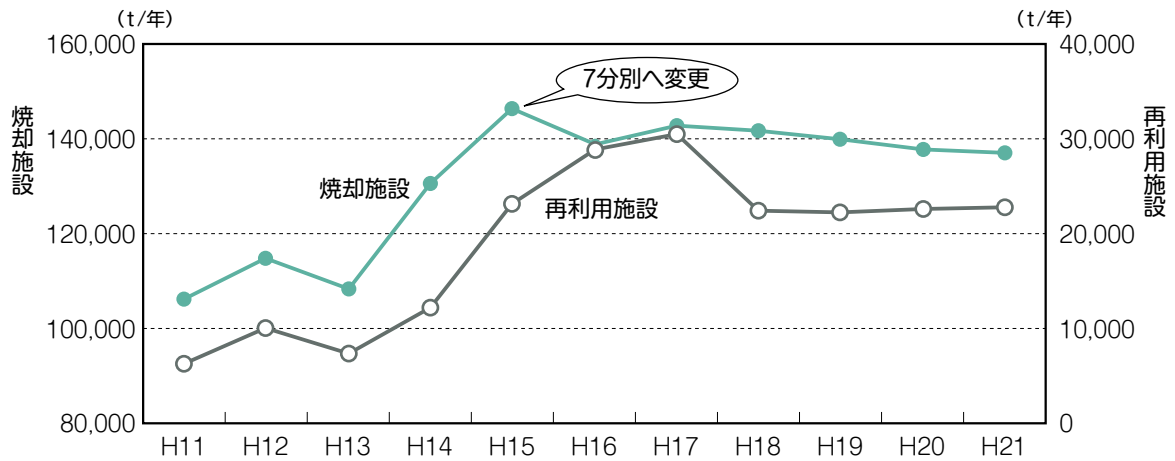


図4-9 資源化センターの処理量の推移

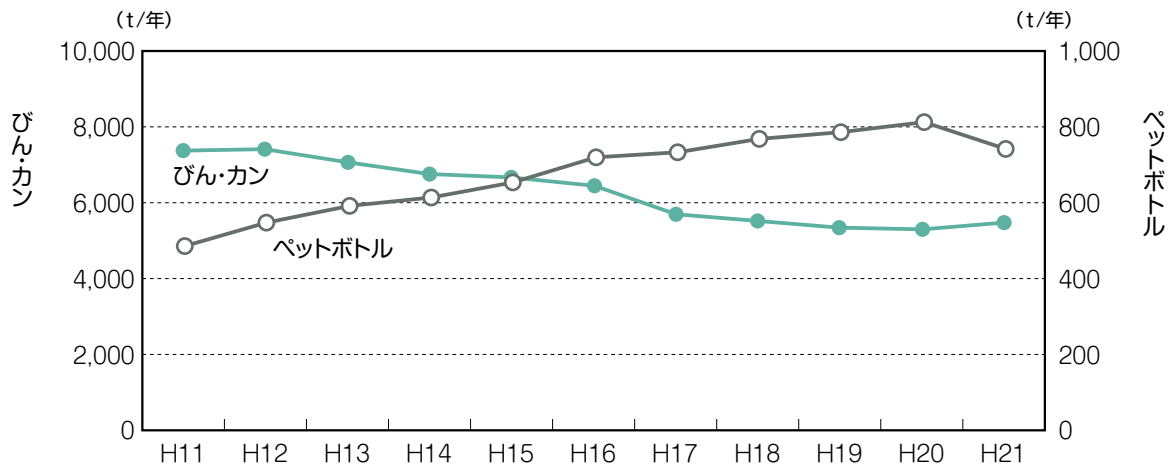


図4-10 資源リサイクルセンターの処理量の推移

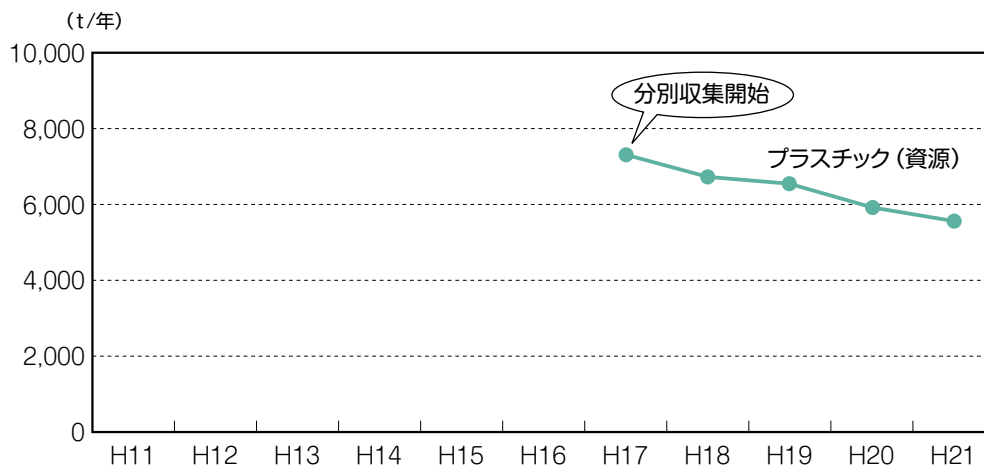


図4-11 プラスチックリサイクルセンターの処理量の推移

⑤ 最終処分

a 施設の概要

収集された「うめるごみ」や資源化センターで発生した処理残渣などが搬入されます。

表4-11 最終処分場の施設概要

埋立計画面積	138,944㎡
総埋立処理計画量	1,588,000㎡(第5次高塚Ⅱ工区)
埋立計画年度	平成4年度～平成38年度

b 最終処分量の推移

最終処分量は平成21年度において約14,000tとなっています。

家庭系ごみについては、平成15年度に分別区分の見直し（「もやせないごみ」を「こわすごみ」と「うめるごみ」に分割）を行い、直接埋立するものが少なくなったこと、また、事業系ごみについて、平成11年度に産業廃棄物の搬入制限を開始したため、最終処分量は減少傾向にあります。

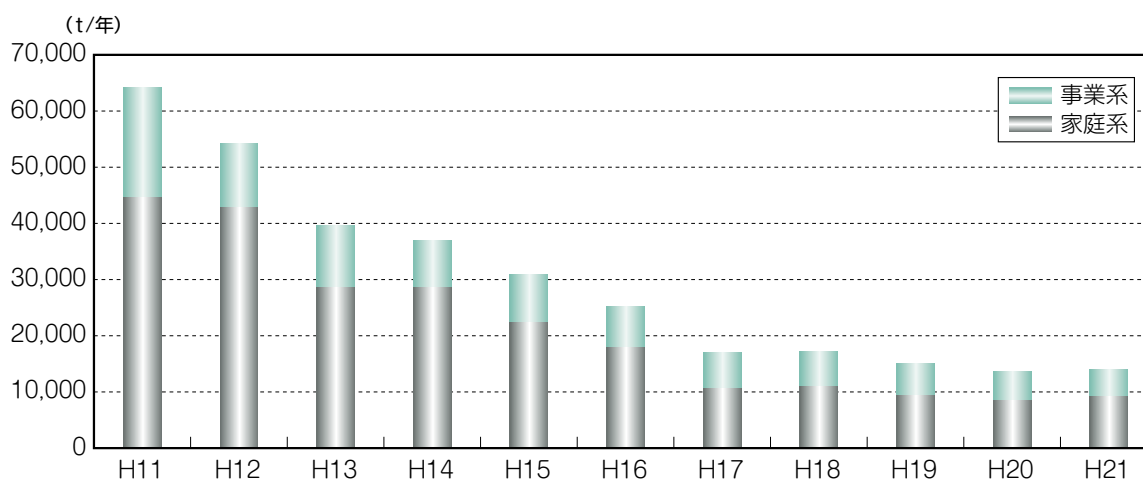


図4-12 最終処分量の推移

1-4 ごみの減量化・再生利用の実績

① ごみの減量化・再生利用の施策の概要

	事業名	実施年度	内 容
「ごみの発生段階」での施策	① 530 運動環境協議会	H.14~	廃棄物の減量化・資源化を推進するため、啓発・実践活動を実施している。
	② 清掃施設見学会の実施	H.2~	リサイクルセンターや最終処分場などの施設を市民に見学していただき、清掃事業への理解と関心を深めていただいている。
	③ 小学4年生の社会科副読本資料集の作成	H.2~	小学4年生全児童に社会科副読本資料集「まちをきれいに」を配布し、清掃事業についての理解を深め、清掃意識の高揚を図っている。
	④ ごみ減量啓発ビデオの貸し出し	H.8~	清掃施設や清掃概要の実態をわかりやすく紹介したビデオを作製し、ごみ減量の必要性を啓発している。
	⑤ 訪問授業及び出前講座の実施	H.13~	小学校4年生を主な対象とした訪問授業などや、一般市民を対象としたまちづくり出前講座を実施するとともに、530 運動環境協議会と連携し市内の保育園・幼稚園の園児を対象とした訪問指導を実施している。
	⑥ 530 のまち環境フェスタ	H.14~	ごみ減量、リサイクル、省資源・省エネルギーの要素を盛り込んだイベントを開催している。
	⑦ リサイクルプラザの活用	H.14~	資源化センター施設見学者などが、施設の稼働状況や機能の学習ができ、さらにごみ減量・リサイクル活動などを楽しく学べる情報と学習の場を提供している。
	⑧ IT時代に対応した効果的な情報の提供	H.15~	専用ホームページを作成し、ごみ減量・分別の情報提供を進めている。
	⑨ ごみ減量リサイクル推進店の認定	H.12~	ごみの減量化・リサイクルに取り組む店舗をごみ減量リサイクル推進店（エコショップ）として認定している。認定された店舗では、簡易包装・はかり売りの推進、リサイクル商品、詰め替え用商品の販売、牛乳パックなどの回収が行われている。
「ごみの排出段階」での施策	① 生ごみ減量容器・電動式生ごみ処理機購入補助事業	S.61~S.63 H.5~	生ごみの減量・減量意識の高揚を図るため、生ごみ減量容器・電動式生ごみ処理機を購入する市民に対して補助金を交付している。
	② 「ごみガイドブック」の作成	H.15~	ごみの分別・排出方法など、市民が守らなければならないルールをわかりやすくPRした冊子を作成・配布している。
	③ 地域資源回収団体奨励事業	H.2~	資源回収の活性化や、資源化を促進するため、資源ごみ「紙・布」を回収した団体に対して奨励金を交付している。
	④ ごみ収集日程表「クリーンカレンダー」の全世帯配布	H.2~	ごみの年間収集日・分別方法などを記載したポスターを作製・配布している。外国人定住者の増加に伴い、英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語の4種類のポスターも作成している。
	⑤ 資源ごみ高度分別推進事業	H.3~	びん・カン、金属、ペットボトルをピンカンボックスや市民館などで回収し、資源化している。
	⑥ 事業系一般廃棄物減量化事業	H.6~	一定規模以上の事業用建築物の所有者に対し、発生する事業系一般廃棄物の減量計画書を毎年度提出させ、必要な指導及び助言を行っている。
	⑦ 透明ごみ袋の推進	H.10~	ごみの分別意識向上・収集作業の安全性確保のため、ごみ袋を透明又は半透明のものとして指定している。
	⑧ プラスチックごみの収集	H.11~	容器包装リサイクル法に対応するため、プラスチックごみを分別収集している。
	⑨ 大きなごみの戸別収集	H.13~	大きなごみの戸別収集を有料で行うことにより、排出者責任を明確にするとともに、ごみの減量意識の高揚と長期使用や再利用の促進を図っている。
	⑩ 7分別収集開始	H.15~	熱分解・高温燃焼溶融炉を有効利用したリサイクルを進め地域資源回収を補完し分かりやすいリサイクル環境を整備するために、新たに「こわすごみ」の分別収集及び布類のステーション収集などを行っている。
	⑪ リサイクルステーション開設	H.15~	地域資源回収を利用できない市民の利便性を補完するものとして、定期的に市民が古紙を出す機会を増やし、家庭ごみから古紙などの資源物をできるだけ回収できるような仕組みを構築している。
	⑫ 古紙リサイクルヤードの開催	H.15~	//
	⑬ 食用油の試験回収	H.21~	リサイクルステーションにおいて、食用油の試験回収を行っている。
「ごみの処理段階」での施策	① 再利用施設での資源化	S.55~	搬入されたごみを選別することによって、鉄・アルミを取り出して資源化を行っている。
	② 焼却施設での余熱利用	S.55~	ごみの焼却時に発生する熱を利用し、発電や温室での蒸気利用を行っている。
	③ 資源リサイクルセンターの稼働	H.2~	びん・カンの選別、ペットボトルの圧縮・梱包を行って市場に還元している。
	④ 熱分解・高温燃焼溶融炉の稼働	H.14~	廃棄物からできる限りの金属資源を回収し、溶融してできたスラグを有効利用するなど埋立量の減量化を行っている。
	⑤ 再利用施設の効率活用	H.14~	破砕機で大きなごみなどを破砕し、鉄・アルミなどを取り出し資源の回収を図っている。
	⑥ プラスチックリサイクルセンターの稼働	H.17~	プラスチック（資源）の圧縮・梱包を行って市場に還元している。
	⑦ 最終処分場掘起し物の資源化	H.19~	埋め立てられているごみを掘起し金属類の回収を行っている。
	⑧ 再生家具の展示販売を実施	H.21~	大きなごみとして出された家具を修理・修繕などを行い、展示販売を行っている。

② ごみの資源化量の推移

本市におけるごみの資源化量とリサイクル率は、平成21年度において17.1%となっています。

なお、リサイクル率は次のように算出されます。

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{資源化量}}{\text{市関与ごみ量} - \text{災害廃棄物} - \text{市関与産業廃棄物} + \text{地域資源回収}}$$

表4-12 ごみの資源化量とリサイクル率

(単位：t/年)

		H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
分母	市関与ごみ量 a	160,994	158,212	144,366	155,559	161,405	161,719	161,233	152,841	151,626	149,264	147,613
	災害廃棄物 b	12,287	2,767	1,084	1,505	978	1,593	822	432	312	428	502
	市関与産業廃棄物 c	9,280	1,959	1,821	4,394	6,936	8,553	8,824	4,147	3,292	3,042	2,726
	地域資源回収量 d	14,370	14,397	13,702	12,449	11,994	11,188	11,047	10,704	10,759	10,333	9,508
a - b - c + d		153,797	167,883	155,163	162,109	165,485	162,761	162,634	158,966	158,781	156,127	153,893
分子(資源化量)	地域資源回収量											
	古紙	13,567	13,585	13,370	12,312	11,848	11,059	10,930	10,589	10,647	10,224	9,399
	布類	803	812	332	137	146	129	117	115	112	109	109
	ペットボトル有価物	327	470	482	498	534	613	620	629	662	686	679
	びん・カン等有価物	5,055	5,988	5,712	4,929	4,870	4,602	4,048	3,951	3,918	3,836	3,993
	プラスチック有価物	—	386	466	403	417	419	3,321	3,361	3,247	3,189	2,705
	プラスチック有価物(金属残渣)	—	—	—	—	—	—	9	8	6	3	0
	リサイクルステーション											
	古紙	—	—	—	63	650	1,017	1,239	1,410	1,421	1,513	1,567
	布類	—	—	—	3	180	279	294	301	284	307	349
	食用油	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
	ごみステーション											
	布類	—	—	—	—	568	745	676	803	711	673	574
	資源化センター有価物											
焼却施設	—	—	122	420	626	409	413	457	435	469	414	
再利用施設	(118)	(260)	(210)	487	1,320	1,822	1,873	1,970	1,827	1,896	1,871	
スラグ	—	—	—	—	—	4,332	3,306	2,413	5,427	5,548	4,550	
リサイクル工房	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	
最終処分場掘起し物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	38	23	
資源化量計	19,752	21,241	20,484	19,252	21,159	25,426	26,846	26,007	28,735	28,488	26,246	
リサイクル率	12.8%	12.7%	13.2%	11.9%	12.8%	15.6%	16.5%	16.5%	18.1%	18.2%	17.1%	

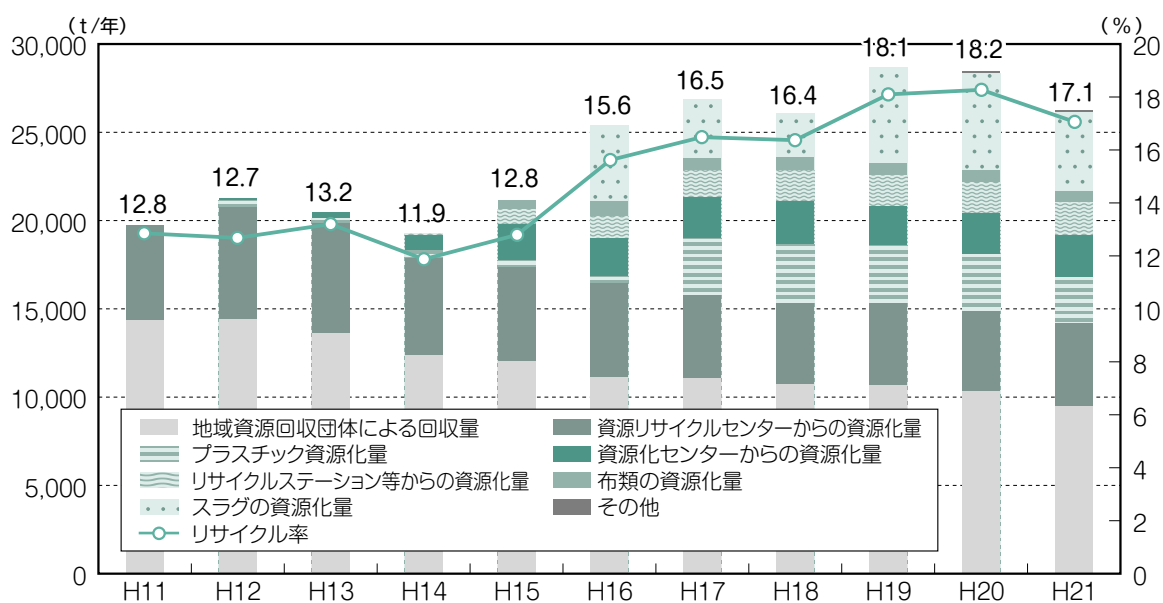


図4-13 ごみの資源化量とリサイクル率の推移

③ 主な事業の内容と実績

a 地域資源回収団体奨励事業

地域資源回収の活性化を図り、資源の回収を推進するため、古紙と布類を回収した団体に対し奨励金を交付しています。1団体につき年額10,000円（年3回以上回収の場合、2回は6,000円、1回は3,000円）、従量額として回収量1kgにつき、新聞・チラシは3.5円、牛乳パックは3円、雑誌・段ボール・布類は5円の奨励金を交付しています。

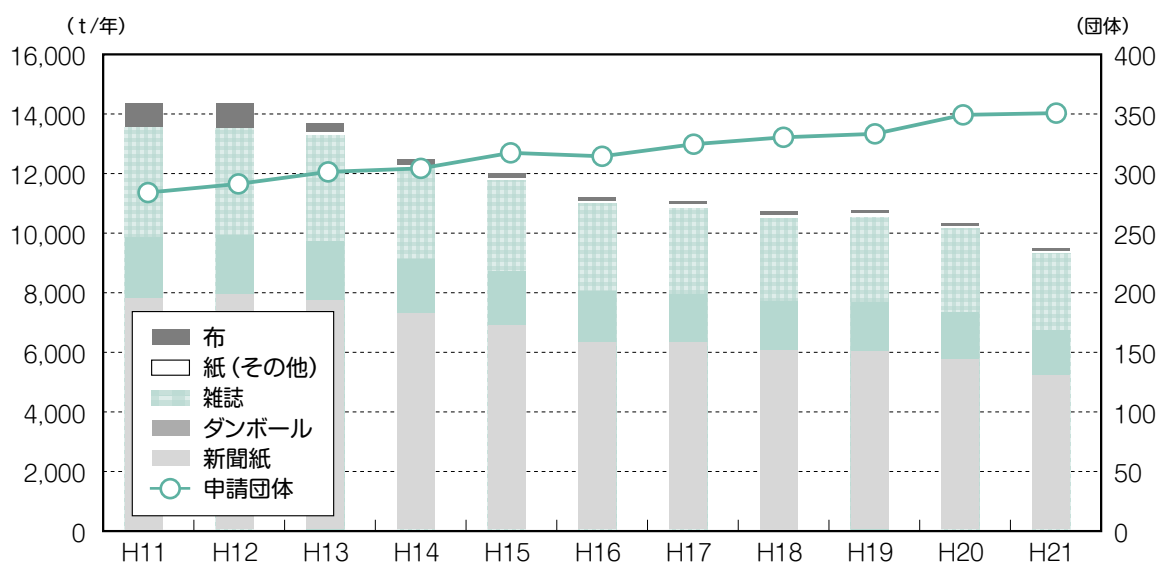


図4-14 地域資源回収量の推移

b リサイクルステーション事業

地域資源回収を補完し、古紙と布類の回収拡大を図るため、大型店舗などに常設の資源回収拠点・リサイクルステーションを設置しています。平成15年度、平成16年度、平成20年度に1か所ずつ開設しました。平成21年7月からは食用油の試験回収を行っています。

また、市内3か所の環境センターにおいても、古紙や布類の受け入れを行っています。

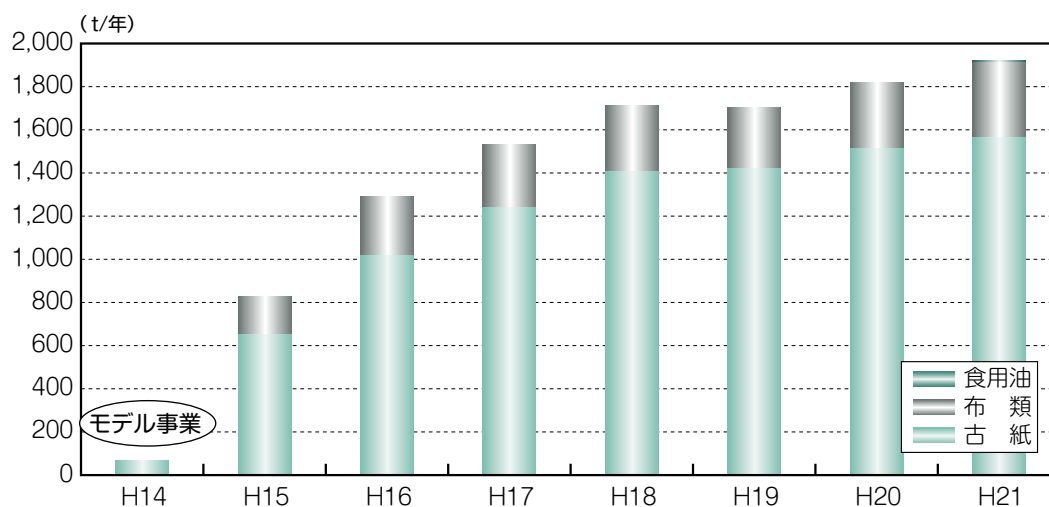


図4-15 リサイクルステーション等の回収量の推移

c 生ごみ減量容器・電動式生ごみ処理機購入補助事業

家庭の生ごみの減量及び減量意識の高揚を図ることを目的として、生ごみ減量容器及び電動式生ごみ処理機を購入する市民に対し、補助金を交付しています。生ごみ減量容器の補助金額は、購入価格の2分の1以内とし、1基につき3,000円を限度（1世帯につき2基限度）、電動式生ごみ処理機は、購入金額の2分の1以内とし、1基につき20,000円を限度（1世帯につき1基限度）としています。

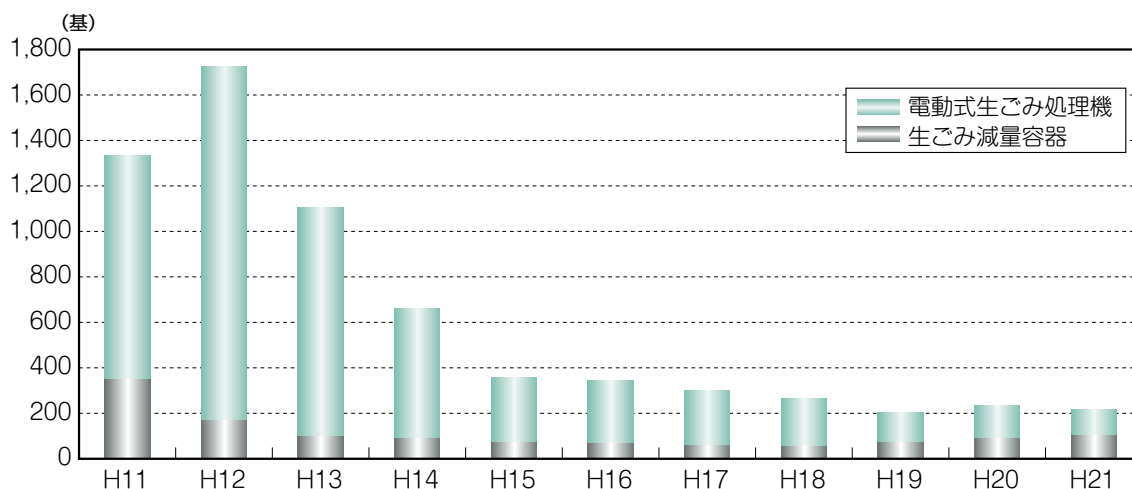


図4-16 生ごみ減量容器・電動式生ごみ処理機の購入補助基数

d 資源ごみ高度分別推進事業

びん・カンはビンカンボックスで回収し、ペットボトルはごみステーション及び協力店などに設置した専用回収容器で回収しています。収集されたびん・カン・ペットボトルは、資源リサイクルセンターで資源化されます。

また、収集されたプラスチック（資源）は、プラスチックサイクルセンターで資源化されます。（専用回収容器によるペットボトルの回収は平成23年4月に廃止予定）

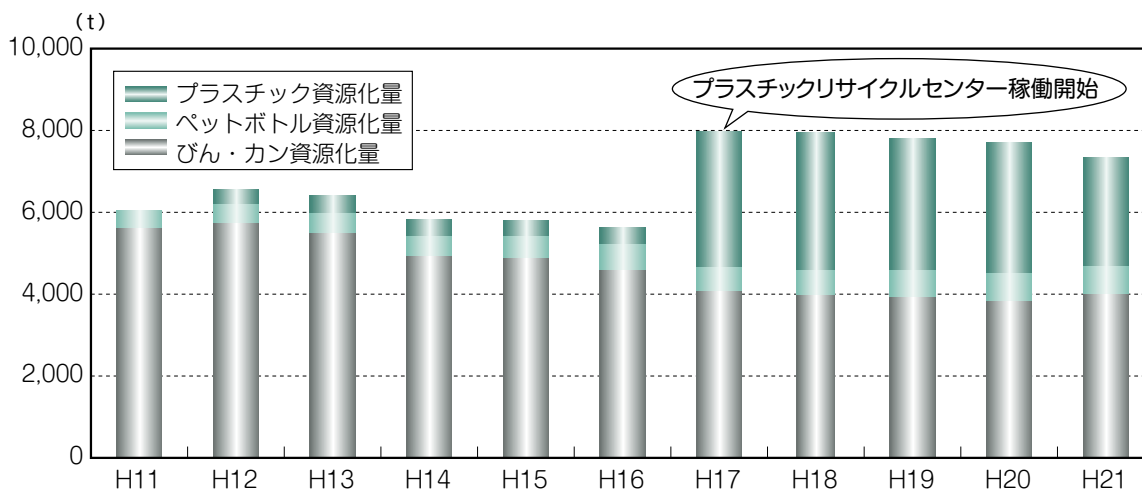


図4-17 びん・カン、ペットボトル、プラスチック（資源）の資源化量

e 再利用施設からの資源回収

資源化センターの再利用施設において、ごみの選別により金属類の回収を行っています。

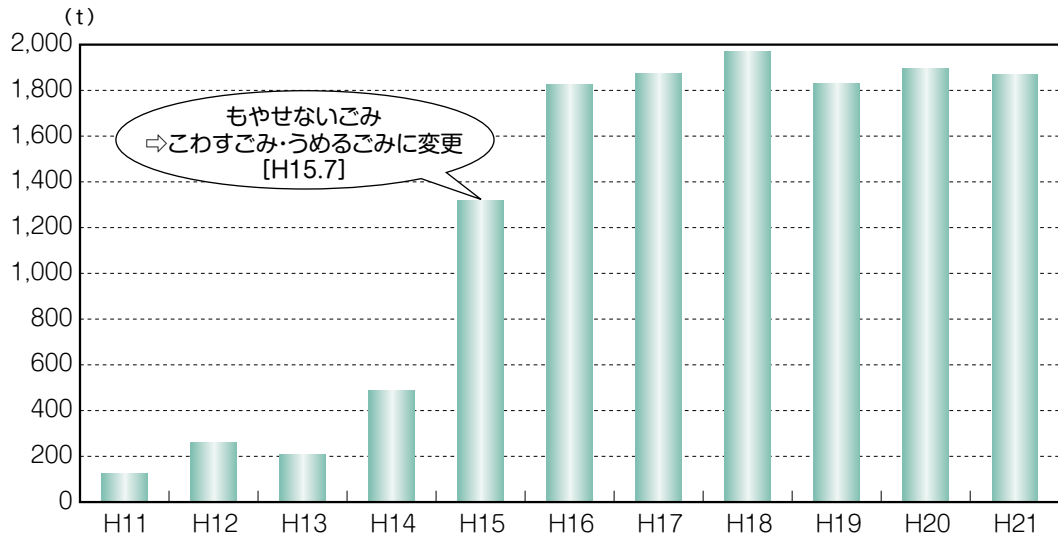


図4-18 再利用施設からの資源回収量

f 焼却施設からの余熱利用

焼却施設から発生する蒸気は、発電や施設内での利用の他に、温水プールや温室の暖房に利用しています。平成21年度に発生した蒸気量は約28万tで、そのうち発電に約21万t使用し、約3,566万kWhの発電をしました。

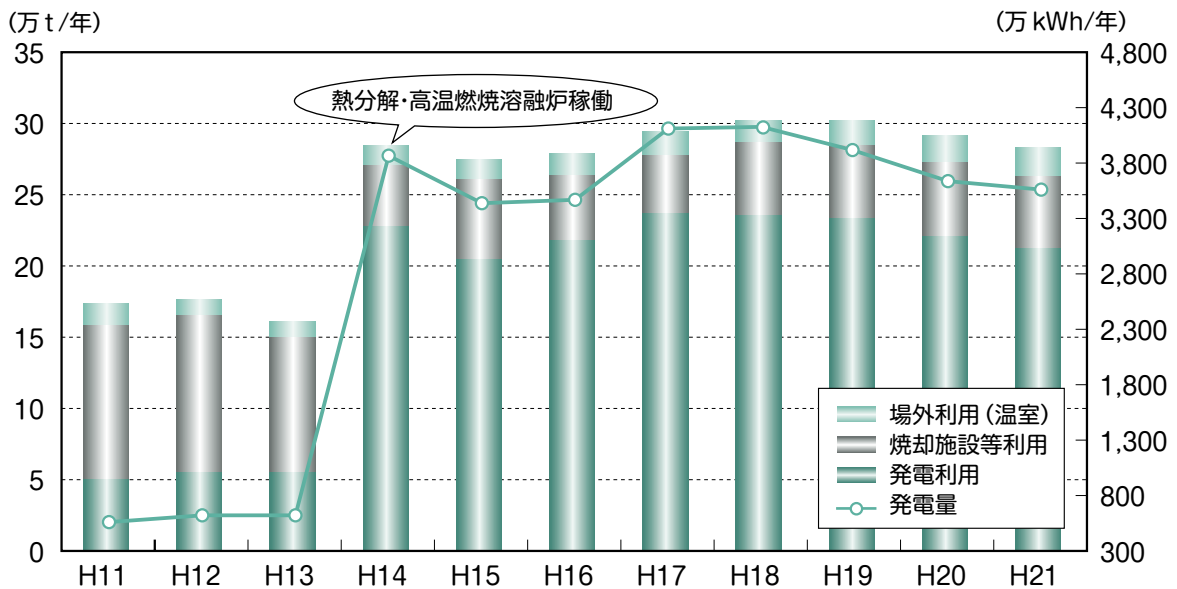


図4-19 焼却施設から発生する蒸気の利用量の内訳、発電量

1-5 ごみ処理に関するその他の事項

① ごみ処理に係る財政及び処理コスト

清掃費用（ごみ関係）は表4-13に示すとおりであり、年間40億円以上の費用がかかっています。

市民1人当たりの処理及び維持管理費は、近年減少傾向を示しています。

表4-13 清掃費用（ごみ関係）

（単位：千円）

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
処理及び維持管理費	4,374,580	4,363,599	3,961,765	4,083,225	4,142,436	3,991,070	4,026,093	3,672,563	3,693,585	3,649,490	3,543,050
建設改良費	6,990,994	6,113,800	3,578,252	324,830	594,497	1,721,766	38,351	2,982,933	1,058,794	658,032	1,165,347
計	11,365,574	10,477,399	7,540,017	4,408,055	4,736,933	5,712,836	4,064,444	6,655,496	4,752,379	4,307,522	4,708,397

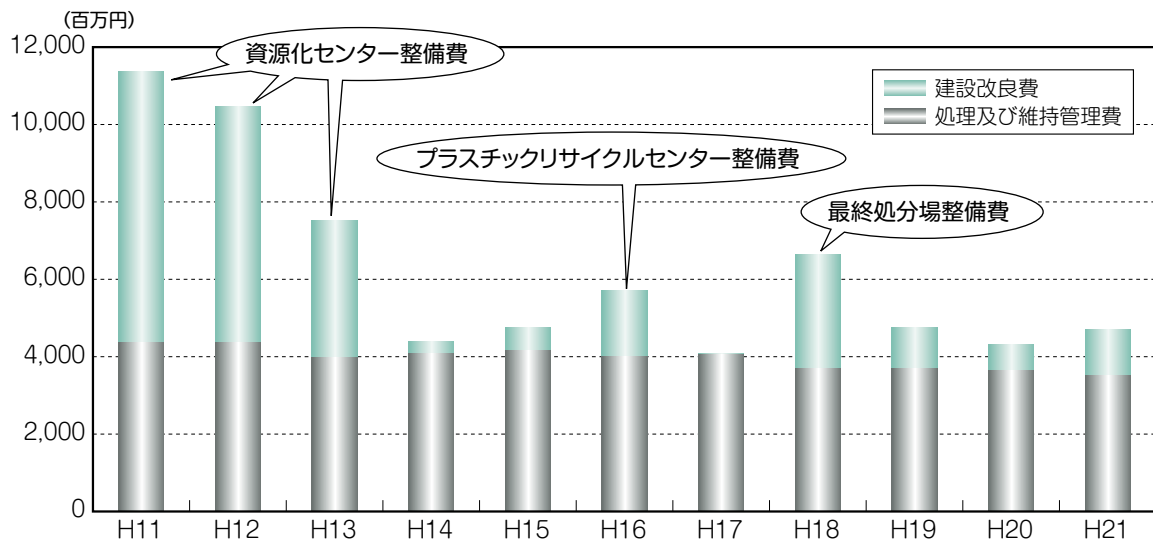


図4-20 清掃費用（ごみ関係）の推移

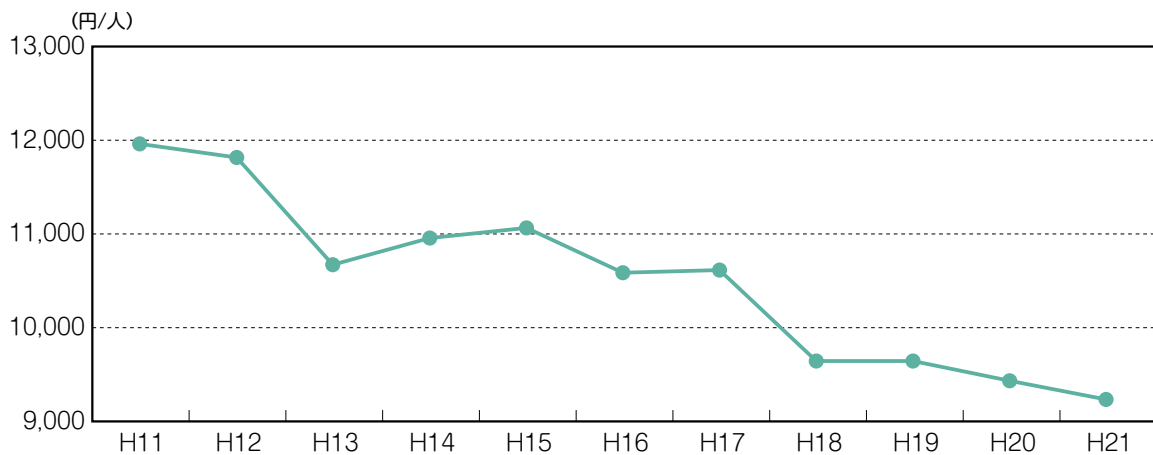
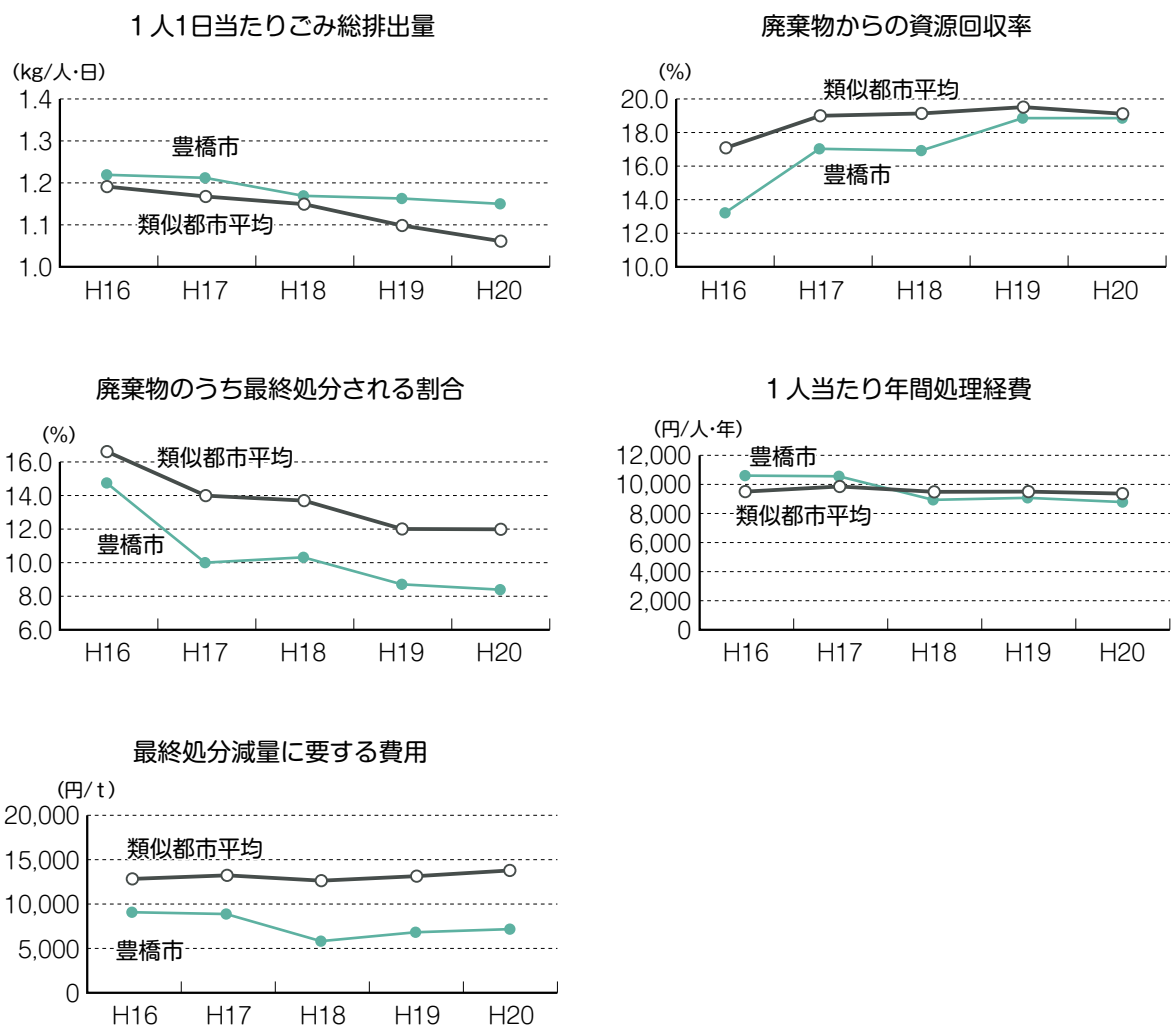


図4-21 市民1人当たりの処理及び維持管理費

② ごみ処理状況の評価

本市のごみ処理を評価するため、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成19年6月 環境省）（以下「システム指針」と示す。）に示された評価項目について整理すると、下記のとおりとなります。

「1人1日当たりごみ総排出量」及び「廃棄物からの資源回収率」が、類似都市平均より若干低くなっていますが、「最終処分される割合」及び「最終処分減量に要する費用」は、類似都市平均より優れた値となっています。



注1：ごみ量などについては、一般廃棄物処理実態調査結果の公表値を用います。

注2：類似都市は、総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型に準拠するものとする。本市は『中核市』に該当し、平成21年度時点で類似都市は41団体です。

注3：1人当たり年間処理経費は「処理及び維持管理費」から「使用料及び手数料」を差し引いた処理経費を基にしているため、P93 図4-21とは異なる。

図4-22 全国類似都市との比較評価まとめ

③ 分別区分の評価

システム指針では、適正な循環的利用・適正処分の観点から、達成が望まれる標準的な分別収集区分について、3段階の類型区分が示されており、類型Ⅰの区分となる自治体は類型Ⅱを、類型Ⅱの区分となる自治体は類型Ⅲを目指し、分別拡大を図ることが望ましいとされています。

標準的な分別収集区分の類型区分と本市における分別区分の比較を、表4-14に示します。食用油については、リサイクルステーションで回収しています。したがって、分別収集の類型区分は、『類型Ⅱ』と『類型Ⅲ』の中間の分別区分となっています。

表4-14 一般廃棄物の標準的な分別区分と本市の分別区分

分別収集区分		類型Ⅰ	類型Ⅱ	類型Ⅲ	豊橋市	備考
①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	○	○	○	○	
	①-2 ガラスびん	○	○	○	○	
	①-3 ペットボトル	○	○	○	○	
	①-4 プラスチック製容器包装		○	○	○	
	①-5 紙製容器包装		○	○	△	紙箱等の分別を行っている。
②古紙類・布類等		○	○	○	○	
③生ごみ、廃食用油等				○	△	「食用油」をリサイクルステーション等において回収を行っている。
④燃やすごみ		○	○	○	○	
⑤燃やせないごみ		○	○	○	○	
⑥その他専用の処理のために分別するごみ		○	○	○	○	危険ごみ(蛍光灯、乾電池等)
⑦粗大ごみ		○	○	○	○	

資料：「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」
(平成19年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課)

④ 温室効果ガス排出量

廃棄物の焼却時に発生する温室効果ガス量は、『温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル』(Ver.2.4 平成21年3月 環境省・経済産業省)により算定すると、下記に示すとおりとなります。CO₂排出量は、34,000~44,000t CO₂の間で変動しています。

表4-15 温室効果ガス量

		H17	H18	H19	H20	H21	備考
廃棄物中プラスチック量	(t)	(14,244)	(15,420)	(11,863)	(11,711)	(14,368)	もやすごみ(焼却処理量) プラスチックリサイクルセンター 残渣(焼却処理量)
CO ₂ 排出量	tCO ₂	38,316	41,480	31,911	31,503	38,650	プラスチック単位焼却量当たりの CO ₂ 排出量：2.69tCO ₂ /t
廃棄物焼却量	(t)	(142,875)	(141,837)	(139,840)	(137,882)	(136,886)	
CH ₄ 排出量	tCH ₄	0.14	0.14	0.13	0.13	0.13	廃棄物焼却量当たりの CH ₄ 排出量：9.6×10 ⁻⁷ tCH ₄
N ₂ O排出量	tN ₂ O	8.07	8.01	7.90	7.79	7.73	廃棄物焼却量当たりの N ₂ O排出量：5.65×10 ⁻⁵ tN ₂ O
CO ₂ 排出量	tCO ₂	40,821	43,967	34,363	33,921	41,050	CO ₂ +CH ₄ ×21+N ₂ O×310

第2節 生活排水処理の現況

2-1 生活排水処理の流れ

公共下水道・地域下水道に排出されたし尿と生活雑排水は、下水道処理施設で処理されます。浄化槽や汲み取り槽から収集されたし尿は、資源化センターし尿処理施設において処理され、公共用水域に放流されます。

し尿と生活雑排水の両方が処理される公共下水道や地域下水道、合併処理浄化槽と比べ、単独処理浄化槽や汲み取り槽は、し尿のみが処理され生活雑排水はそのまま河川などに放流されます。これら未処理の生活雑排水が公共用水域の汚染原因になっています。

河川や海域の汚染を減少させるためにも、公共下水道・地域下水道の整備や合併処理浄化槽の普及の推進が望まれます。

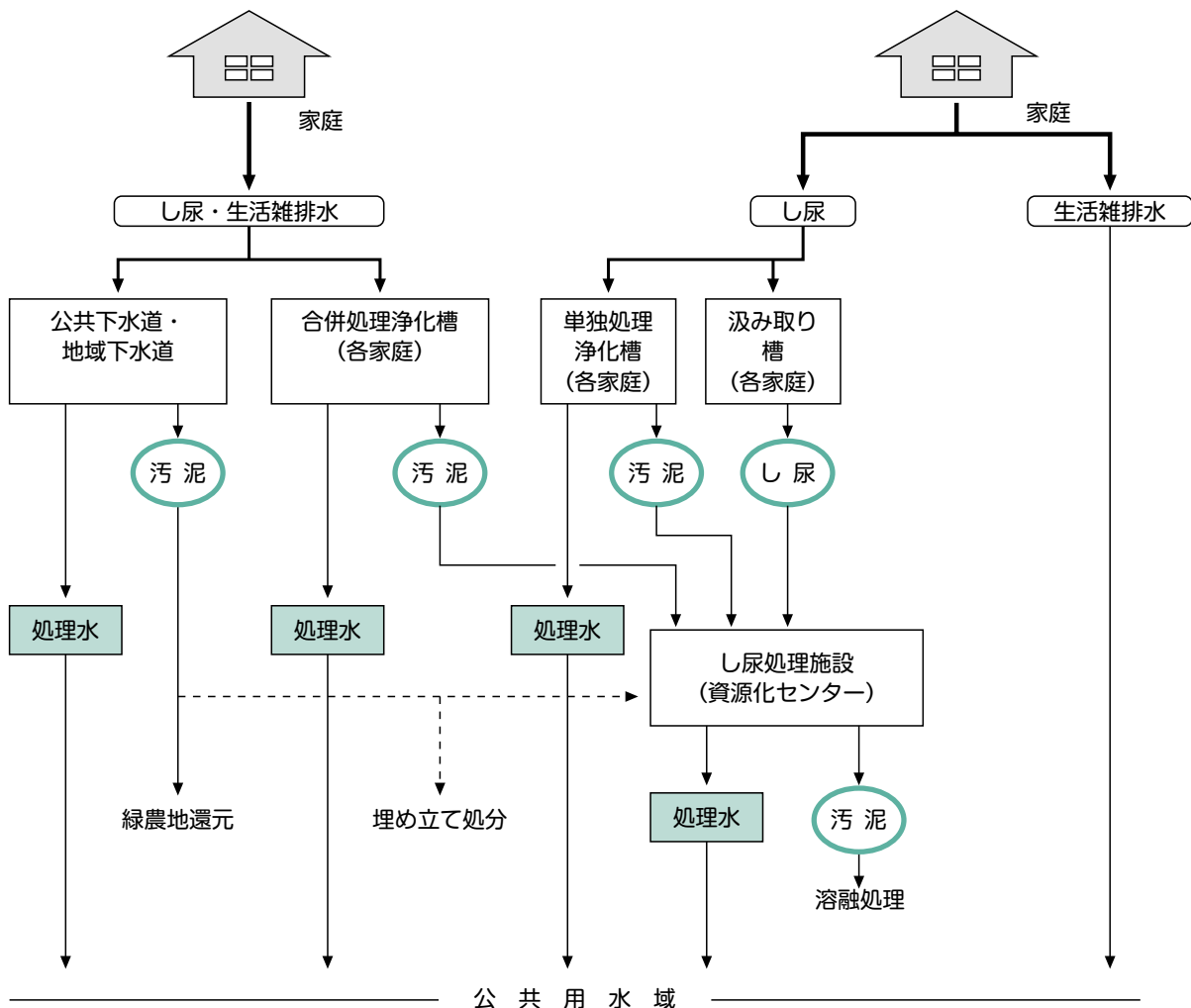


図4-23 生活排水の処理フロー

2-2 生活排水処理率

市内全世帯のうち、公共下水道、地域下水道、合併処理浄化槽の3種類のいずれかを使用している世帯（し尿と生活雑排水の両方が処理されている世帯）の割合を生活排水処理率として以下に示します。

生活排水処理率は増加傾向にあり、平成21年度では85.2%となっています。

表4-16 生活排水処理率の実績

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
生活排水処理率	70.5%	71.4%	73.4%	76.3%	78.3%	79.8%	81.2%	82.1%	83.2%	84.5%	85.2%

2-3 下水汚泥の緑農地還元量・最終処分量

下水汚泥を、乾燥・肥料化して緑農地に還元する緑農地還元量と埋め立て処分を行う最終処分量を以下に示します。

埋め立て処分を行う下水汚泥の量は減少傾向にあります。

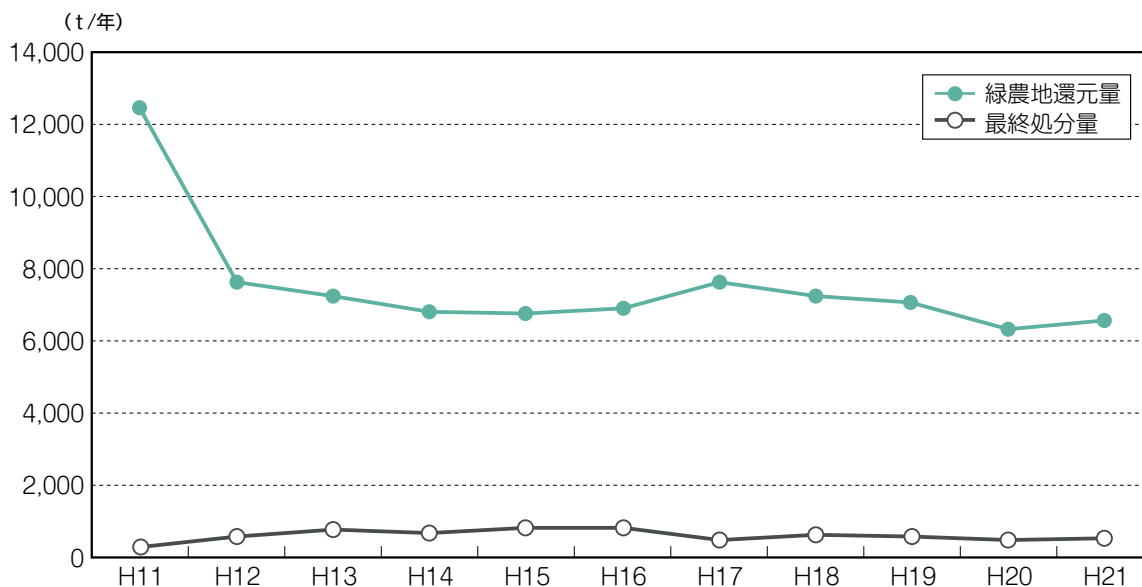


図4-24 下水汚泥の緑農地還元量・最終処分量

第3節 前計画の達成状況

前計画の排出量、リサイクル率、最終処分量、生活排水処理率についての達成状況は、表4-17に示すとおりです。

家庭系ごみは、「もやすごみ」の排出抑制が進んでいないため、あまり減量していません。事業系ごみは、市処理施設への投入手数料改定や一定規模以上の事業所に対する減量計画書作成などの啓発を図りましたが、減量が進んでいません。

リサイクル率は、ごみ分別の細分化、焼却1・2号炉の有効活用、資源回収機会の拡大、プラスチックリサイクルセンターの稼働などにより資源化量の拡大を図りましたが、地域資源回収量の減少やスラグの需要低下などから、あまり上昇していません。

最終処分量は、大きなごみの戸別有料収集、ごみ分別の細分化や布類の回収機会拡大、スラグの売却開始、プラスチックリサイクルセンターの稼働などにより順調に減少しています。

生活排水処理率は、公共下水道や地域下水道整備の推進、合併処理浄化槽の普及により概ね順調に上昇しています。

表4-17 前計画の達成状況

項 目		H11年度 実績値	H16年度 実績値	H21年度 実績値	H22年度 目標値	H21年度 進捗率
排 出 量	家庭系ごみ [t/年]	100,094	105,068 (5.0%増)	99,448 (0.6%減)	94,700 (5%減)	12.0%
	事業系ごみ [t/年]	39,333	45,209 (14.9%増)	43,017 (9.4%増)	37,300 (5%減)	0%
	家庭系ごみ排出 原単位[g/人・日]	749	763 (1.9%増)	709 (5.3%減)	674 (10%減)	53.3%
リサイクル率 [%]		12.8	15.6	17.1	28.0	28.3%
最終処分量 [t/年]		44,013	23,789 (46.0%減)	13,553 (69.2%減)	10,900 (75%減)	92.0%
生活排水処理率 [%]		70.5	79.8	85.2	90.0	75.4%

注：（ ）内の比率は、平成11年度に対する増減率を示す。

第3章

産業廃棄物の現況

第1節 産業廃棄物の現況

1-1 産業廃棄物とは

産業廃棄物とは、廃棄物処理法において「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」と定められたものであり、表4-18に示す20種類に区分されています。

表4-18 産業廃棄物の区分 (1/2)

区 分	内 容
燃 え 殻	石炭がら、灰かす、コークス灰、産業廃棄物の焼却残灰、炉清掃排出物など
汚 泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程において生じる泥状のもの、ビルピット汚泥、上水汚泥、下水汚泥など
廃 油	鉱物性油及び動植物油脂に係るすべての廃油、廃潤滑油、廃切削油、廃溶剤類など
廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液
廃 アルカリ	廃ソーダ液をはじめとするアルカリ性廃液
廃 プラスチック類	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類、ポリ塩化ビニルくず、ポリエチレンくず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど
紙 くず	①建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）に係るもの ②パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）、印刷業（印刷出版を行うものに限る）、製本業及び印刷加工業に係るもの
木 くず	①建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）に係るもの ②木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの ③貨物の流通のために使用したパレットなど
織 維 くず	①建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）に係るもの ②繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係るもの
動植物性残さ	食料品製造業、飲料・飼料製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係るもの
動物系固形不要物	と畜場において、とさつ・解体又は食鳥処理場において食鳥処理した獣畜などに係る固形状の不要物
ゴ ム くず	天然ゴムくず
金 属 くず	鉄くず、プリキトタンくず、銅線くず、切削くず、缶類など
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(以下「ガラスくず等」という。)	空き瓶類、板ガラスくず、ガラス繊維くず、破損ガラス、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）、陶器・磁器くず、レンガくずなど
鉱 さ い	高炉、電気炉などからの鉱さい（スラグ）、キューポラ溶鉱炉のノロ、不良鉱石、鉱物廃砂など
が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物

表4-18 産業廃棄物の区分 (2/2)

区 分	内 容
ばいじん	焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
動物のふん尿	畜産農業に係るもの
動物の死体 ※1	畜産農業に係るもの
廃棄物処理法施行令第2条第13号に定めるもの ※2	上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの

※1：動物の死体は、今回の調査対象から除外しています。

※2：廃棄物処理法施行令第2条第13号に定めるものは、今回の調査対象から除外しています。

注：上記の他に本計画では、2種類以上が混合した状態で排出されるために上記に区分できない産業廃棄物を「その他の産業廃棄物」として表記します。

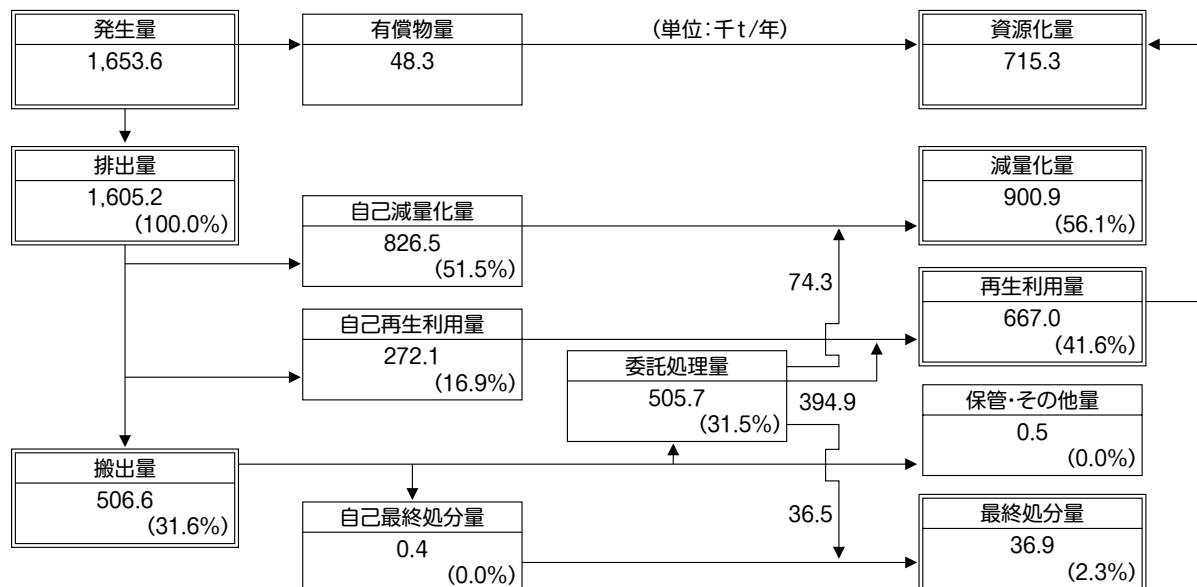
1-2 産業廃棄物の処理の流れ

平成20年度における産業廃棄物の処理フローは、図4-25に示すとおりです。産業廃棄物の発生量は、1,653.6千t/年であり、そのうち有償物量が48.3千t/年、排出量が1,605.2千t/年となっています。

中間処理量は、自己中間処理が1,105.5千t/年であり、委託中間処理が482.4千t/年となっており、排出量の98.9%が中間処理されています。

中間処理による再生利用及び減量化は、再生利用量が667.0千t/年（排出量に対して41.6%）、減量化量が900.9千t/年（排出量に対して56.1%）となっており、減量化量の方が多くなっています。

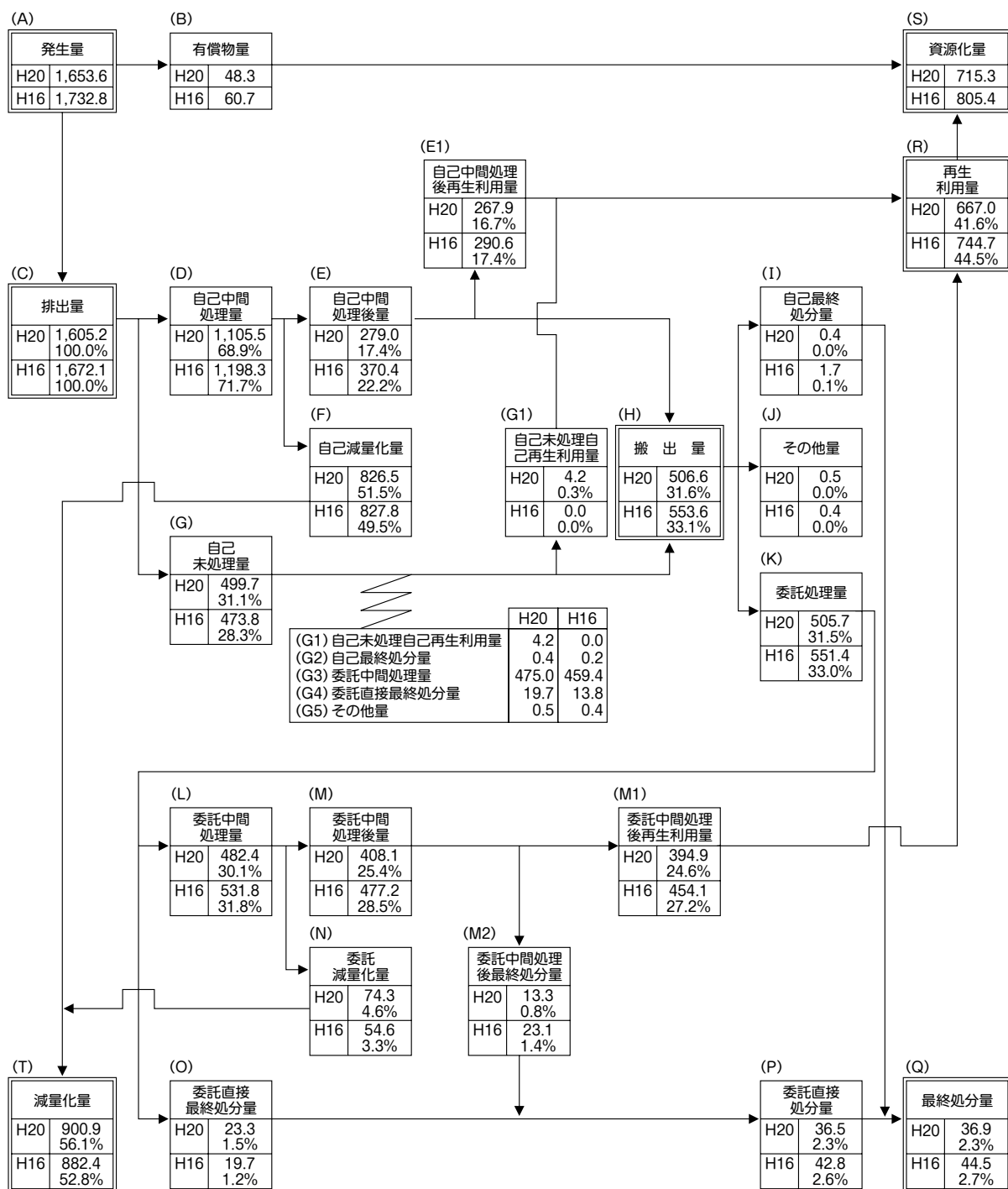
最終処分量は、中間処理による再生利用、減量化が進んでいることから36.9千t/年（排出量に対して2.3%）となっています。



() 内の数値は、排出量に対する割合

注：各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

図4-25 平成20年度における産業廃棄物処理フロー



注：各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

(単位：千t/年)

図4-26 平成20年度と平成16年度の産業廃棄物処理量比較

1-3 産業廃棄物の処理の内訳

産業廃棄物の種類ごとの再生利用率、減量化率、最終処分量率は、図4-27、図4-28に示すとおりです。

再生利用率について見ると、燃え殻、廃酸など一部の産業廃棄物は、平成16年度より割合が高くなっています。また、最終処分量率について見ると、ガラスくず等、動物系固形不要物など一部の産業廃棄物は、平成16年度より割合が高くなっています。

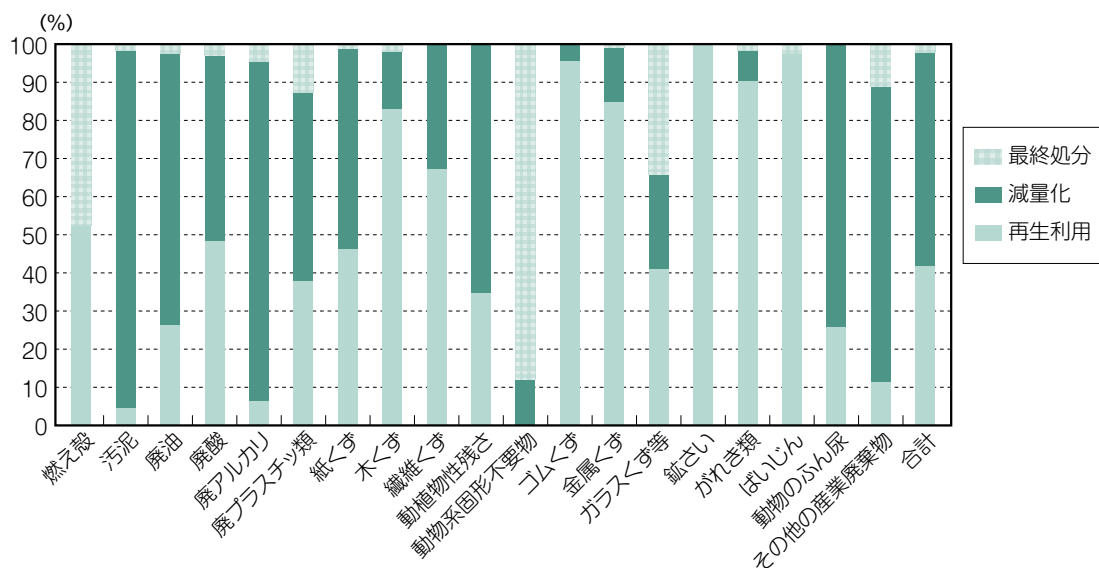


図4-27 平成20年度の種別処理率

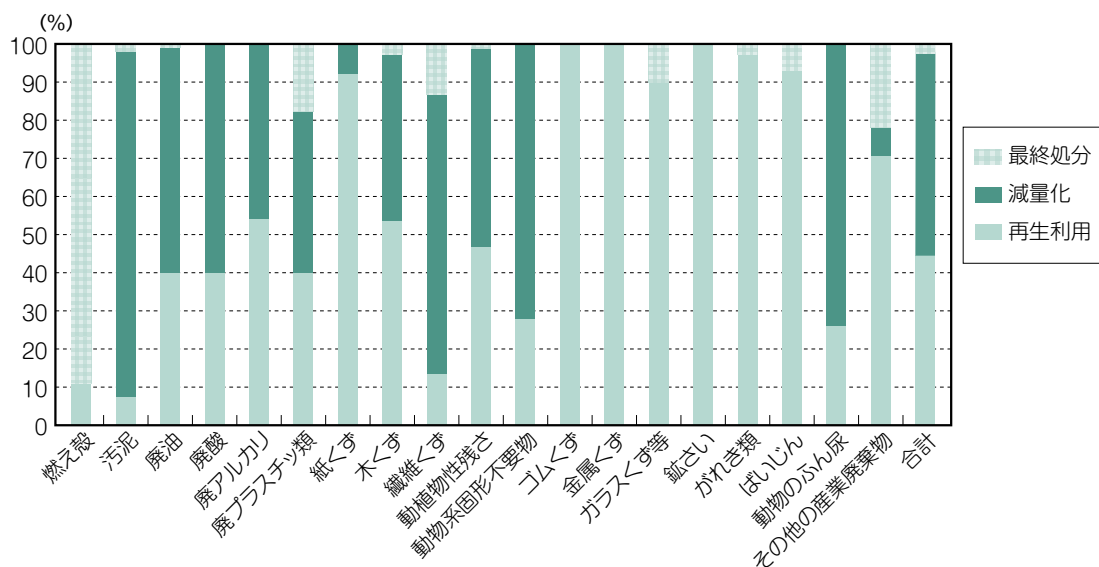


図4-28 平成16年度の種別処理率

1-4 全国及び愛知県との比較

全国、愛知県及び本市の産業廃棄物の排出量に対する再生利用量、減量化量、最終処分量の割合は、図4-29に示すとおりです。

再生利用率は、全国が52%、愛知県が74%に対して、42%となっています。

減量化率は、全国が43%、愛知県が21%に対して、56%となっています。

最終処分量は、全国が5%、愛知県が5%に対して、2%となっています。

本市は、減量化率が高いため、再生利用率及び最終処分量が相対的に低くなっています。

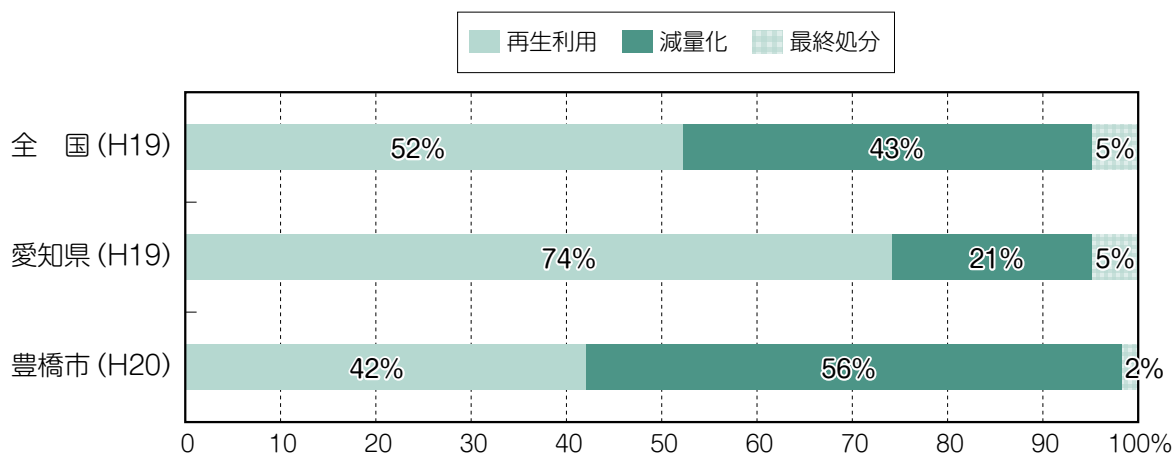


図4-29 全国及び愛知県との比較

第2節 産業廃棄物の排出状況

2-1 種類別排出状況

平成20年度における種類別の排出状況は、図4-30及び表4-19に示すとおり、動物のふん尿が535.1千t/年（全排出量の33%）[543.0千t/年（32%）]で最も多く、次いで汚泥が456.0千t/年（28%）[478.5千t/年（29%）]、以下、がれき類が260.4千t/年（16%）[246.3千t/年（15%）]、鉱さいが135.7千t/年（8%）[132.6千t/年（8%）]などとなっています。また、この4種類の産業廃棄物の排出量は、全体の排出量の8割以上となっています。（〔 〕は平成16年度の値を示す。以下同じ。）

自己処理が行われている動物のふん尿、汚泥、鉱さいでは、搬出量が排出量と比べて大きく減少しています。

平成16年度との比較では、総排出量は減少していますが、種類別排出量の割合で見ると、大きな変動はありません。

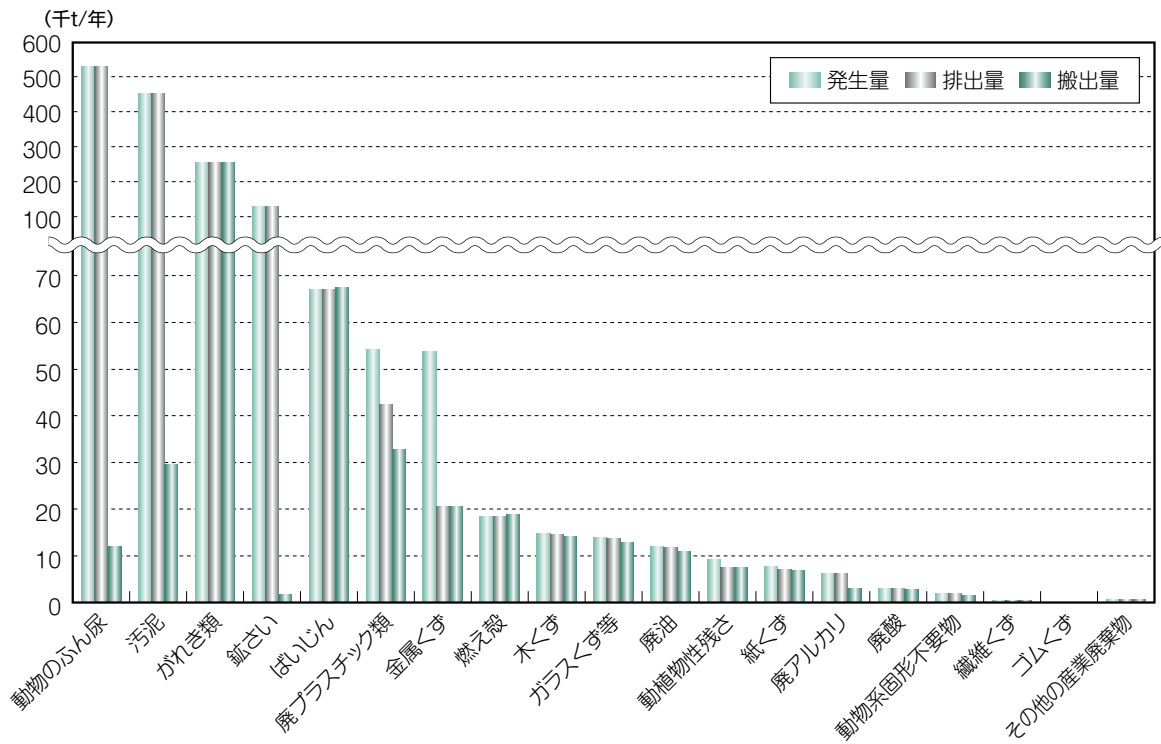


図4-30 平成20年度の種類別産業廃棄物の排出状況

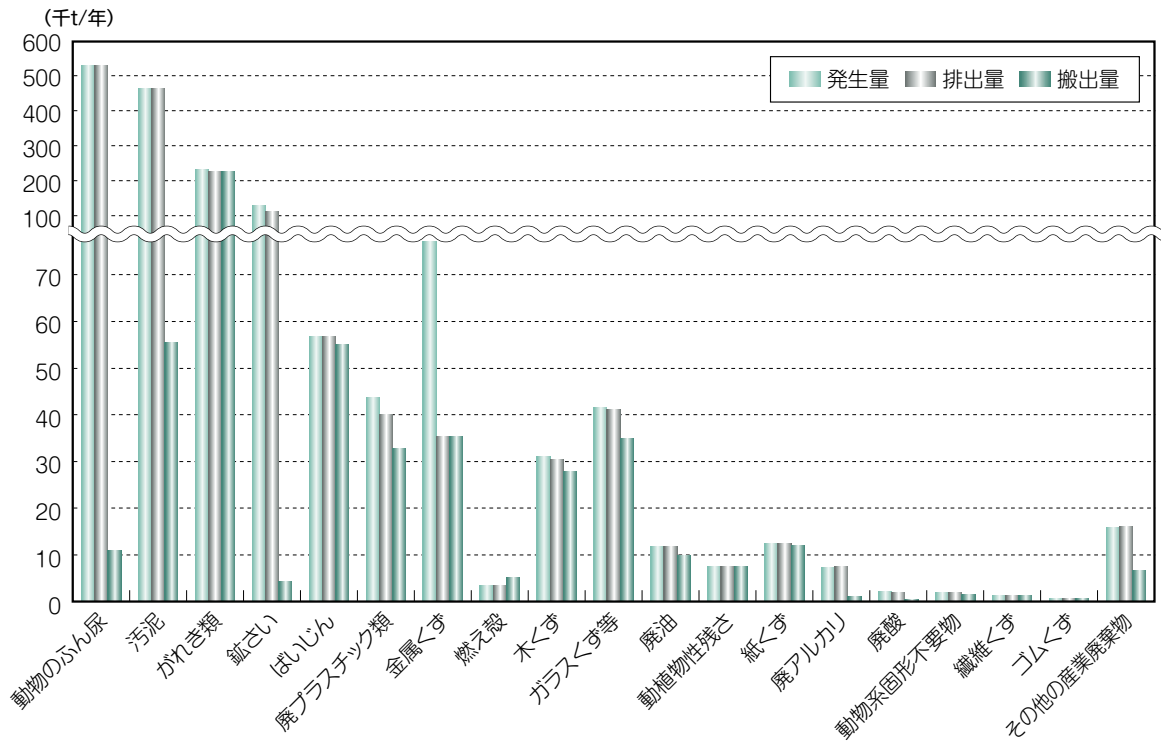


図4-31 平成16年度の種類別産業廃棄物の排出状況

表4-19 種類別産業廃棄物の排出状況

(単位：千t/年)

	発生量			排出量			搬出量		
	H16	H20	増減	H16	H20	増減	H16	H20	増減
動物のふん尿	543.0 (31%)	535.1 (32%)	-7.9	543.0 (32%)	535.1 (33%)	-7.9	11.4 (2%)	12.3 (2%)	0.9
汚泥	478.5 (28%)	456.7 (28%)	-21.8	478.5 (29%)	456.0 (28%)	-22.5	56.4 (10%)	29.9 (6%)	-26.5
がれき類	247.3 (14%)	260.4 (16%)	13.1	246.3 (15%)	260.4 (16%)	14.1	246.1 (44%)	260.2 (51%)	14.1
鉱さい	145.6 (8%)	135.7 (8%)	-9.9	132.6 (8%)	135.7 (8%)	3.1	4.4 (1%)	1.9 (0%)	-2.5
ばいじん	57.3 (3%)	67.1 (4%)	-9.8	57.3 (3%)	67.1 (4%)	9.8	55.7 (10%)	67.5 (13%)	11.8
廃プラスチック類	44.0 (3%)	54.3 (3%)	10.3	40.5 (2%)	42.7 (3%)	2.2	33.2 (6%)	32.8 (6%)	-0.4
金属くず	77.8 (4%)	54.0 (3%)	-23.8	35.8 (2%)	20.9 (1%)	-14.9	35.8 (6%)	20.8 (4%)	-15.0
燃え殻	3.8 (0%)	18.8 (1%)	15.0	3.8 (0%)	18.8 (1%)	15.0	5.4 (1%)	19.2 (4%)	13.8
木くず	31.5 (2%)	15.1 (1%)	-16.4	30.8 (2%)	14.9 (1%)	-15.9	28.3 (5%)	14.4 (3%)	-13.9
ガラスくず等	41.9 (2%)	13.9 (1%)	-28.0	41.7 (2%)	13.9 (1%)	-27.8	35.2 (6%)	13.1 (3%)	-22.1
廃油	11.9 (1%)	12.3 (1%)	0.4	11.8 (1%)	11.9 (1%)	0.1	10.2 (2%)	11.0 (2%)	0.8
動植物性残さ	7.5 (0%)	9.3 (1%)	1.8	7.5 (0%)	7.5 (0%)	0.0	7.5 (1%)	7.5 (1%)	0.0
紙くず	12.5 (1%)	7.8 (0%)	-4.7	12.5 (1%)	7.4 (0%)	-5.1	12.2 (2%)	7.4 (1%)	-4.8
廃アルカリ	7.8 (0%)	6.6 (0%)	-1.2	7.8 (0%)	6.6 (0%)	-1.2	1.1 (0%)	3.2 (0%)	2.1
廃酸	2.5 (0%)	3.4 (0%)	0.9	2.5 (0%)	3.4 (0%)	0.9	0.5 (0%)	2.9 (1%)	2.4
動物系固形不要物	1.8 (0%)	1.7 (0%)	-0.1	1.8 (0%)	1.7 (0%)	-0.1	1.6 (0%)	1.5 (0%)	-0.1
繊維くず	1.5 (0%)	0.3 (0%)	-1.2	1.5 (0%)	0.3 (0%)	-1.2	1.4 (0%)	0.3 (0%)	-1.1
ゴムくず	0.3 (0%)	0.0 (0%)	-0.3	0.3 (0%)	0.0 (0%)	-0.3	0.3 (0%)	0.0 (0%)	-0.3
その他の産業廃棄物	16.3 (1%)	0.9 (0%)	-15.4	16.2 (1%)	0.9 (0%)	-15.3	7.0 (1%)	0.9 (0%)	-6.1
合計	1,732.8 (100%)	1,653.6 (100%)	-79.2	1,672.1 (100%)	1,605.2 (100%)	-66.9	553.6 (100%)	506.6 (100%)	-47.0

注：各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

2-2 業種別排出状況

平成20年度における業種別の排出状況は、図4-32及び表4-20に示すとおり、農業が535.3千t/年（全排出量の33%）[543.8千t/年（33%）]で最も多く、次いで電気・水道業が、418.4千t/年（26%）[394.7千t/年（24%）]、以下、製造業が325.6千t/年（20%）[361.3千t/年（22%）]、建設業が289.2千t/年（18%）[321.2千t/年（19%）]などとなっています。また、この4業種の産業廃棄物の排出量は、全体の排出量の9割以上となっています。

自己処理が行われている動物のふん尿、汚泥、鉍さいを排出している農業、電気・水道業、製造業の搬出量が排出量と比べて大きく減少しています。

平成16年度との比較では、総排出量は減少しており、電気・水道業、サービス業、医療・福祉を除く業種で排出量は減少しています。業種別排出量の割合で見ると、大きな変動はありません。

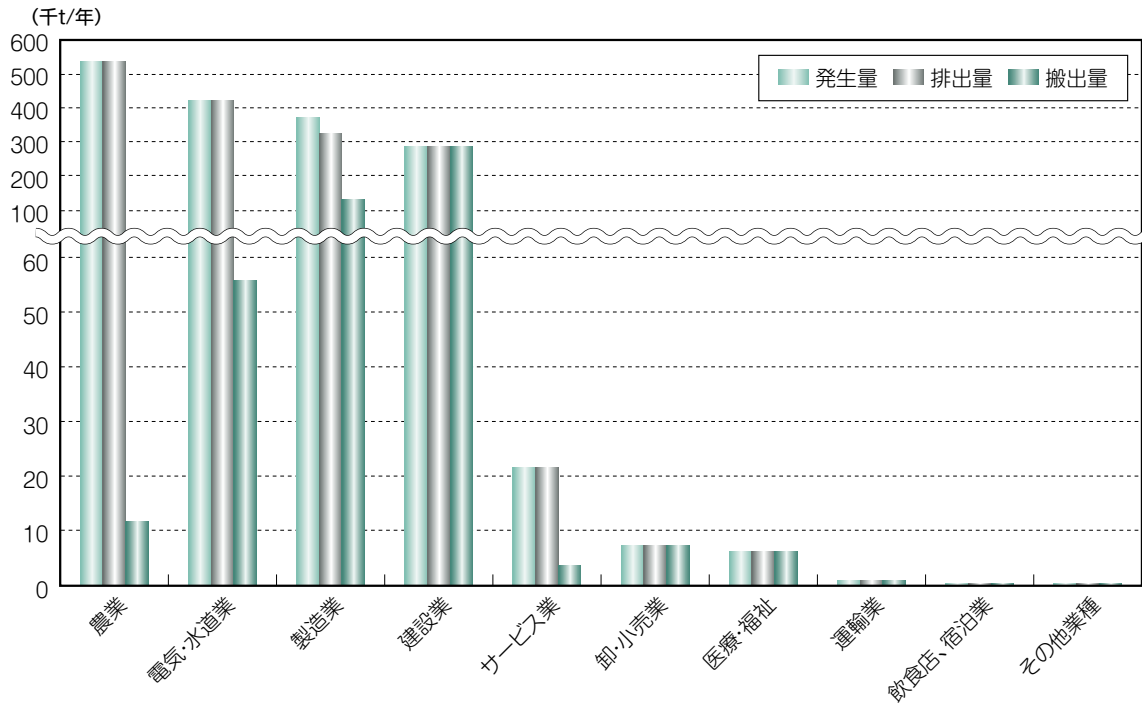


図4-32 平成20年度の業種別産業廃棄物の排出状況

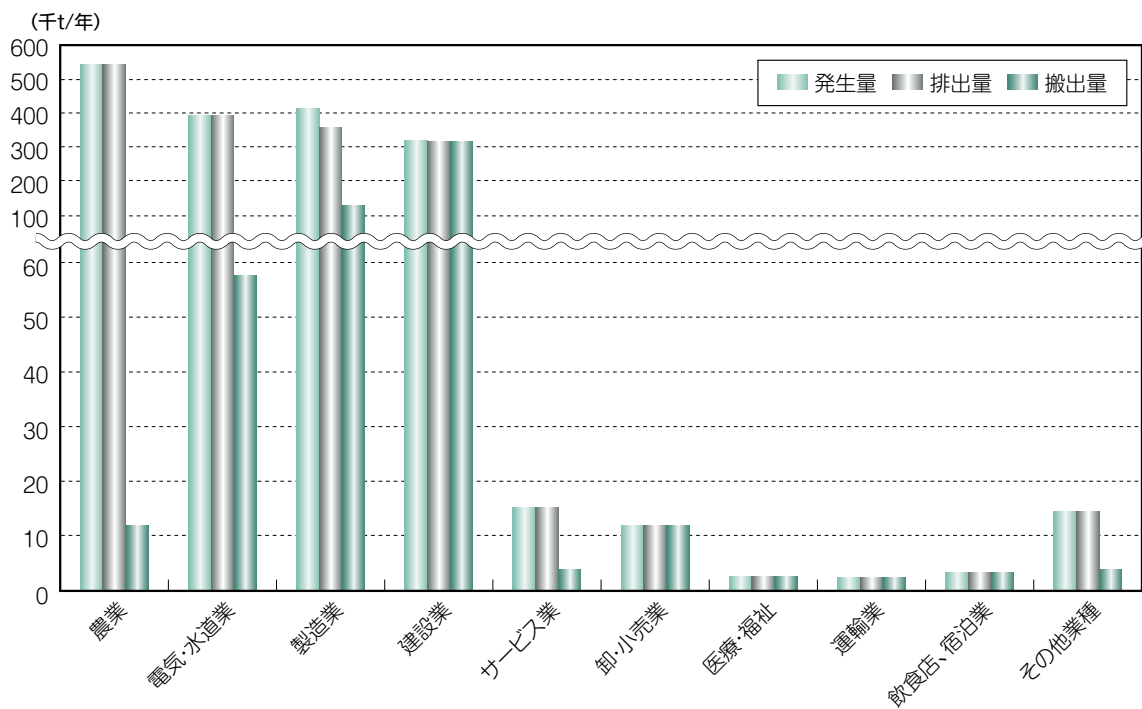


図4-33 平成16年度の業種別産業廃棄物の排出状況

表4-20 業種別産業廃棄物の排出状況

(単位：千t/年)

	発生量			排出量			搬出量		
	H16	H20	増減	H16	H20	増減	H16	H20	増減
農 業	543.8 (31%)	535.3 (32%)	-8.5	543.8 (33%)	535.3 (33%)	-8.5	12.2 (2%)	12.5 (2%)	0.3
電 気 ・ 水 道 業	394.7 (23%)	418.4 (25%)	23.7	394.7 (24%)	418.4 (26%)	23.7	57.9 (10%)	56.2 (11%)	-1.7
製 造 業	418.9 (24%)	373.7 (23%)	-45.2	361.3 (22%)	325.6 (20%)	-35.7	134.4 (24%)	130.4 (26%)	-4.0
建 設 業	323.7 (19%)	289.2 (17%)	-34.5	321.2 (19%)	289.2 (18%)	-32.0	320.4 (58%)	288.3 (57%)	-32.1
サ ー ビ ス 業	15.8 (1%)	21.6 (1%)	5.8	15.7 (1%)	21.5 (1%)	5.8	4.3 (1%)	3.9 (1%)	-0.4
卸 ・ 小 売 業	12.2 (1%)	7.4 (0%)	-4.8	12.1 (1%)	7.4 (0%)	-4.7	12.1 (2%)	7.4 (1%)	-4.7
医 療 ・ 福 祉	2.7 (0%)	6.4 (0%)	3.7	2.7 (0%)	6.4 (0%)	3.7	2.7 (0%)	6.4 (1%)	3.7
運 輸 業	2.4 (0%)	1.1 (0%)	-1.3	2.4 (0%)	1.0 (0%)	-1.4	2.4 (0%)	1.0 (0%)	-1.4
飲 食 店、宿 泊 業	3.4 (0%)	0.4 (0%)	-3.0	3.4 (0%)	0.4 (0%)	-3.0	3.4 (1%)	0.4 (0%)	-3.0
そ の 他 の 業 種	14.9 (1%)	0.1 (0%)	-14.8	14.7 (1%)	0.1 (0%)	-14.6	3.9 (1%)	0.1 (0%)	-3.8
合 計	1,732.8 (100%)	1,653.6 (100%)	-79.2	1,672.1 (100%)	1,605.2 (100%)	-66.9	553.6 (100%)	506.6 (100%)	-47.0

注：各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

2-3 業種別・種類別の排出状況

業種別・種類別の排出状況は、表4-21に示すとおり、排出量の多い業種からの排出物としては、農業では動物のふん尿であり、電気・水道業では汚泥、製造業では鋳さい、建設業ではがれき類となっています。この4つの業種、4つの種類で、本市の産業廃棄物の8割以上を占めています。

製造業、建設業は、他の業種と比べて、多種多様な産業廃棄物を排出しています。

表4-21 平成20年度の業種別・種類別産業廃棄物の排出状況 (単位：千t/年)

	合計	農業	電気・水道業	製造業	建設業	サービス業	卸・小売業	医療・福祉	運輸業	飲食店・宿泊業	その他業種
合計	1,605.2	535.3	418.4	325.6	289.2	21.5	7.4	6.4	1.0	0.4	0.1
動物のふん尿	535.1	535.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
汚泥	456.0	—	368.0	59.7	8.3	19.1	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0
がれき類	260.4	—	0.6	3.6	256.0	—	—	—	3.0	—	—
鉱さい	135.7	—	—	135.7	0.1	—	—	—	—	—	—
ばいじん	67.1	—	49.8	17.4	—	—	—	—	—	—	—
廃プラスチック類	42.7	0.2	0.0	29.0	2.6	0.5	4.0	5.5	0.8	0.0	0.0
金属くず	20.9	—	0.0	17.6	2.7	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0
燃え殻	18.8	—	—	18.8	—	—	—	—	0.0	—	—
木くず	14.9	—	—	1.6	13.4	—	—	—	—	—	—
ガラスくず等	13.9	—	0.0	7.4	5.3	—	1.1	0.1	0.0	—	—
廃油	11.9	—	0.0	10.5	0.0	0.2	0.8	0.0	0.0	0.3	0.0
動植物性残さ	7.5	—	—	7.5	—	—	—	—	—	—	—
紙くず	7.4	—	—	6.8	0.6	—	—	—	—	—	—
廃アルカリ	6.6	—	—	6.6	0.0	—	—	0.1	—	—	0.0
廃酸	3.4	—	0.0	3.3	—	—	—	0.0	—	—	0.0
動物系固形不要物	1.7	—	—	—	—	1.7	—	—	—	—	—
繊維くず	0.3	—	—	0.0	0.2	—	—	—	—	—	—
ゴムくず	0.0	—	—	0.0	—	—	0.0	—	—	—	—
その他の産業廃棄物	0.9	—	0.0	0.1	—	0.0	0.1	0.7	0.0	—	0.0

注：各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

表4-22 平成16年度の業種別・種類別産業廃棄物の排出状況 (単位：千t/年)

	合計	農業	電気・水道業	製造業	建設業	サービス業	卸・小売業	医療・福祉	運輸業	飲食店・宿泊業	その他業種
合計	1,672.1	543.8	394.7	361.3	321.2	15.7	12.1	2.7	2.4	3.4	14.7
動物のふん尿	543.0	543.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
汚泥	478.5	—	349.4	93.6	21.6	12.9	0.4	0.0	0.0	0.5	0.2
がれき類	246.3	—	0.6	0.1	245.5	—	0.0	—	0.0	—	—
鉱さい	132.6	—	—	132.6	—	—	—	—	—	—	—
ばいじん	57.3	—	44.7	12.6	—	—	—	—	—	—	—
廃プラスチック類	40.5	0.8	0.0	21.7	6.0	0.5	6.6	1.2	1.3	2.2	0.2
金属くず	35.8	—	0.0	24.6	7.7	0.4	1.8	0.2	0.9	0.1	0.0
燃え殻	3.8	—	—	3.8	—	0.0	—	—	—	—	—
木くず	30.8	—	—	5.4	25.4	—	—	—	—	—	—
ガラスくず等	41.7	—	—	29.6	11.5	0.0	0.5	0.0	—	0.1	0.1
廃油	11.8	—	0.0	8.6	0.0	0.6	2.0	0.0	0.1	0.5	0.0
動植物性残さ	7.5	—	—	7.5	—	—	—	—	—	—	—
紙くず	12.5	—	—	10.4	2.1	—	—	—	—	—	—
廃アルカリ	7.8	—	—	7.7	—	0.0	—	0.0	—	—	—
廃酸	2.5	—	—	2.5	—	0.0	0.0	0.0	—	—	—
動物系固形不要物	1.8	—	—	0.5	—	1.3	—	—	—	—	—
繊維くず	1.5	—	—	0.2	1.3	—	—	—	—	—	—
ゴムくず	0.3	—	—	0.1	—	—	0.3	—	—	—	0.0
その他の産業廃棄物	16.2	—	—	0.0	—	0.0	0.5	1.3	—	0.0	14.2

注：各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

第3節 産業廃棄物の処理体制

3-1 産業廃棄物の処理業者数

産業廃棄物の処理業者数は、表4-23に示すとおりです。収集運搬業は、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物ともに増加傾向です。

処分業については、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物ともに横ばい傾向です。

表4-23 産業廃棄物の処理業者数の推移

区 分	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物	
	収集運搬業	処分業	収集運搬業	処分業
平成17年度	1,343	70	173	6
平成18年度	1,400	66	182	6
平成19年度	1,496	64	197	6
平成20年度	1,548	67	206	5
平成21年度	1,612	68	217	5

3-2 産業廃棄物の処理施設

産業廃棄物の中間処理施設数は、表4-24に示すとおりです。中間処理施設数は68施設であり、木くず・がれき類の破碎施設が34施設と最も多く、以下、廃プラスチック類の破碎施設が8施設、汚泥の脱水施設、廃プラスチック類の焼却施設がそれぞれ7施設となっています。

表4-24 産業廃棄物の処理施設数

	平成21年度										
	施設数					処理能力 (t/日)					
	処理業者		自己処理業者		計	処理業者		自己処理業者		計	
	公共	民間	公共	民間		公共	民間	公共	民間		
汚泥の脱水施設	—	—	2	5	7	—	—	343	393	736	
汚泥の焼却施設	—	3	—	—	3	—	109	—	—	109	
廃プラスチック類の焼却施設	—	5	—	2	7	—	174	—	4	178	
廃プラスチック類の破碎施設	—	6	—	2	8	—	272	—	26	298	
木くず・がれき類の 破 碎 施 設	木くず がれき類	—	34	—	—	34	—	1,222	—	—	1,222
		—	—	—	—	—	—	8,810	—	—	8,810
廃油の油水分離施設	—	1	—	—	1	—	22	—	—	22	
廃油の焼却施設	—	3	—	—	3	—	109	—	—	109	
上記に分類されない焼却施設	—	5	—	—	5	—	174	—	—	174	
計	0	57	2	9	68	0	10,892	343	423	11,658	

第4節 産業廃棄物の処理状況

4-1 中間処理の状況

平成20年度における産業廃棄物の中間処理の状況は、図4-34及び表4-25に示すとおり、中間処理量は1,587.9千t/年 [1,730.0千t/年] であり、排出量1,605.2千t/年の99% [1,672.1千t/年 (103%)] を占めています。

種類別に見ると、動物のふん尿が535.1千t/年（全中間処理量の34%） [554.4千t/年（32%）] で最も多く、以下、汚泥が455.3千t/年（29%） [502.9千t/年（29%）]、がれき類が258.7千t/年（16%） [260.5千t/年（15%）] となっています。

中間処理の内訳を種類別に見ると、動物のふん尿、汚泥、鋳さいでは自己中間処理量が多く、がれき類、ばいじんでは委託中間処理量が多くなっています。

平成16年度との比較では、中間処理量は減少していますが、処理状況について見ると、大きな変動はありません。

また、中間処理の内訳は、表4-26に示すとおり、たい肥化が540.9千t/年（全中間処理量の34%） [527.9千t/年（31%）] と最も多く、以下、破碎が383.3千t/年（24%） [489.3千t/年（28%）]、脱水が201.1千t/年（13%） [113.5千t/年（7%）] となっています。

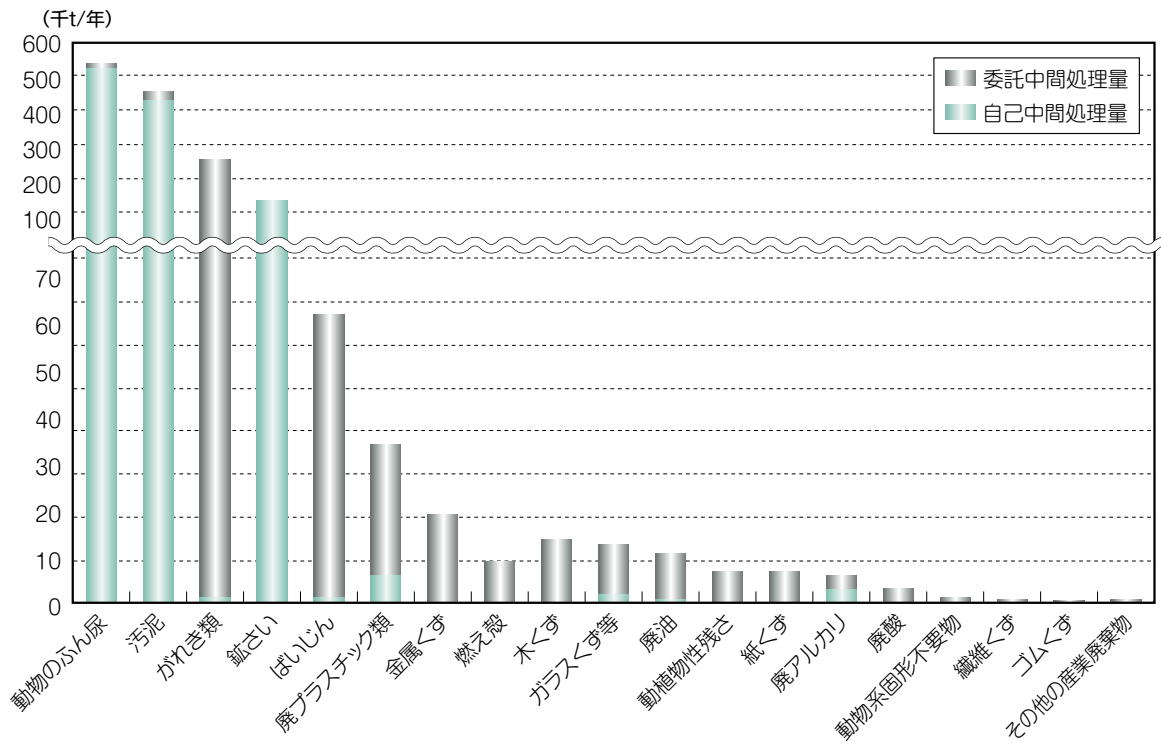


図4-34 平成20年度の産業廃棄物の中間処理状況

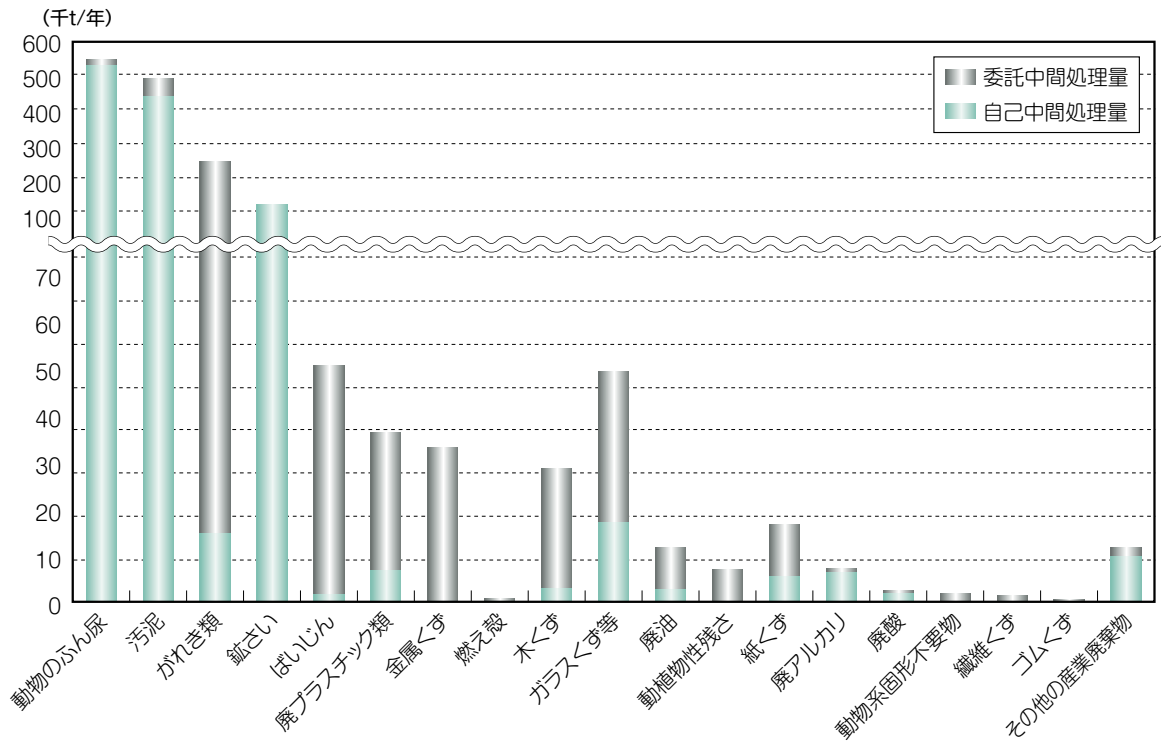


図4-35 平成16年度の産業廃棄物の中間処理状況

表4-25 産業廃棄物の中間処理状況

(単位：千t/年)

	中間処理量			自己中間処理量			委託中間処理量		
	H16	H20	増減	H16	H20	増減	H16	H20	増減
動物のふん尿	554.4 (32%)	535.1 (34%)	-19.3	543.0 (45%)	522.8 (47%)	-20.2	11.4 (2%)	12.3 (2%)	0.9
汚泥	502.9 (29%)	455.3 (29%)	-47.6	451.5 (38%)	431.1 (39%)	-20.4	51.5 (10%)	24.2 (5%)	-27.3
がれき類	260.5 (15%)	258.7 (16%)	-1.8	15.9 (1%)	1.3 (0%)	-14.6	244.6 (46%)	257.4 (53%)	12.8
鋳さい	131.3 (8%)	135.2 (9%)	3.9	128.1 (11%)	133.8 (12%)	5.7	3.1 (1%)	1.4 (0%)	-1.7
ばいじん	55.0 (3%)	67.0 (4%)	12.0	1.6 (0%)	1.3 (0%)	-0.3	53.4 (10%)	65.7 (14%)	12.3
廃プラスチック類	39.5 (2%)	37.2 (2%)	-2.3	7.6 (1%)	6.6 (1%)	-1.0	31.9 (6%)	30.8 (6%)	-1.1
金属くず	36.1 (2%)	20.7 (1%)	-15.4	0.4 (0%)	0.0 (0%)	-0.4	35.7 (7%)	20.7 (4%)	-15.0
燃え殻	0.5 (0%)	9.8 (1%)	9.3	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.5 (0%)	9.8 (2%)	9.3
木くず	31.2 (2%)	15.0 (1%)	-16.2	3.2 (0%)	0.7 (0%)	-2.5	28.0 (5%)	14.3 (3%)	-13.7
ガラスくず等	53.7 (3%)	14.0 (1%)	-39.7	18.8 (2%)	2.6 (0%)	-16.2	35.0 (7%)	11.4 (2%)	-23.6
廃油	12.8 (1%)	11.9 (1%)	-0.9	2.6 (0%)	1.1 (0%)	-1.5	10.2 (2%)	10.8 (2%)	0.6
動植物性残さ	7.6 (0%)	7.5 (0%)	-0.1	0.1 (0%)	0.1 (0%)	0.0	7.4 (1%)	7.5 (2%)	0.1
紙くず	17.9 (1%)	7.3 (0%)	-10.6	5.8 (0%)	0.0 (0%)	-5.8	12.2 (2%)	7.3 (2%)	-4.9
廃アルカリ	7.8 (0%)	6.6 (0%)	-1.2	6.7 (1%)	3.5 (0%)	-3.2	1.1 (0%)	3.2 (1%)	2.1
廃酸	2.5 (0%)	3.4 (0%)	0.9	2.0 (0%)	0.5 (0%)	-1.5	0.5 (0%)	2.9 (1%)	2.4
動物系固形不要物	1.8 (0%)	1.7 (0%)	-0.1	0.2 (0%)	0.2 (0%)	0.0	1.6 (0%)	1.5 (0%)	-0.1
繊維くず	1.4 (0%)	0.3 (0%)	-1.1	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	1.4 (0%)	0.3 (0%)	-1.1
ゴムくず	0.3 (0%)	0.0 (0%)	-0.3	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.3 (0%)	0.0 (0%)	-0.3
その他の産業廃棄物	12.8 (1%)	0.9 (0%)	-11.9	10.8 (1%)	0.0 (0%)	-10.8	2.0 (0%)	0.9 (0%)	-1.1
合計	1,730.0 (100%)	1,587.9 (100%)	-142.1	1,198.3 (100%)	1,105.5 (100%)	-92.8	531.8 (100%)	482.4 (100%)	-49.4

注：各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

表4-26 平成20年度の産業廃棄物の中間処理内訳

(単位：千t/年)

	合計	たい肥化	破碎	脱水	焼却	乾燥	脱水・乾燥	圧縮	その他の処理
合計	1,587.9	540.9	383.3	201.1	72.7	21.4	12.1	9.8	346.5
動物のふん尿	535.1	535.1	—	—	—	—	—	—	—
汚泥	455.3	4.4	0.1	201.1	1.5	16.9	10.3	0.1	220.8
がれき類	258.7	—	208.7	—	0.0	—	—	0.0	50.0
鉱さい	135.2	—	134.9	—	—	—	—	—	0.4
ばいじん	67.0	—	—	—	49.8	—	—	—	17.3
廃プラスチック類	37.2	—	9.1	—	13.0	—	—	5.4	9.7
金属くず	20.7	—	2.1	0.0	0.0	—	—	0.7	17.9
燃え殻	10.0	—	9.8	—	—	—	—	—	0.2
木くず	15.0	0.0	9.8	—	0.8	—	—	0.5	3.9
ガラスくず等	14.0	—	8.5	—	1.9	0.7	1.8	0.0	1.1
廃油	11.9	0.0	—	0.0	1.9	—	—	—	10.0
動植物性残さ	7.5	1.5	—	—	0.6	3.8	—	—	1.7
紙くず	7.3	—	0.2	—	0.1	—	—	3.1	4.0
廃アルカリ	6.6	—	—	0.0	2.1	—	—	—	4.5
廃酸	3.4	—	—	—	0.0	—	—	—	3.4
動物系固形不要物	1.7	—	—	—	0.2	—	—	—	1.5
繊維くず	0.2	—	0.0	—	0.0	—	—	—	0.2
ゴムくず	0.0	—	0.0	—	0.0	—	—	—	—
その他の産業廃棄物	0.9	—	0.0	—	0.7	—	—	—	0.1

注：各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

表4-27 平成16年度の産業廃棄物の中間処理内訳

(単位：千t/年)

	合計	たい肥化	破碎	脱水	焼却	乾燥	脱水・乾燥	圧縮	その他の処理
合計	1,730.0	527.9	489.3	113.5	19.9	12.4	129.0	11.3	426.8
動物のふん尿	554.4	510.8	—	—	—	—	—	—	43.6
汚泥	502.9	13.4	—	113.4	0.2	12.4	129.0	—	234.7
がれき類	260.5	—	258.3	—	—	—	—	—	2.2
鉱さい	131.3	—	129.3	—	—	—	—	—	1.9
ばいじん	55.0	—	—	—	—	—	—	—	55.0
廃プラスチック類	39.5	—	12.1	—	7.7	—	—	4.0	15.6
金属くず	36.1	—	15.2	—	—	—	—	3.4	17.4
燃え殻	0.5	—	—	—	—	—	—	—	0.5
木くず	31.2	1.1	21.0	—	4.1	—	—	0.0	4.8
ガラスくず等	53.7	—	51.3	—	—	—	—	0.0	2.5
廃油	12.8	—	—	—	2.8	—	—	—	10.0
動植物性残さ	7.6	2.6	—	0.1	1.8	0.0	—	—	3.0
紙くず	17.9	—	1.2	—	0.7	—	—	3.8	12.2
廃アルカリ	7.8	—	—	—	0.0	—	—	—	7.7
廃酸	2.5	—	—	—	0.0	—	—	—	2.5
動物系固形不要物	1.8	—	—	—	—	—	—	—	1.8
繊維くず	1.4	—	0.3	—	1.1	—	—	0.0	0.1
ゴムくず	0.3	—	0.3	—	0.1	—	—	—	—
その他の産業廃棄物	12.8	—	0.1	—	1.3	—	—	0.1	11.2

注：各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

4-2 中間処理による減量化の状況

平成20年度における産業廃棄物の中間処理による減量化の状況は、表4-28に示すとおり、減量化量は900.9千t/年 [882.4千t/年] であり、排出量1,605.2千t/年の56% [1,672.1千t/年 (51%)] を占めています。

減量化の内訳を見ると、汚泥が426.6千t/年 (全減量化量の47%) [439.7千t/年 (50%)] で最も多く、以下、動物のふん尿が397.6千t/年 (44%) [401.2千t/年 (45%)] となっており、この2種類で全体の9割以上を占めています。この2種類の主な減量分は、産業廃棄物に含まれている水分と考えられます。

平成16年度との比較では、減量化量はやや増加しており、種類別では、汚泥、木くず、動物のふん尿などが減少し、がれき類、ガラスくず等、燃え殻などが増加しています。

表4-28 中間処理による減量化状況

(単位：千t/年)

	減量化量			自己減量化量			委託減量化量		
	H16	H20	増減	H16	H20	増減	H16	H20	増減
動物のふん尿	401.2 (45%)	397.6 (44%)	-3.6	401.2 (48%)	397.6 (48%)	-3.6	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
汚泥	439.7 (50%)	426.6 (47%)	-13.1	420.1 (51%)	417.3 (50%)	-2.8	19.6 (36%)	9.4 (13%)	-10.2
がれき類	0.4 (0%)	21.8 (2%)	21.4	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.4 (1%)	21.8 (29%)	21.4
鉱さい	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
ばいじん	1.6 (0%)	-0.3 (0%)	-1.9	1.6 (0%)	-0.3 (0%)	-1.9	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
廃プラスチック類	18.0 (2%)	20.8 (2%)	2.8	7.3 (1%)	6.0 (1%)	-1.3	10.7 (20%)	14.8 (20%)	4.1
金属くず	0.0 (0%)	3.0 (0%)	3.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	3.0 (4%)	3.0
燃え殻	-3.9 (0%)	0.0 (0%)	3.9	-1.6 (0%)	0.0 (0%)	1.6	-2.3 (-4%)	0.0 (0%)	2.3
木くず	13.9 (2%)	2.3 (0%)	-11.6	2.3 (0%)	0.2 (0%)	-2.1	11.6 (21%)	2.1 (3%)	-9.5
ガラスくず等	-12.1 (-1%)	3.4 (0%)	15.5	-12.1 (-1%)	0.8 (0%)	12.9	0.0 (0%)	2.6 (3%)	2.6
廃油	7.1 (1%)	8.4 (1%)	1.3	1.6 (0%)	0.9 (0%)	-0.7	5.5 (10%)	7.5 (10%)	2.0
動植物性残さ	4.1 (0%)	4.9 (1%)	0.8	0.1 (0%)	0.0 (0%)	-0.1	4.0 (7%)	4.9 (7%)	0.9
紙くず	1.0 (0%)	3.9 (0%)	2.9	0.1 (0%)	0.0 (0%)	-0.1	0.9 (2%)	3.9 (5%)	3.0

廃アルカリ	7.0 (1%)	5.9 (1%)	-1.1	6.7 (1%)	3.5 (0%)	-3.2	0.3 (1%)	2.4 (3%)	2.1
廃酸	2.3 (0%)	1.6 (0%)	-0.7	2.0 (0%)	0.4 (0%)	-1.6	0.3 (1%)	1.2 (2%)	0.9
動物系固形不要物	1.3 (0%)	0.2 (0%)	-1.1	0.2 (0%)	0.2 (0%)	0.0	1.1 (2%)	0.0 (0%)	-1.1
繊維くず	1.1 (0%)	0.1 (0%)	-1.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	1.1 (2%)	0.1 (0%)	-1.0
ゴムくず	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
その他の産業廃棄物	-0.3 (0%)	0.7 (0%)	1.0	-1.6 (0%)	0.0 (0%)	1.6	1.3 (0%)	0.7 (1%)	-0.6
合計	882.4 (100%)	900.9 (100%)	18.5	827.8 (100%)	826.5 (100%)	-1.3	54.6 (100%)	74.3 (100%)	19.7

注：各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

4-3 再生利用の状況

平成20年度における産業廃棄物の再生利用の状況は、図4-36及び表4-29に示すとおり、再生利用量は667.0千t/年〔744.7千t/年〕であり、排出量1,605.2千t/年の42%〔1,672.1千t/年（45%）〕となっています。

種類別に見ると、がれき類が234.2千t/年（全再生利用量の35%）〔239.0千t/年（32%）〕で最も多く、以下、動物のふん尿が137.5千t/年（21%）〔141.8千t/年（19%）〕、鋳さいが135.2千t/年（20%）〔131.0千t/年（18%）〕となっています。また、この3種類の産業廃棄物の再生利用量は、全体の再生利用量の7割以上となっています。

平成16年度との比較では、再生利用量は減少しており、種類別の変動を見ると、鋳さい、ばいじん、廃プラスチック類、燃え殻、廃酸は増加し、それ以外は減少していますが、大きな変動はありません。

また、資源化量は、表4-30に示すとおり、715.3千t/年〔805.4千t/年〕であり、排出量1,605.2千t/年の45%〔1,672.1千t/年（48%）〕となっています。

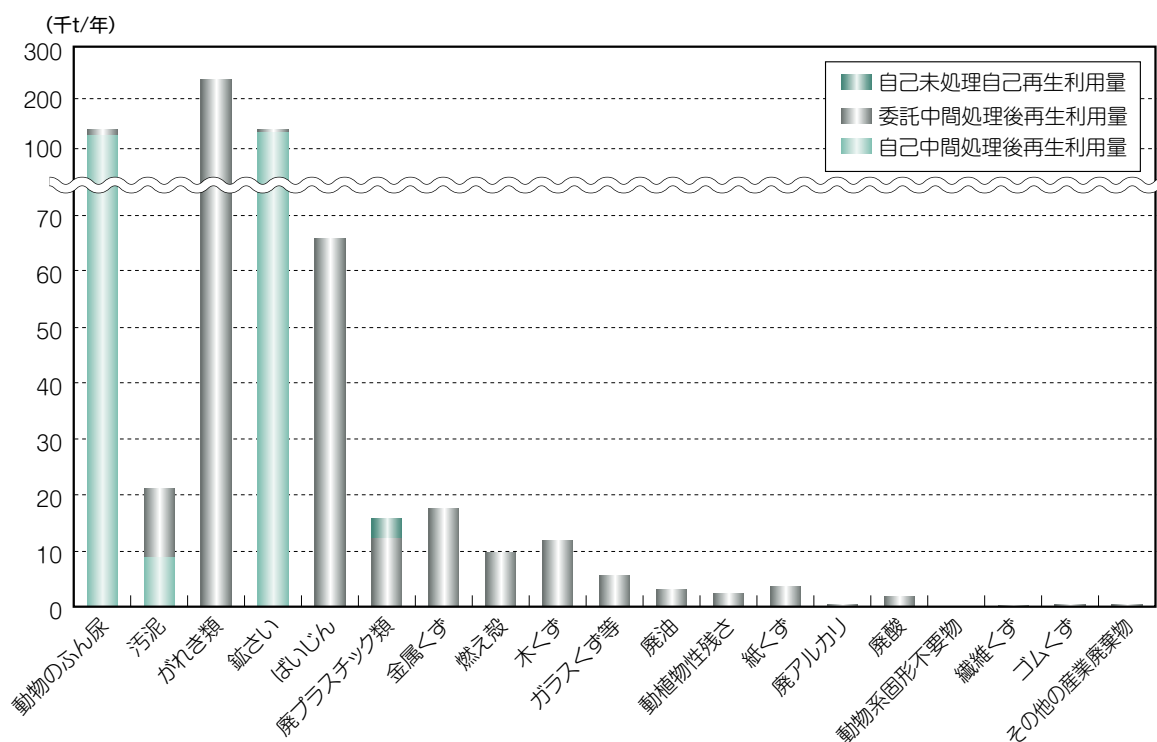


図4-36 平成20年度の産業廃棄物の再生利用状況

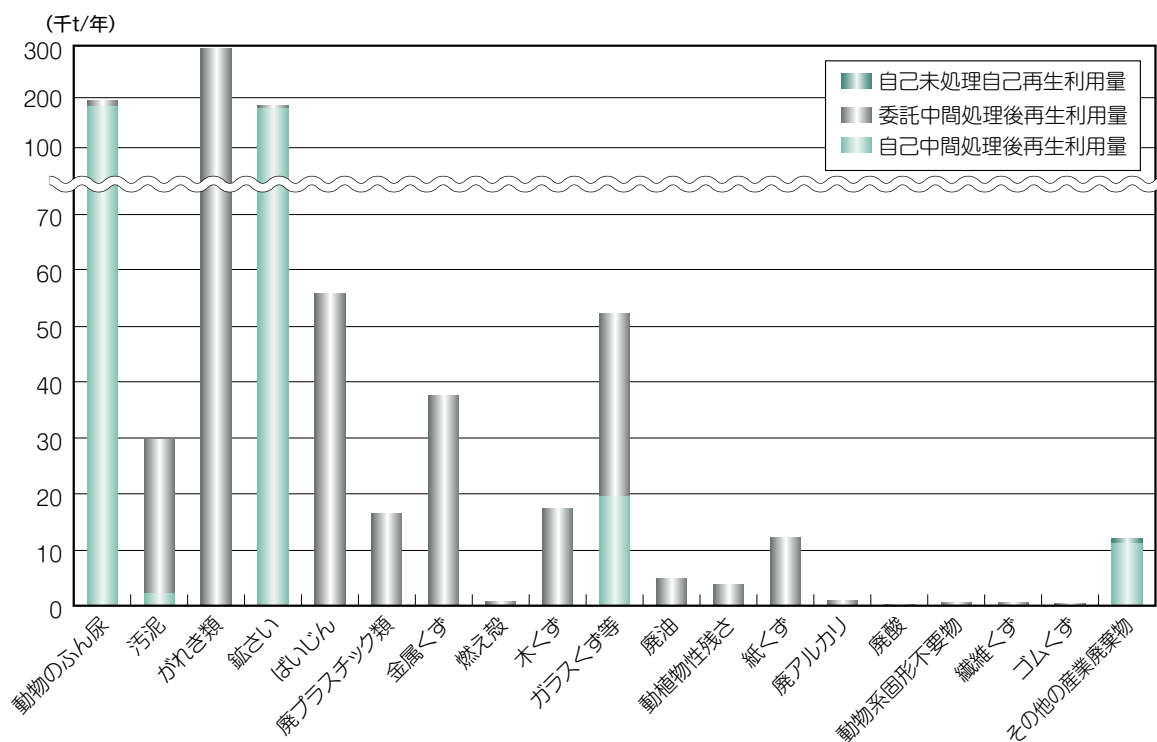


図4-37 平成16年度の産業廃棄物の再生利用状況

表4-29 産業廃棄物の再生利用状況

(単位：千t/年)

	再生利用量			自己中間処理後 再生利用量			委託中間処理後 再生利用量			自己未処理 自己再生利用量		
	H16	H20	増減	H16	H20	増減	H16	H20	増減	H16	H20	増減
動物のふん尿	141.8 (19%)	137.5 (21%)	-4.4	130.4 (45%)	125.2 (47%)	-5.2	11.4 (3%)	12.3 (3%)	0.9	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
汚 泥	28.4 (4%)	21.2 (3%)	-7.2	2.0 (1%)	8.9 (3%)	6.9	26.4 (6%)	12.3 (3%)	-14.1	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
が れ き 類	239.0 (32%)	234.2 (35%)	-4.8	0.2 (0%)	0.0 (0%)	-0.2	238.8 (53%)	234.0 (59%)	-4.8	0.0 (0%)	0.2 (5%)	0.2
鉍 さ い	131.0 (18%)	135.2 (20%)	4.2	128.1 (44%)	133.8 (50%)	5.7	2.9 (1%)	1.4 (0%)	-1.5	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
ば い じ ん	53.1 (7%)	65.7 (10%)	12.6	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	53.1 (12%)	65.7 (17%)	12.6	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
廃 プ ラ ス チック類	15.8 (2%)	16.1 (2%)	0.3	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	15.8 (3%)	12.4 (3%)	-3.4	0.0 (0%)	3.7 (88%)	3.7
金 属 く ず	35.6 (5%)	17.7 (3%)	-17.9	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	35.6 (8%)	17.7 (4%)	-17.9	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
燃 え 殻	0.8 (0%)	10.0 (1%)	9.2	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.8 (0%)	10.0 (3%)	9.2	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
木 く ず	16.5 (2%)	12.3 (2%)	-4.2	0.2 (0%)	0.0 (0%)	-0.2	16.3 (4%)	12.0 (3%)	-4.3	0.0 (0%)	0.3 (7%)	0.3
ガラスくず等	49.5 (7%)	5.7 (1%)	-43.8	18.6 (6%)	0.0 (0%)	-18.6	30.9 (7%)	5.7 (1%)	-25.2	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
廃 油	4.7 (1%)	3.1 (0%)	-1.6	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	4.7 (1%)	3.1 (0%)	-1.6	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
動植物性残さ	3.5 (0%)	2.6 (0%)	-0.9	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	3.5 (1%)	2.6 (0%)	-0.9	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
紙 く ず	11.5 (2%)	3.4 (1%)	-8.1	0.2 (0%)	0.0 (0%)	-0.2	11.3 (2%)	3.4 (1%)	-7.9	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
廃アルカリ	0.8 (0%)	0.4 (0%)	-0.4	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.8 (0%)	0.4 (0%)	-0.4	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
廃 酸	0.2 (0%)	1.6 (0%)	1.4	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.2 (0%)	1.6 (0%)	1.4	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
動物系固 形不要物	0.5 (0%)	0.0 (0%)	-0.5	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.5 (0%)	0.0 (0%)	-0.5	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
繊維くず	0.2 (0%)	0.2 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.2 (0%)	0.2 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
ゴムくず	0.3 (0%)	0.0 (0%)	-0.3	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.3 (0%)	0.0 (0%)	-0.3	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
その他の産 業廃棄物	11.4 (2%)	0.1 (0%)	-11.3	10.8 (4%)	0.0 (0%)	-10.8	0.6 (0%)	0.1 (0%)	-0.5	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
合 計	744.7 (100%)	667.0 (100%)	-77.7	290.6 (100%)	267.9 (100%)	-22.7	454.1 (100%)	394.9 (100%)	-59.2	0.0 (100%)	4.2 (100%)	4.2

注：各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

表4-30 産業廃棄物の資源化状況

(単位：千t/年)

	資源化量			再生利用量			有償物量		
	H16	H20	増減	H16	H20	増減	H16	H20	増減
動物のふん尿	141.8 (18%)	137.5 (19%)	-4.4	141.8 (49%)	137.5 (51%)	-4.4	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
汚泥	28.4 (4%)	22.0 (3%)	-6.4	28.4 (10%)	21.2 (8%)	-7.2	0.0 (0%)	0.7 (0%)	0.7
がれき類	240.0 (30%)	234.2 (33%)	-5.8	239.0 (32%)	234.2 (35%)	-4.8	1.0 (2%)	0.0 (0%)	-1.0
鉱さい	144.0 (18%)	135.2 (19%)	-8.8	131.0 (18%)	135.2 (20%)	4.2	13.0 (21%)	0.0 (0%)	-13.0
ばいじん	53.1 (7%)	65.7 (9%)	12.6	53.1 (7%)	65.7 (10%)	12.6	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
廃プラスチック類	19.4 (2%)	27.7 (4%)	8.3	15.8 (2%)	16.1 (2%)	0.3	3.6 (6%)	11.6 (24%)	8.0
金属くず	77.6 (10%)	50.9 (7%)	-26.7	35.6 (5%)	17.7 (3%)	-17.9	42.0 (69%)	33.2 (69%)	-8.8
燃え殻	0.8 (0%)	10.0 (1%)	9.2	0.8 (0%)	10.0 (1%)	9.2	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
木くず	17.2 (2%)	12.4 (2%)	-4.8	16.5 (2%)	12.3 (2%)	-4.2	0.7 (1%)	0.1 (0%)	-0.6
ガラスくず等	49.7 (6%)	5.7 (1%)	-44.0	49.5 (7%)	5.7 (1%)	-43.8	0.2 (0%)	0.0 (0%)	-0.2
廃油	4.8 (1%)	3.5 (0%)	-1.3	4.7 (1%)	3.1 (0%)	-1.6	0.1 (0%)	0.4 (1%)	0.3
動植物性残さ	3.5 (0%)	4.4 (1%)	0.9	3.5 (0%)	2.6 (0%)	-0.9	0.0 (0%)	1.8 (4%)	1.8
紙くず	11.6 (1%)	3.8 (1%)	-7.8	11.5 (2%)	3.4 (1%)	-8.1	0.1 (0%)	0.4 (1%)	0.3
廃アルカリ	0.8 (0%)	0.4 (0%)	-0.4	0.8 (0%)	0.4 (0%)	-0.4	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
廃酸	0.2 (0%)	1.6 (0%)	1.4	0.2 (0%)	1.6 (0%)	1.4	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
動物系固形不要物	0.5 (0%)	0.0 (0%)	-0.5	0.5 (0%)	0.0 (0%)	-0.5	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
繊維くず	0.2 (0%)	0.2 (0%)	0.0	0.2 (0%)	0.2 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
ゴムくず	0.3 (0%)	0.0 (0%)	-0.3	0.3 (0%)	0.0 (0%)	-0.3	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
その他の産業廃棄物	11.5 (1%)	0.1 (0%)	-11.4	11.4 (2%)	0.1 (0%)	-11.3	0.1 (0%)	0.0 (0%)	-0.1
合計	805.4 (100%)	715.3 (100%)	-90.1	744.7 (100%)	667.0 (100%)	-77.7	60.7 (100%)	48.3 (100%)	-12.4

注：各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

4-4 最終処分の状況

平成20年度における産業廃棄物の最終処分の状況は、図4-38及び表4-31に示すとおり、最終処分量は36.9千t/年 [44.5千t/年] であり、排出量1,605.2千t/年の2% [1,672.1千t/年 (3%)] となっています。また、最終処分の9割以上が委託最終処分となっています。

種類別に見ると、燃え殻が9.1千t/年 (全最終処分量の25%) [6.8千t/年 (15%)] で最も多く、以下、汚泥が8.1千t/年 (22%) [10.3千t/年 (23%)]、廃プラスチックが5.3千t/年 (14%) [6.2千t/年 (14%)]、ガラスくず等が4.8千t/年 (13%) [4.3千t/年 (10%)]、がれき類が4.4千t/年 (12%) [6.9千t/年 (16%)] となっています。また、この5種類の産業廃棄物の最終処分量は、全体の最終処分量の8割以上となっています。

平成16年度との比較では、最終処分量は減少しており、種類別では、がれき類、汚泥、鉾さいなどが減少し、燃え殻、動物系固形不要物、ガラスくず等が増加しています。

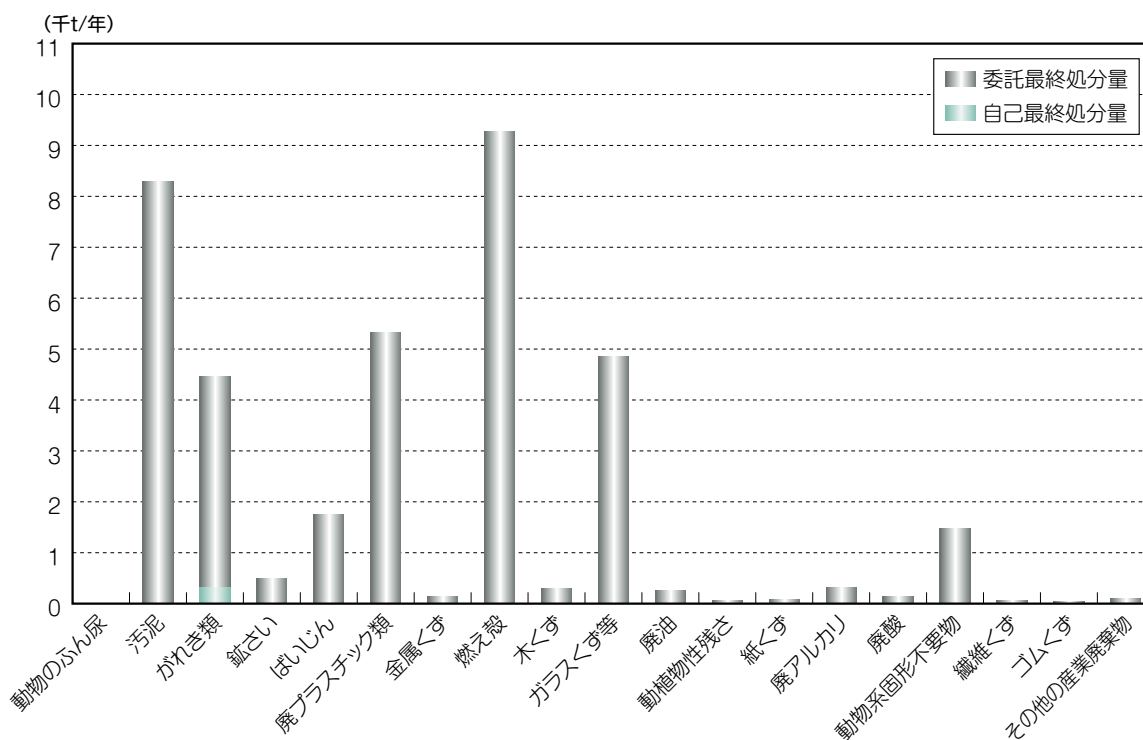


図4-38 平成20年度の産業廃棄物の最終処分状況

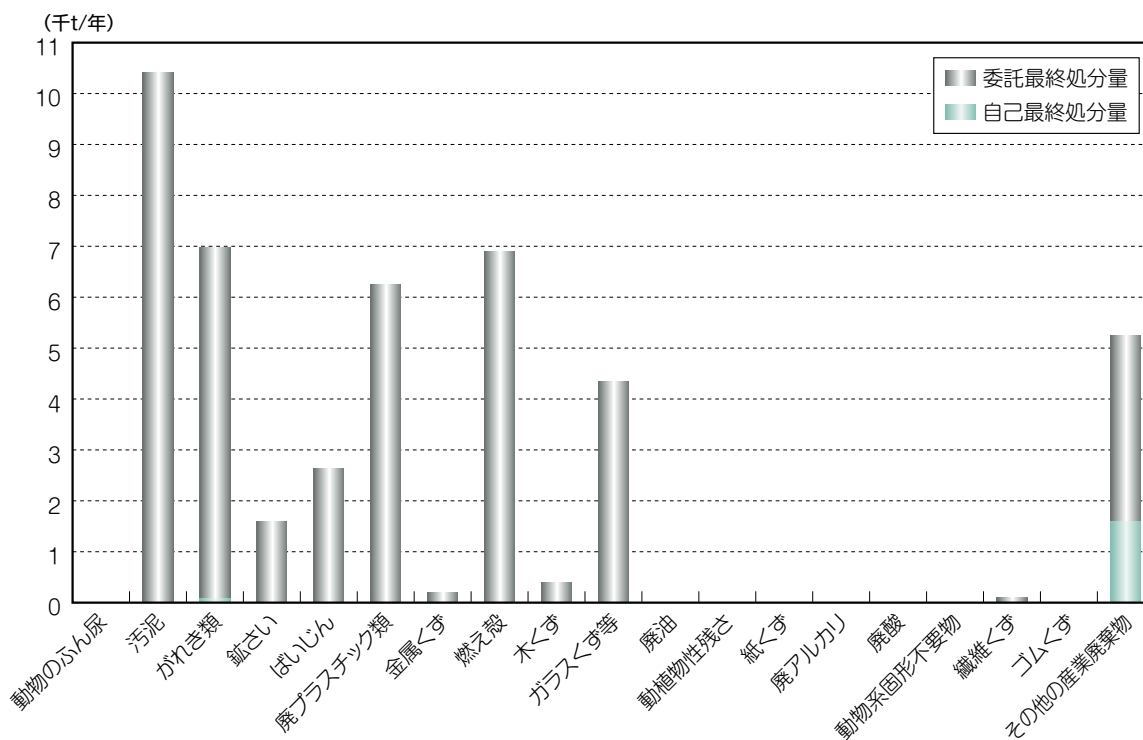


図4-39 平成16年度の産業廃棄物の最終処分状況

表4-31 産業廃棄物の最終処分状況

(単位：千t/年)

	最終処分量			自己最終処分量			委託最終処分量		
	H16	H20	増減	H16	H20	増減	H16	H20	増減
動物のふん尿	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
汚泥	10.3 (23%)	8.1 (22%)	-2.2	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	10.3 (24%)	8.1 (22%)	-2.2
がれき類	6.9 (16%)	4.4 (12%)	-2.5	0.1 (6%)	0.3 (89%)	0.2	6.8 (16%)	4.1 (11%)	-2.7
鉱さい	1.6 (4%)	0.5 (1%)	-1.1	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	1.6 (4%)	0.5 (1%)	-1.1
ばいじん	2.6 (6%)	1.8 (5%)	-0.8	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	2.6 (6%)	1.8 (5%)	-0.8
廃プラスチック類	6.2 (14%)	5.3 (14%)	-0.9	0.0 (0%)	0.0 (2%)	0.0	6.2 (14%)	5.2 (14%)	-1.0
金属くず	0.2 (0%)	0.2 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.2 (0%)	0.2 (0%)	0.0
燃え殻	6.8 (15%)	9.1 (25%)	2.3	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	6.8 (16%)	9.1 (25%)	2.3
木くず	0.4 (1%)	0.3 (1%)	-0.1	0.0 (0%)	0.0 (5%)	0.0	0.4 (1%)	0.3 (1%)	-0.1
ガラスくず等	4.3 (10%)	4.8 (13%)	0.5	0.0 (0%)	0.0 (3%)	0.0	4.3 (10%)	4.8 (13%)	0.5
廃油	0.0 (0%)	0.3 (1%)	0.3	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.3 (1%)	0.3
動植物性残さ	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
紙くず	0.0 (0%)	0.1 (0%)	0.1	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.1 (0%)	0.1
廃アルカリ	0.0 (0%)	0.3 (1%)	0.3	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.3 (0%)	0.3
廃酸	0.0 (0%)	0.1 (0%)	0.1	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.1 (0%)	0.1
動物系固形不要物	0.0 (0%)	1.5 (4%)	1.5	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	1.5 (4%)	1.5
繊維くず	0.1 (0%)	0.0 (0%)	-0.1	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.1 (0%)	0.0 (0%)	-0.1
ゴムくず	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0	0.0 (0%)	0.0 (0%)	0.0
その他の産業廃棄物	5.1 (11%)	0.1 (0%)	-5.0	1.6 (94%)	0.0 (0%)	-1.6	3.6 (8%)	0.1 (0%)	-3.5
合計	44.5 (100%)	36.9 (100%)	-7.6	1.7 (100%)	0.4 (100%)	-1.3	42.8 (100%)	36.5 (100%)	-6.3

注：各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

第5節 その他産業廃棄物などの状況

5-1 特別管理産業廃棄物

特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定められたものであり、その主なものは、表4-32に示すとおりです。

表4-32 特別管理産業廃棄物の区分

区 分	内 容	
引 火 性 廃 油	産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類 (引火点が70℃未満の廃油)	
腐 食 性 廃 酸	水素イオン濃度指数 (pH) が2.0 以下の廃酸	
腐食性廃アルカリ	水素イオン濃度指数 (pH) が12.5以上の廃アルカリ	
感染性産業廃棄物	医療機関などから排出される、血液、使用済みの注射針などの、感染性病原体を含む又はそのおそれのある産業廃棄物	
特定有害産業廃棄物	廃 P C B 等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	P C B 汚 染 物	紙くすのうちPCBが塗布され、又は染み込んだもの、汚泥・木くす若しくは繊維くすのうちPCBが染み込んだもの、廃プラスチック類若しくは金属くすのうちPCBが付着し、又は封入されたもの、陶磁器くす若しくはがれき類のうちPCBが付着したもの
	P C B 処 理 物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)
	廃 石 綿 等	建築物から除去した飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシートなどで石綿の付着しているおそれのあるもの、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設で集められた飛散性の石綿など
	指 定 下 水 汚 泥	政令別表で定める施設などから発生し、カドミウム、シアン、有機燐、鉛、6価クロム、砒素、水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ダイオキシン類などの有害物質を含んでおり、その溶出試験又は成分試験の数値が判定基準を超えるもの。
	鉍 さ い	
	ば い じ ん	
	燃 え 殻	
	廃 油	
	汚 泥	
廃 酸		
廃 アルカリ		

注：上記の他、本計画では、2種類以上が混合した状態で排出されるために上記に区分できない特別管理産業廃棄物を「特別管理産業廃棄物の混合物」として表記します。

特別管理産業廃棄物の排出量は、表4-33に示すとおり、平成20年度の排出量は21.7千t/年 [17.4千t/年] となっており、平成16年度と比べて増加しています。

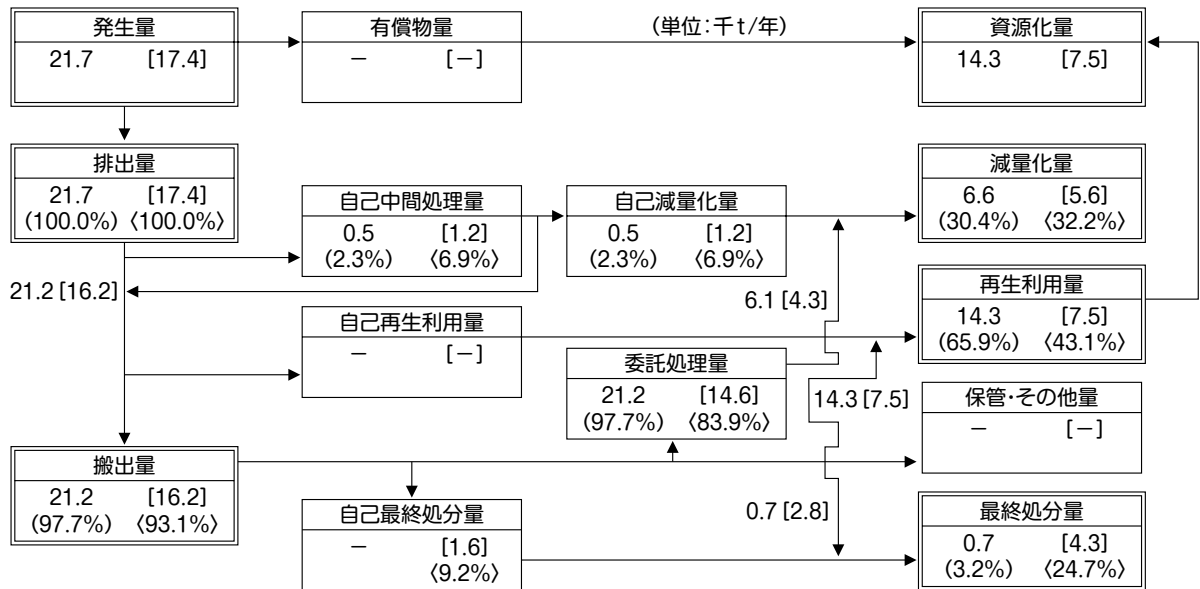
特別管理産業廃棄物の処理の流れは、図4-40に示すとおり、再生利用量が14.3千t/年 (66%) [7.5千t/年 (43%)]、最終処分量が0.7千t/年 (3%) [4.3千t/年 (25%)]、減量化量が6.6千t/年 (30%) [5.6千t/年 (32%)] となっています。

表4-33 特別管理産業廃棄物の排出量

(単位：千t/年)

	H16		H20		増減	
	排出量	割合	排出量	割合	排出量	
引火性廃油	2.1	12%	3.6	17%	1.5	
腐食性廃酸	2.2	13%	1.9	9%	-0.3	
腐食性廃アルカリ	0.0	0%	0.0	0%	0.0	
感染性産業廃棄物	0.5	3%	0.6	3%	0.1	
特定有害産業廃棄物	廃PCB等					
	PCB汚染物	—	—	0.1	0%	0.1
	PCB処理物					
	廃石綿等	0.0	0%	0.1	0%	0.0
	指定下水尾汚泥	—	—	—	—	—
	鉱さい	—	—	—	—	—
	ばいじん	11.8	68%	14.7	68%	0.0
	燃え殻	0.4	2%	0.3	1%	-0.1
	廃油	0.0	0%	0.0	0%	0.0
	汚泥	0.0	0%	0.0	0%	0.0
	廃酸	0.1	1%	0.1	0%	0.0
	廃アルカリ	0.0	0%	0.0	0%	0.0
特別管理産業廃棄物の混合物	0.2	1%	0.2	1%	0.0	
合計	17.4	100%	21.7	100%	4.3	

注：各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。



() 内の数値は、平成20年度の排出量に対する割合
 [] 内の数値は、平成16年度の数値
 < > 内の数値は、平成16年度の排出量に対する割合
 注：各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

図4-40 平成20年度と平成16年度の特別管理産業廃棄物処理量比較

5-2 産業廃棄物の搬出搬入状況

本市の産業廃棄物の搬出搬入状況は、表4-34、表4-35に示すとおり、平成20年度では、搬出量が248千t/年、搬入量が240千t/年となっています。内訳を見ると、搬出量の方が最終処分の割合が高くなっています。近年の搬出・搬入量の大きな変動はありません。

また、搬出量を地域別に見ると、愛知県内への搬出が90.9千t/年と最も多く、以下、中国四国地方が44.4千t/年、九州地方が41.1千t/年、静岡県が27.7千t/年、関東地方が19.8千t/年、近畿地方が12.1千t/年などとなっています。次に、搬入量を地域別に見ると、愛知県内からの搬入が182.3千t/年と最も多く、以下、静岡県が37.0千t/年、岐阜県が9.6千t/年、三重県が5.2千t/年などとなっています。

表4-34 産業廃棄物の搬出搬入状況

(単位：千t/年)

区 分	搬出状況			搬入状況		
	中間処理	最終処分	計	中間処理	最終処分	計
平成16年度	204	24	228	258	5	263
平成17年度	243	38	281	252	8	260
平成18年度	196	21	217	293	3	296
平成19年度	200	18	218	281	1	282
平成20年度	217	31	248	237	3	240

表4-35 産業廃棄物の地域別の搬出搬入状況（平成20年度）

(単位：千t/年)

区 分	搬出量	搬入量
愛 知 県 内	90.9	182.3
静 岡 県	27.7	37.0
三 重 県	5.2	5.2
岐 阜 県	3.4	9.6
東 北 地 方	0.0	0.1
関 東 地 方	19.8	2.8
信 越 北 陸 地 方	3.8	0.7
近 畿 地 方	12.1	1.7
中 国 四 国 地 方	44.4	0.0
九 州 地 方	41.1	0.0

5-3 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の保管状況など

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB処理特別措置法」という。）」が平成13年7月に施行され、ポリ塩化ビフェニルを保管している事業者は、事業場ごとのポリ塩化ビフェニルの保管状況を届け出ることが義務付けられました。

平成16年度及び平成20年度の本市内における保管状況などは、表4-37のとおりです。

表4-36 届出事業場数

区 分	平成16年度	平成20年度
届出事業場数	229	273

表4-37 PCB廃棄物の保管状況など

区 分	保管事業場数		保管量	
	平成16年度	平成20年度	平成16年度	平成20年度
高圧トランス	7	31	41台	127台
高圧コンデンサ	208	190	775台	765台
低圧トランス	2	2	2台	2台
低圧コンデンサ	9	12	1,027台(400ℓ)	137,615台(400ℓ)
柱上トランス	2	2	21,604台	28,345台
安 定 器	42	46	7,409台(4.5t、18箱)	9,711台(4.5t、18箱)
廃 P C B 等	3	4	467kg(72ℓ)	467kg(227ℓ)
廃感圧複写紙	2	2	70kg(1箱)	70kg(1箱)
ウ エ ス	2	2	(40ℓ、1個)	(40ℓ、1個)
そ の 他	6	19	サージ吸収用コンデンサ 18台 実験機器 43台 接地検出器 4台 計器用変成器 4台 継電器変圧器 1台 微量PCB混入機器 5台 開閉器 2台 遮断機 3台 油入り蓄電器 2台	サージ吸収用コンデンサ 18台 接地検出器 4台 継電器変圧器 1台 微量PCB混入機器 149台 開閉器 3台 遮断機 9台 リアクトル 1台 その他の小型機器 20台

注：（ ）内の数値は、保管量について他の単位で報告があったものを示します。

第6節 国や県、市の動向

6-1 国の産業廃棄物に関する動向

産業廃棄物に関して、以下の項目の取り組みが行われています。

(1) 廃棄物処理法の改正

数次にわたる廃棄物処理法の改正などの対策は、相当程度の効果はあったものの、今なお、産業廃棄物排出量の高止まり、不法投棄をはじめとする不適正処理などの問題は未解決です。また近年は、世界的な資源制約の顕在化や、地球環境問題への対応が急務となっています。

これらの状況変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、循環型社会への転換をさらに進めていく必要があります。その際、低炭素社会との統合の観点にも配慮して取り組みを進めることで、産業廃棄物をめぐる問題への対応は、環境と経済成長とが両立する社会づくりにより一層つながるものとなります。

(2) 電子マニフェスト

「IT新改革戦略」（平成18年1月）においては、平成22年度までに電子マニフェストの普及率を50%にすることが目標とされ、政府全体での取り組みが求められています。

環境省ではこの目標を達成すべく、電子マニフェストの使用を排出事業者、処理業者など関係各方面に働きかけており、電子マニフェストの登録件数及び加入者は年々増加していますが、これまで以上に効果的・効率的な普及拡大を図る必要があります。さらに、電子マニフェストシステムの確実かつ安定的な利用が可能となるように、システムの機能強化に取り組んでいます。

(3) PCB処理特別措置法

PCBの処理は、処理施設の設置が困難なことなどから過去30年間ほとんど進まず、使用した事業者などがPCB廃棄物を保管せざるをえない状況が続いてきました。

国では、保管の長期化により、紛失や漏洩による環境汚染の進行が懸念されたことから、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、PCB処理特別措置法を施行しました。

PCB処理特別措置法では、PCB廃棄物を保管している事業者などに対して、保管・処分の状況を都道府県知事等に届け出ることや、法施行日（平成13年7月）から15年以内にPCB廃棄物を処分することなどを義務付けています。

(4) 公共関与などによる施設整備の推進について

悪質な不法投棄などにより産業廃棄物処理に対する地域住民の不信感が増大し、処理施設については、民間により新たに確保することが極めて困難な状況となっていることをかんがみ、国として、民間による処理体制確保を基本としつつ、廃棄物処理センターなどの公共関与による処理施設の整備を推進しています。

また、産業廃棄物の焼却施設の整備にあたっては、熱回収が可能な施設の整備を優先します。

(5) 産業廃棄物処理における温暖化対策の推進について

廃棄物系バイオマスの利活用推進のための研究、地方公共団体の施策と連携した産業廃棄物処理に係る地域独自の課題についての調査研究、産業廃棄物熱回収の高効率化技術の開発を推進することで、産業廃棄物処理に伴う温室効果ガスの発生の抑制を目指しています。

(6) 不法投棄などの不適正処理対策について

不法投棄などの不適正処理が行われた場合において、生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあるときは、原因者などの責任において支障の除去などの措置を行わせることを基本とし、国は、必要に応じて適切な助言などの支援を行うものとしています。

6-2 県の産業廃棄物に関する動向

産業廃棄物に関して、以下の項目の取り組みが行われています。

(1) 愛知県リサイクル資材評価制度

「愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる）」は、リサイクル資材についてあらかじめ評価基準を公表し、製造業者からの申請を受けて、評価基準に適合するものを「あいくる材」として認定し、県の公共工事で率先利用する制度で、平成14年4月から実施しているものです。この制度の導入により、不適切な産業廃棄物の再生利用品が流通しないようにするとともに、産業廃棄物の再生利用の促進を図っています。

(2) 再生資源活用審査制度

愛知県では全国に先駆け「再生資源の適正な活用に関する要綱」を平成20年4月に策定し、この要綱に基づいた「再生資源活用審査制度」を同年7月から開始しています。この制度は、事業者が産業廃棄物や製造過程で生じる副産物を原材料として再生品を製造し、販売する際に、事前に県が届出を受け、環境安全性を審査するものです。これにより再生品などの環境安全性を確認することによって、再生資源の適正な活用を促進し、生活環境の保全を図っています。

6-3 市の産業廃棄物に関する動向

産業廃棄物に関して、以下の取り組みを行っています。

(1) 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度

排出事業者が自らの判断により優良な産業廃棄物処理業者を選択することができるよう、平成19年1月に「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度（以下「優良性評価制度」という。）」を導入し、基準適合業者をホームページに掲載しています。

(2) 豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

平成18年7月に紛争予防条例（平成22年4月に改正）を施行し、産業廃棄物処理施設等の設置にあたっての事業計画の事前公開、地域住民の意向反映、紛争のあっせん、環境保全協定の締結などについて定めることにより、産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防と調整を図っています。

第7節 前計画の達成状況

前計画の排出量、再生利用量、中間処理による減量化量、最終処分量についての達成状況は、表4-38に示すとおりです。

排出量については、平成23年度目標に対して、平成20年度実績では目標を達成している状況です。これは、排出事業者の発生・排出抑制の効果も考えられますが、低調な経済状況による影響も大きいと考えられます。

また、再生利用量については、平成11年度に比べて増加しているものの平成20年度実績では目標を達成していません。これは、産業廃棄物として取扱われていた金属くずなどが取引価格の高騰により有償物として取扱われたことが主な要因と考えられます。

最終処分量については、平成23年度目標に対して、平成20年度実績では目標を達成している状況です。これは、中間処理による減量化量が増加したことが要因となっています。

表4-38 前計画の達成状況

(単位：千t/年)

	平成11年度	平成16年度	平成20年度	平成23年度 (前計画の目標)	達成 状況※2
排出量※1	1,324	1,672 (+26%)	1,605 (+21%)	1,622 (+23%)	達成
再生利用量	579	745 (+29%)	667 (+15%)	758 (+31%)	未達成
中間処理による 減量化量	650	882 (+36%)	901 (+39%)	819 (+26%)	達成
最終処分量	90	45 (-50%)	37 (-59%)	45 (-50%)	達成

※1 排出量には、保管・その他量を含みます。

※2 達成状況については、平成20年度実績での目標の達成状況を示します。

()内の比率は、平成11年度に対する増減率を示します。

第4章

アンケート調査結果

第1節 一般廃棄物に関する意識調査

1-1 ごみ処理に関する市民アンケート調査結果

平成21年11月に環境に関するアンケート調査を実施し、その中でごみ処理に関する意識調査を行いました。アンケートの配布数は3,000、回収数1,275で、回収率は42.5%となっています。

(1) ごみ問題への関心、ごみとの関わりについて

ごみの減量やリサイクルなどのごみ問題については、「まだ使えそうなものが簡単に捨てられる」と「ごみの出し方のマナー」と答えた人が5割以上となっているほか、「リサイクル方法について」と「不法投棄問題」も5割近くと高くなっています。

また、日々の暮らしの中でのごみとの関わり方については、「多少意識している」と「常に配慮している」を合わせると、8割以上の方がリサイクルの行動をしていることが分かります。前回（平成17年度実施）の調査との比較では、「特に配慮していない」人がやや増加するなど、若干ながら意識が低下していることが分かります。

質問

あなたは、ごみの減量やリサイクルなどのごみ問題について、どのような内容に関心がありますか。【あてはまるものすべてに○】

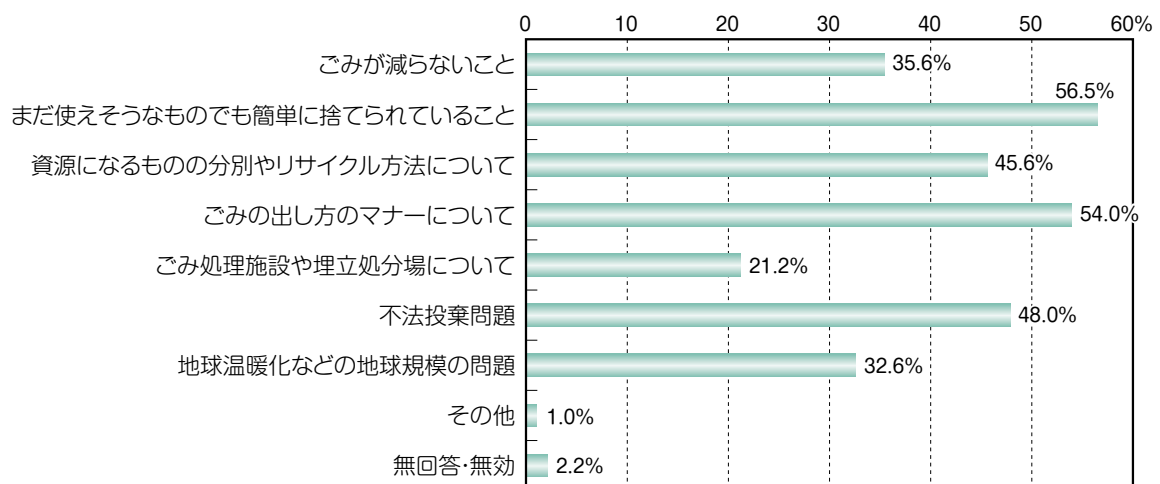


図4-41 ごみ問題に対する関心回答結果（複数回答）

質問

あなたは、日頃の暮らしの中で、ごみとどのように関わっていますか。
【あてはまるもの1つだけに○】

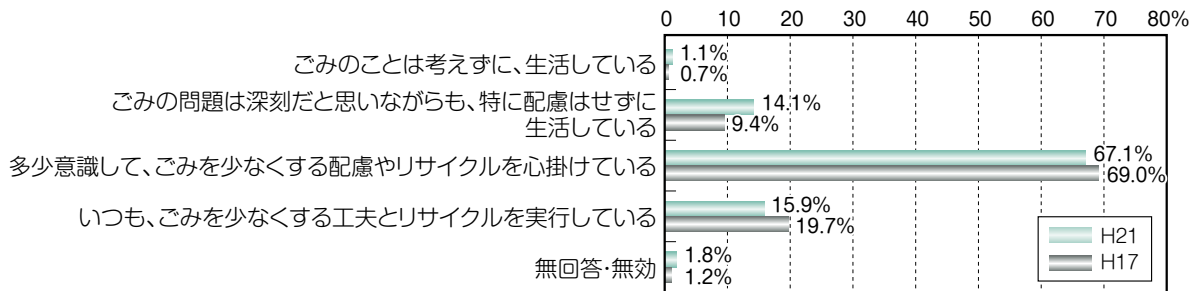


図4-42 ごみ問題に対する関わり回答結果

(2) ごみの減量とリサイクルに対する取り組みについて

ごみの減量とリサイクルに対する具体的な取り組み内容としては、「ビンカンボックスに入れている」と答えた人が9割以上と、ほとんどの人が取り組んでいるほか、「古紙のリサイクル」も8割弱とかなり高くなっています。一方で「生ごみ減量容器や電動式ごみ処理機の活用」は1割に満たず、市の補助金交付制度があるものの、取り組んでいる人が少ないことがわかります。前回との比較では、「買い物袋の持参など余分な包装を断っている」に取り組んでいる人の割合が大幅に増加しています。

質問

あなたは、ごみの減量とリサイクルについてどのような取り組みを行っていますか。【あてはまるものすべてに○】

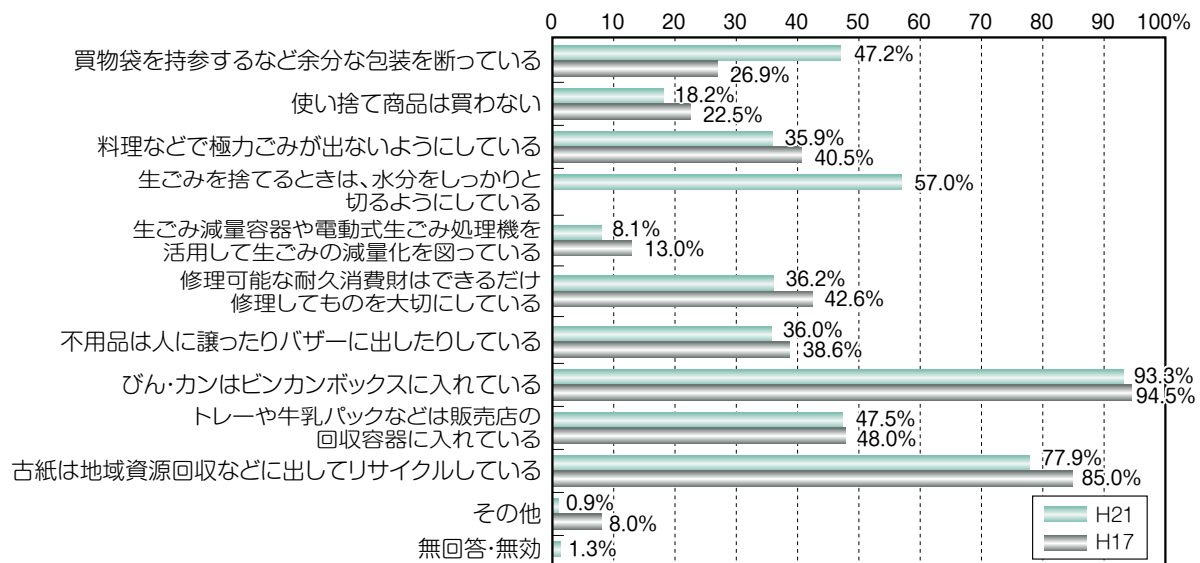


図4-43 ごみの減量とリサイクルに対する取り組み回答結果（複数回答）

(3) 行政の減量策やリサイクル策について

行政の減量策やリサイクル策については、「適当」「やや不足」と答えた人がそれぞれ4割強で均衡しており、「不足」と合わせて約半数の市民が市のごみ施策を十分だと思っていないことが分かります。

また、「やや不足」「不足」と回答した人が、充実する必要があると考えている施策の内容を見ると、「古紙などの資源回収を増やす」と答えた人が約5割で最も高く、次いで「分別方法を周知徹底する」が約4割となっています。一方で「分別をさらに細かくする」や「ごみ袋やごみの有料化」と答えた人は少数であることから、収集の周知と頻度に問題があると考えている市民が多いと推測できます。

質問

あなたは、本市のごみの減量策やリサイクル策は十分だと思いますか。
【あてはまるもの1つだけに○】

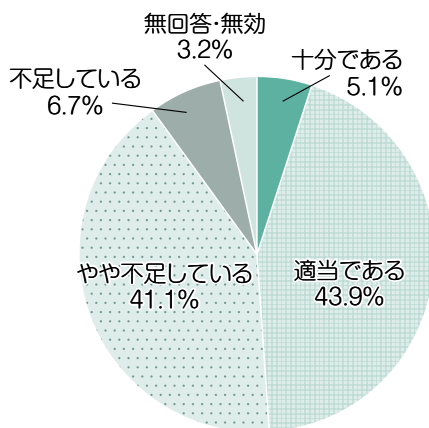


図4-44 行政のごみ減量策やリサイクル策充実度回答結果

質問

「やや不足している」、「不足している」を選んだ方へあなたは、どのような施策の充実が必要だと思いますか。【主なもの3つまでに○】

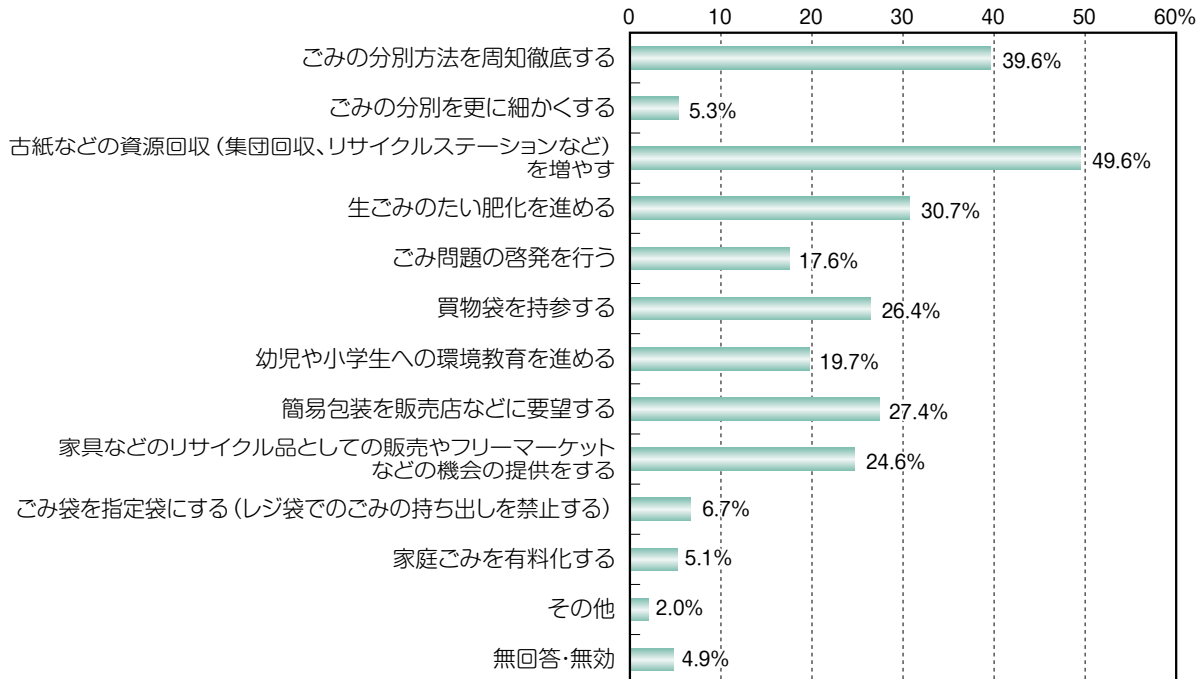


図4-45 充実が必要なごみ減量策やリサイクル策回答結果（3つまで回答）

(4) レジ袋の有料化について

レジ袋の有料化については、「賛成」「どちらかという賛成」を合わせると55.7%で過半数を超えますが、「どちらかという反対」「反対」も合わせて42.6%の人が回答しており、賛否両論に分かれています。

「賛成」「どちらかという賛成」と回答した人の理由を見ると、「ごみの減量に役立つ」「消費者の意識が変わる」と答えた人がそれぞれ5割以上と多くなっています。

「どちらかという反対」「反対」と回答した人の理由を見ると、9割近い人が「ごみ袋として再利用する」と答え、ごみ袋を指定していない本市の特徴を表しているといえます。「ごみの減量にはつながらない」との回答も4割強あった一方で、「購入するのがいやだ」「お店が渡すのが当然」の回答は少数で、レジ袋有料化に反対する人でも利己的な理由ではないことが伺えます。

質問

あなたは、レジ袋を有料化することについて、どのように思いますか。
【あてはまるもの1つだけに○】

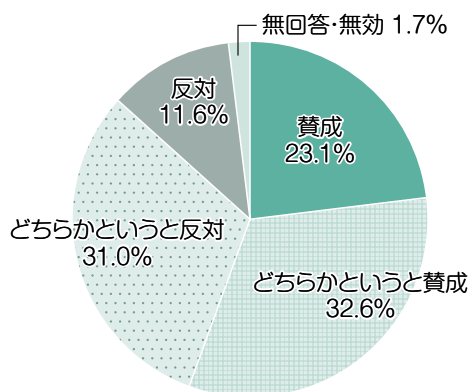


図4-46 レジ袋有料化について回答結果

質問

「賛成」、「どちらかという賛成」を選んだ方へあなたが、そのように思うのはどうしてですか。【主なもの2つまでに○】

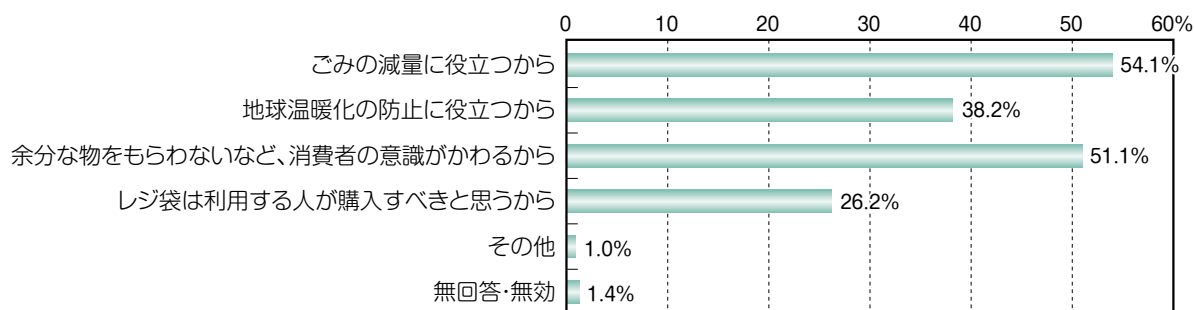


図4-47 レジ袋有料化賛成の理由回答結果（2つまで回答）

質問

「どちらかという反対」、「反対」を選んだ方へあなたが、そのように思うのはどうしてですか。【主なもの2つまでに○】

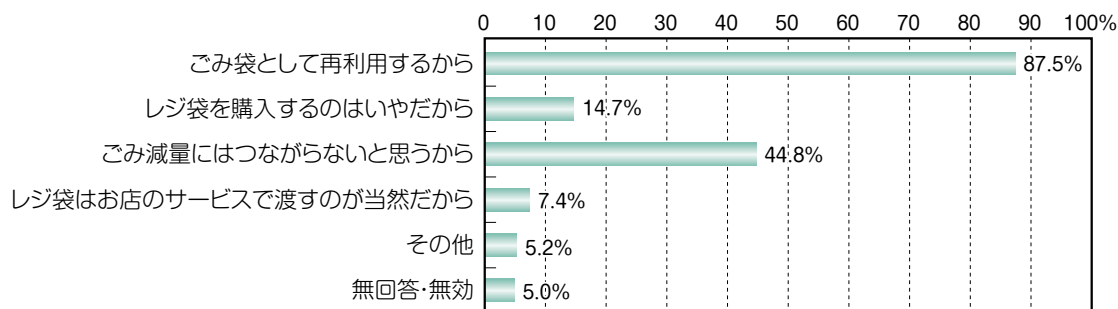


図4-48 レジ袋有料化反対の理由回答結果（2つまで回答）

(5) 家庭ごみの有料化について

家庭ごみの有料化については、「どちらかという反対」「反対」と答えた人が合わせて75.6%と大半を占め、「どちらかという賛成」は17.0%、「賛成」は5.7%と少数となっています。

家庭ごみの有料化に賛成する理由としては、「ごみの減量・リサイクルに効果がある」と答えた人が8割近くにのぼり、「排出者が費用負担すべき」「不公平感がなくなる」が4割前後となっています。

反対する理由としては、「不法投棄につながる恐れがある」と答えた人が6割強と多く、「経済的な負担が増える」が約4割で続いています。一方で「あまり効果がない」との回答は約1割となっていることから、有料化に反対の人でもごみの減量に一定の効果があると考えていることが伺えます。

質問

あなたは、ごみの排出量に応じて手数料を徴収する「家庭ごみの有料化」について、どのように思いますか。【あてはまるもの1つだけに○】

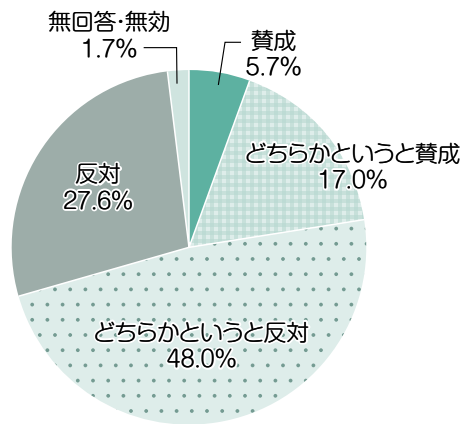


図4-49 家庭ごみ有料化について回答結果

質問

「賛成」、「どちらかという賛成」を選んだ方へあなたが、そのように思うのはどうしてですか。【主なもの2つまでに○】

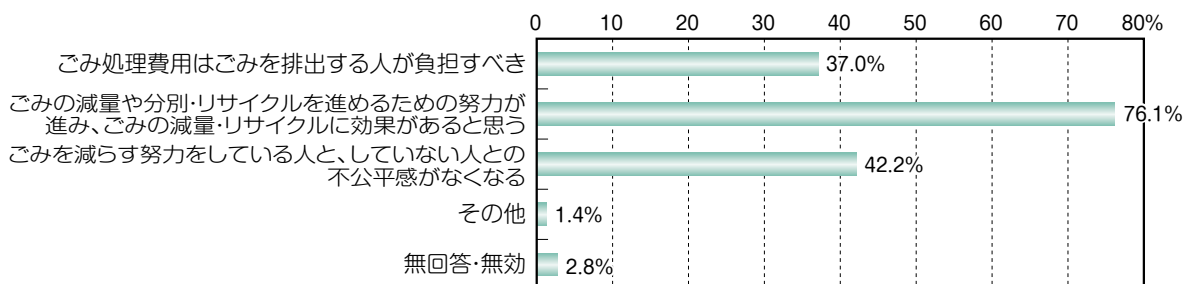


図4-50 家庭ごみ有料化賛成理由回答結果（2つまで回答）

質問

「どちらかという反対」、「反対」を選んだ方へあなたが、そのように思うのはどうしてですか。【主なもの2つまでに○】

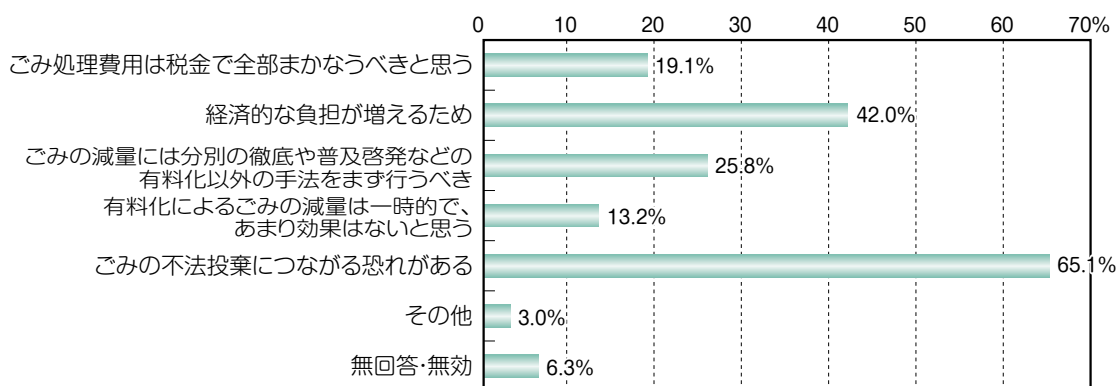


図4-51 家庭ごみ有料化反対理由回答結果（2つまで回答）

(6) 今後必要な情報について

ごみ減量やリサイクルに関して今後必要と考える情報として、「ごみ減量の工夫の情報」と答えた人が5割強で最も多く、次いで「リサイクルの情報」が4割強、「ごみの分別の情報」が約3割と続き、「ごみに関する講習会や施設見学会」は少数となっています。

質問

あなたは、ごみ減量・リサイクルに関して、今後どのような情報が最も必要だと思いますか。【主なもの2つまでに○】

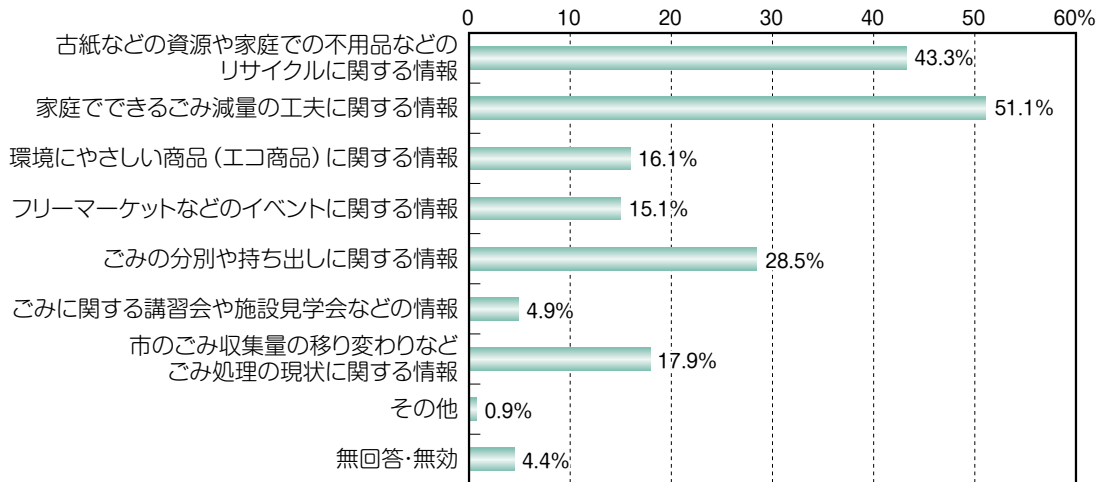


図4-52 今後必要な情報回答結果（2つまで回答）

1-2 ごみ処理に関する事業者アンケート調査結果

環境に関するアンケートでは、市民へのアンケート調査と併せ、事業者に対して事業系一般廃棄物に関するアンケート調査も行いました。事業者アンケートの配布数は389、回収数208で、回収率53.5%となっています。

(1) ごみとの関わりについて

ごみとの関わり方については、「多少意識している」事業所が54.8%で半数以上を占め、「いつも実行している」事業所と合わせると、何らかの配慮や工夫を行っている事業所が全体の9割以上となっています。

質問

貴事業所は、事業活動の中で、ごみとどのように関わっていますか。
【あてはまるもの1つだけに○】

表4-39 ごみとの関わり回答結果 (単位：%)

選択肢	比率
ごみのことは考えず、事業活動を行っている	0.5
ごみの問題は深刻だと思いながらも、ごみに対する配慮はせずに事業活動を行っている	5.3
多少意識して、ごみを少なくする配慮やリサイクルを心掛けている	54.8
いつも、ごみを少なくする工夫とリサイクルを実行している	38.9
無回答・無効	0.5

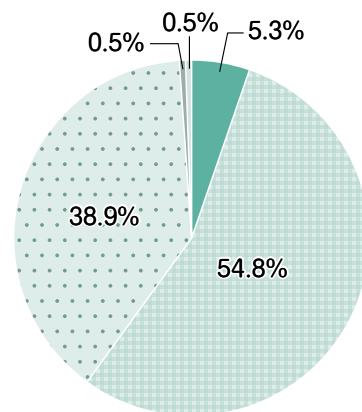


図4-53 ごみとの関わり回答結果

(2) ごみの減量・リサイクルのための取り組みについて

ごみの減量、リサイクルのための取り組みとして「紙の使用の抑制」「OA用紙などの再資源化」に取り組んでいる事業所がそれぞれ約8割と非常に多くなっています。前回と比較すると、どの取り組みの割合も少しずつ増加しており、「OA用紙などの再資源化」の増加幅がやや大きくなっています。

ごみの減量、リサイクルに取り組む理由としては、「企業としての社会的責任」76.0%と、「ごみ処理経費削減」62.0%の2つに回答が集まっています。

質問

貴事業所は、ごみの減量・リサイクルのためにどのようなことに取り組まれていますか。【あてはまるものすべてに○】

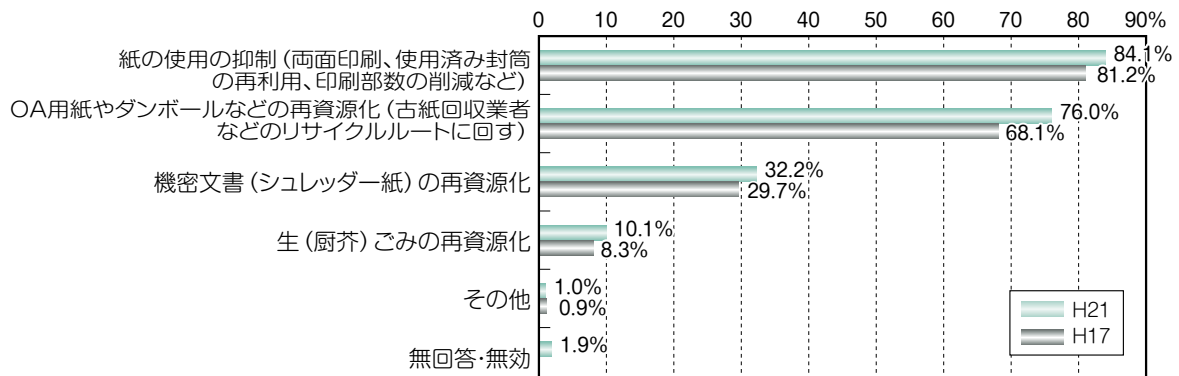


図4-54 ごみの減量・リサイクルのための取り組み回答結果

質問

貴事業所が、ごみの減量・リサイクルに取り組まれる理由は何ですか。【主なもの2つまでに○】

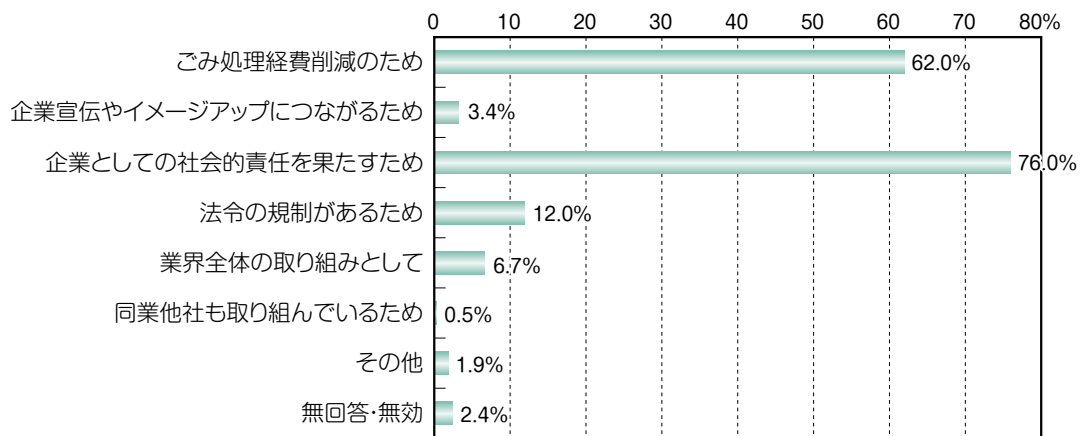


図4-55 ごみの減量・リサイクルに取り組む理由回答結果

(3) ごみの減量・リサイクルにおける問題点について

ごみの減量やリサイクルを行う場合の問題点としては、「経済的なメリットが少ない」が4割弱で最も多く、「スペースの確保が困難」「周知・徹底が難しい」が3割前後で続いています。「特に問題はない」と回答した事業所も約4社に1社ありました。

質問

貴事業所は、ごみの減量やリサイクルを行う場合の問題点は何だと思いますか。
【主なもの2つまでに○】

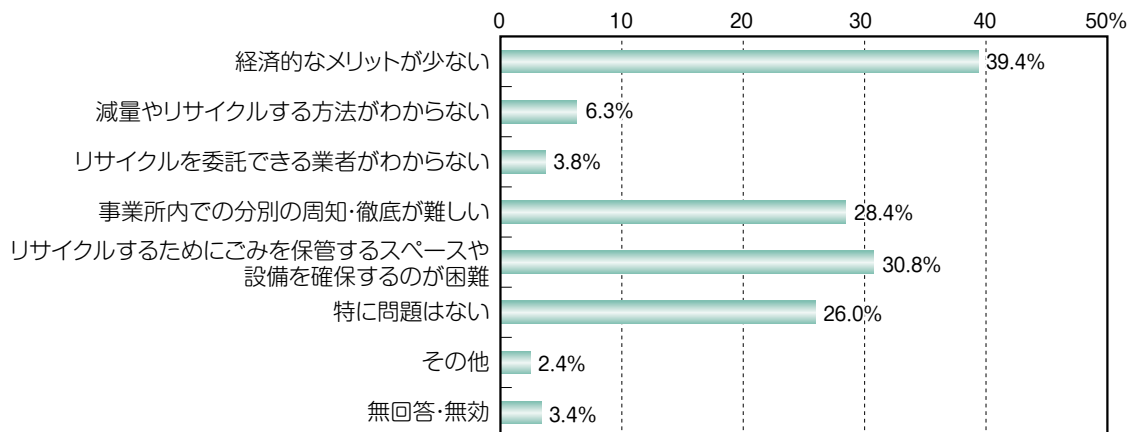


図4-56 ごみの減量・リサイクルにおける問題点回答結果

(4) ごみ、資源などの処理方法について

古紙の処理方法については、「回収業者に渡す」が68.8%で最も多く、「許可を受けた業者に委託」が23.1%が続いています。それ以外の選択肢を回答した事業所は少数となっています。

古紙以外のごみの処理方法については、「許可を受けた業者に委託」と回答した事業者が84.6%と大半を占めています。

質問

貴事業所は、新聞やダンボールなどの古紙をどのように処理されていますか。
【あてはまるもの1つだけに○】

表4-40 古紙の処理方法回答結果 (単位：%)

選択肢	比率
古紙回収業者などのリサイクルルートに回す	68.8
市の許可を受けた業者に処理を委託	23.1
投入許可を得て、市の施設（資源化センター）に搬入	2.9
自己処理（基準を満たした焼却炉での処理など）	1.4
その他	1.4
無回答・無効	2.4

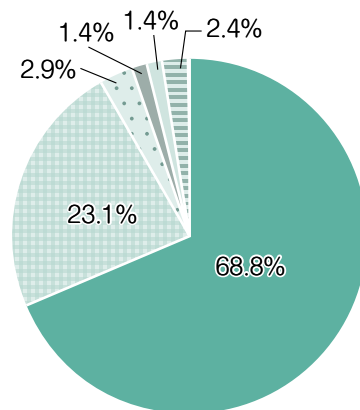


図4-57 古紙の処理方法回答結果

質問

貴事業所は、古紙以外のごみをどのように処理されていますか。
【あてはまるもの1つだけに○】

表4-41 ごみの処理方法回答結果 (単位：%)

選択肢	比率
市の許可を受けた業者に処理を委託	84.6
投入許可を得て、市の施設（資源化センター）に搬入	8.2
自己処理（業者用の生ごみ処理、基準を満たした焼却炉での処理など）	3.9
その他	1.9
無回答・無効	1.4

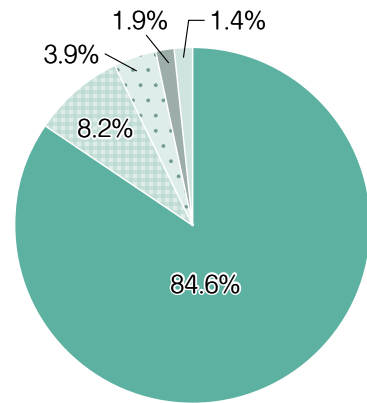


図4-58 ごみの処理方法回答結果

(5) 希望する情報について

市から提供されるごみに関する情報については、「ごみ減量のための先進的な情報」が6割強で最も期待されており、次いで「廃棄物処理の法律などの情報」が5割弱となっています。

質問

貴事業所は、本市からのごみに関する情報で何を希望しますか。
【主なもの2つまでに○】

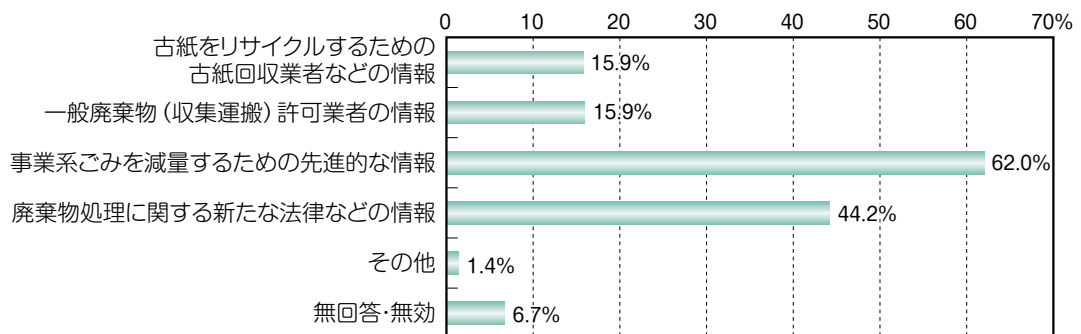


図4-59 希望する情報について回答結果

第2節 産業廃棄物に関する意識調査

2-1 産業廃棄物排出業者への意識調査結果

産業廃棄物排出業者への意識調査は、平成21年度に産業廃棄物実態調査と同時に実施しました（平成20年度実績）。アンケートは、対象を2,027事業所 [2,364事業所] とし、有効回答数は909事業所 [1,128事業所]、有効回答率は45% [45%] となっています。（以下、[] は平成16年度の値を示す。）

意識調査結果の概要を以下に示します。

(1) 発生抑制、リサイクルに対する取り組みについて

廃棄物の発生抑制、リサイクルなどに対する何らかの取り組みを「実施している」と回答した事業所は、図4-60に示すように、総回答数の66%となっています。また、「予定している」は16%、「検討している」は31%となっています。前回調査と比べると、やや消極的な結果になっています。

また、「実施している」と回答した事業所の具体的な取り組み内容を見ると、「発生廃棄物の分別・選別の徹底によるリサイクルなどの推進」が89%で最も多く、次いで「再生品、再生資源（原料）の利用促進」が76%となっており、事業所内での取り組み内容が多くなっています。前回調査と比べると、以前より取り組まれていた「再生品、再生資源（原料）の利用の促進」、「発生廃棄物の分別・選別の徹底によるリサイクルなどの推進」などはさらに高くなり、また「廃棄物などの低減のための製造工程の改善」、「環境負荷の少ない原材料の使用による有害廃棄物の発生抑制」、「産業廃棄物排出削減のための工程内発生廃棄物の有効利用の促進」なども高くなっています。

取り組みに消極的であったものについて見ると、「製品（部品など）のラベリングによるリサイクル推進のための情報提供」が5%で最も少なく、次いで「リサイクルの容易化、処理の容易化、製品の長寿命化などを考慮した環境調和型製品の開発」が7%となっています。これらは、「検討している」と回答した事業所において、高い割合を示しています。

このように、分別・選別の推進、再生品・再生資源（原料）の利用促進、包装材などの使用量の削減に対して、特に前向きであることが伺えます。

質問

産業廃棄物の発生抑制、リサイクルなどに対する何らかの取り組みを実施していますか。また、その取り組み内容はどのようなものですか。(複数回答)

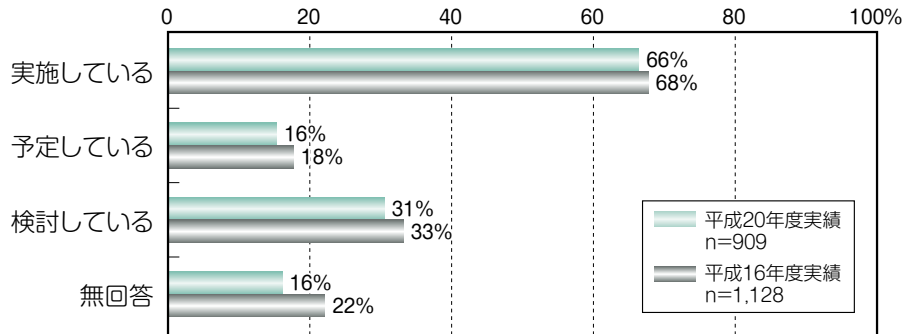


図4-60 産業廃棄物の発生抑制、リサイクルに対する取り組み回答結果 (複数回答)

表4-42 産業廃棄物の発生抑制、リサイクルに対する取り組み回答結果 (複数回答)

	実施している		予定している		検討している	
	H16	H20	H16	H20	H16	H20
再生品、再生資源 (原料) の利用の促進	522	459	31	15	123	96
	68%	76%	15%	11%	33%	34%
発生廃棄物の分別・選別の徹底によるリサイクルなどの推進	570	539	48	22	75	71
	74%	89%	24%	15%	20%	25%
包装材・梱包材の使用量の削減	266	287	59	36	153	103
	35%	48%	29%	25%	41%	37%
他産業又はグループ企業との再生資源の受入・供給によるリサイクルの推進	132	158	28	21	146	109
	17%	26%	14%	15%	39%	39%
規格材の使用など廃材発生が少ない資材の採用	145	158	39	28	126	88
	19%	26%	19%	20%	34%	31%
ユニット工法など廃材発生が少ない工法の採用	71	56	21	16	114	94
	9%	9%	10%	11%	30%	34%
再生資源の工事利用の促進	188	128	19	20	93	75
	24%	21%	9%	14%	25%	27%
産業廃棄物排出削減のための工事現場内での有効利用の促進	135	115	33	19	98	73
	18%	19%	16%	13%	26%	26%
建設残土などの工事間利用	139	111	21	14	95	68
	18%	18%	10%	10%	25%	24%
産業廃棄物排出削減のための工程内発生廃棄物の有効利用の促進	110	131	34	30	117	81
	14%	22%	17%	21%	31%	29%
廃棄物などの低減のための製造工程の改善	107	132	35	23	115	96
	14%	22%	17%	16%	31%	34%
環境負荷の少ない原材料の使用による有害廃棄物の発生抑制	139	134	31	29	104	91
	18%	22%	15%	20%	28%	33%
リサイクルの容易化、処理の容易化、製品の長寿命化などを考慮した環境調和型製品の開発	36	44	20	20	128	106
	5%	7%	10%	14%	34%	38%
製品 (部品など) のラベリングによるリサイクル推進のための情報提供	32	30	15	16	110	101
	4%	5%	7%	11%	29%	36%
その他	9	8	1	1	5	2
	1%	1%	0%	1%	1%	1%
回答計	768	604	201	142	376	280
	68%	66%	18%	16%	33%	31%

(2) 取り組み効果について

産業廃棄物の処理・減量化・資源化に対する取り組み内容とその効果は、表4-43のとおりです。（ここでは、「実施している」と回答した事業所のみを対象としています）。

最も取り組んでいる事業者が多い「発生廃棄物の分別・選別の徹底によるリサイクルなどの推進」による効果は、「自社で発生する廃棄物の再利用・再生利用が進んだ」、「自社での廃棄物の発生量が低減した」の割合が高くなっており、また、次に取り組んでいる事業者が多い「再生品、再生資源（原料）の利用促進」による効果においても、「自社で発生する廃棄物の再利用・再生利用が進んだ」、「自社での廃棄物の発生量が低減した」が高くなっています。

質問

産業廃棄物の発生抑制、リサイクル等に対する取り組みの内容とその効果はどのようなものですか。（複数回答）

表4-43 産業廃棄物の発生抑制、リサイクルに対する取り組み効果

	取り組みの効果									
	自社での廃棄物の発生量が低減した。	自社で発生する廃棄物の再利用・再生利用が進んだ。	自社で発生する廃棄物の最終処分量が低減した。（中間処理による減量化が進んだ。）	納品先において自社製品の廃棄物化回避が進んだ。	納品先からの使用済みや梱包材などの回収ルートが確立できた。	廃棄物の処理費用を削減できた。	自社の環境問題への取り組みを社会に示すことができ、これが有効に作用した。	自社の環境問題への取組みを社会に示す効果があった。	従業員の方針知識の取得や意識向上に効果があった。	無回答
再生品、再生資源（原料）の利用の促進	100	116	31	3	4	25	25	53	145	459
発生廃棄物の分別・選別の徹底によるリサイクルなどの推進	119	124	59	3	5	80	7	83	130	539
包装材・梱包材の使用量の削減	104	30	23	12	12	24	2	17	97	287
他産業又はグループ企業との再生資源の受入・供給によるリサイクルの推進	28	41	22	1	6	17	7	13	47	158
規格材の使用など廃材発生が少ない資材の採用	62	20	18	2	1	18	0	11	48	158
ユニット工法など廃材発生が少ない工法の採用	21	2	7	2	0	8	1	4	14	56
再生資源の工事利用の促進	20	39	6	2	0	5	6	19	43	128
産業廃棄物排出削減のための工事現場内での有効利用の促進	32	28	13	2	1	13	0	14	34	115
建設残土などの工事間利用	25	33	7	0	0	15	1	9	34	111
産業廃棄物排出削減のための工程内発生廃棄物の有効利用の促進	48	30	18	2	1	24	0	9	34	131
廃棄物などの低減のための製造工程の改善	60	9	13	1	2	16	1	10	36	132
環境負荷の少ない原材料の使用による有害廃棄物の発生抑制	22	9	11	2	1	12	16	24	46	134
リサイクルの容易化、処理の容易化、製品の長寿命化などを考慮した環境調和型製品の開発	5	3	2	2	0	1	12	1	20	44
製品（部品など）のラベリングによるリサイクル推進のための情報提供	1	3	2	1	0	0	8	6	12	30
その他	4	0	1	0	1	4	1	1	0	8

(3) 産業廃棄物に関する将来動向について

産業廃棄物に関する事業所の将来計画を見ると、図4-61に示すとおり、何らかの計画がある、または計画予定であると回答した事業所は、総回答数の26%となっています。一方、「特に計画していないし、今後も計画する予定はない」と回答した割合は総回答数の63%となっています。また、前回調査と比べて計画がある事業者の割合も若干減少しており、廃棄物に関する事業所での将来計画への取り組みに対して消極的であることが伺えます。

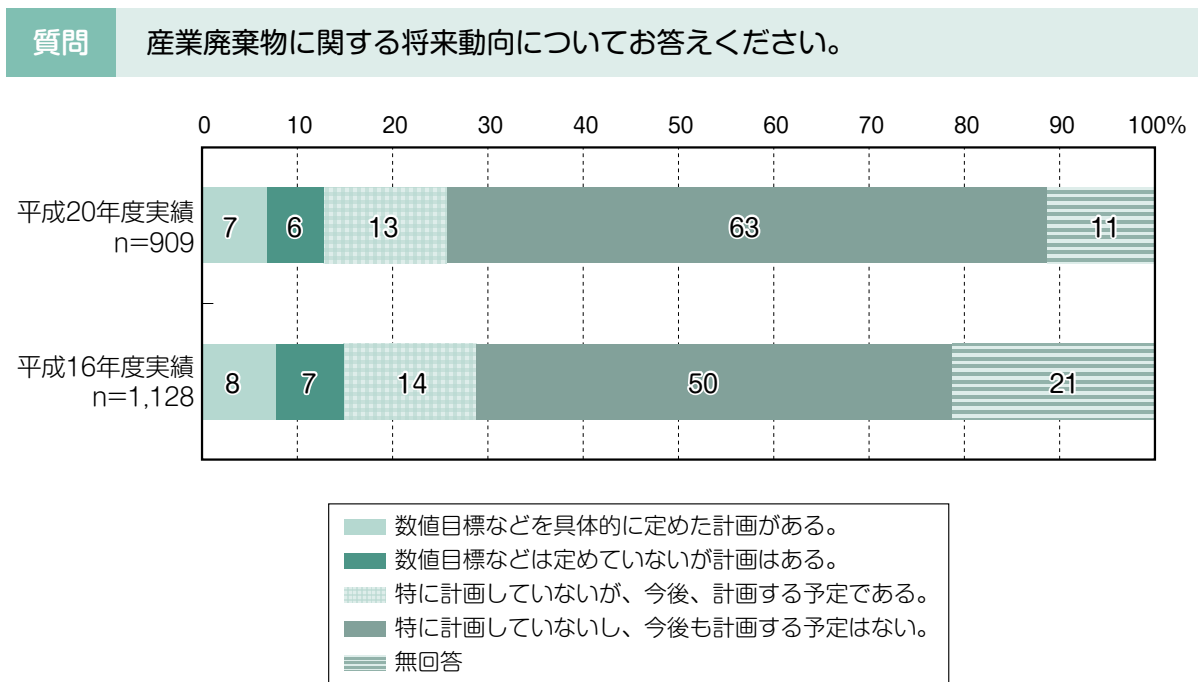


図4-61 産業廃棄物に関する将来動向

(4) 産業廃棄物に関する行政への要望について

産業廃棄物に関する行政への要望は、図4-62に示すとおりです。行政への主な要望は、「産業廃棄物を減らし、リサイクルを進める仕組みづくり」が38%、「優良な産業廃棄物処理業者の支援と育成」が33%、「市などの行政機関が関与した産業廃棄物処理施設の整備」が30%となっています。前回調査と比べて、要望の内容に大きな変動はありません。

質問

産業廃棄物に関する行政への要望についてお答えください。(複数回答)

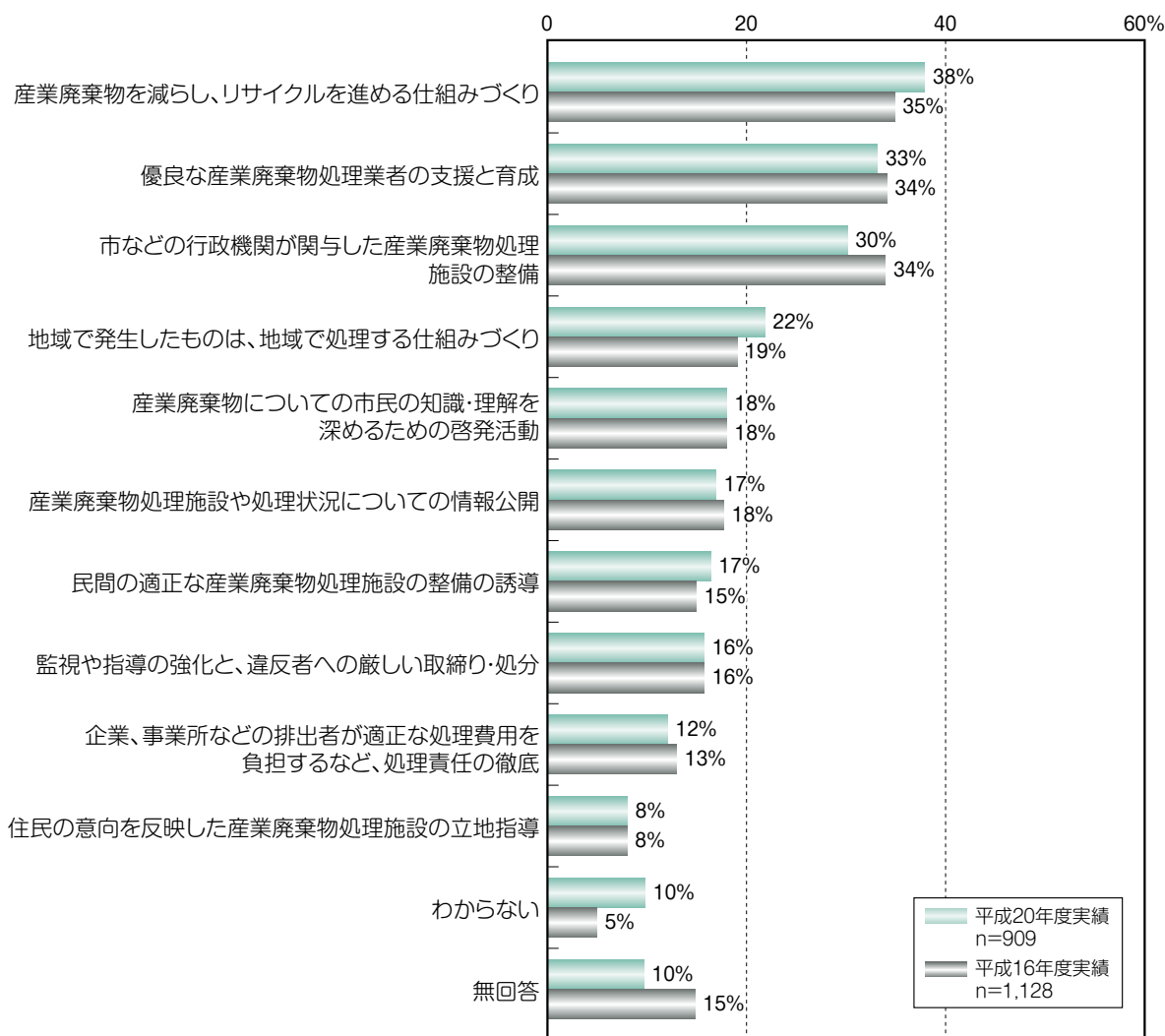


図4-62 産業廃棄物に関する行政への要望

(5) その他環境に関連する取り組みについて

「グリーン購入」、「環境報告書」、「環境会計」、「ISO」、「エコアクション21」、「電子マニフェスト」など環境に関する取り組みについては、導入や取得状況が少なく、認知度も低い傾向にあり、消極的な結果になっています。

2-2 産業廃棄物に関する市民アンケート調査結果

産業廃棄物に関する市民アンケート調査は、平成22年度に実施しました。アンケートは、対象を1,500人 [1,090人] とし、有効回答数は868人 [456人]、有効回答率は58% [42%] となっています。(以下、[] は平成13年度の値を示す。)

市民アンケート結果の概要を以下に示します。

(1) 産業廃棄物の処理に関する関心、印象について

産業廃棄物の処理に関する関心については、図4-63に示すように、市民の71% [81%] が関心があると回答しています。前回調査と比べて、産業廃棄物の処理に関する関心は10%程度低下しています。

産業廃棄物の処理に関する印象については、図4-64に示すように、市民の38% [47%] が印象が悪い、市民の23% [18%] が印象が良いと回答しています。前回調査と比べて、産業廃棄物の処理に関する印象は良くなっています。

質問 あなたは、日頃、産業廃棄物の処理について関心をお持ちですか。

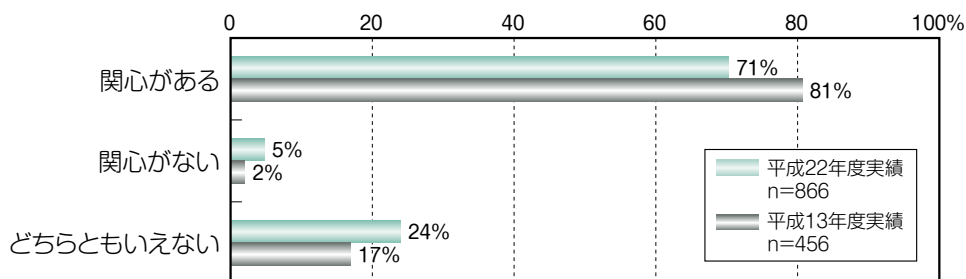


図4-63 産業廃棄物に関する関心

質問 産業廃物の処理に関して、どんな印象（イメージ）をお持ちですか。

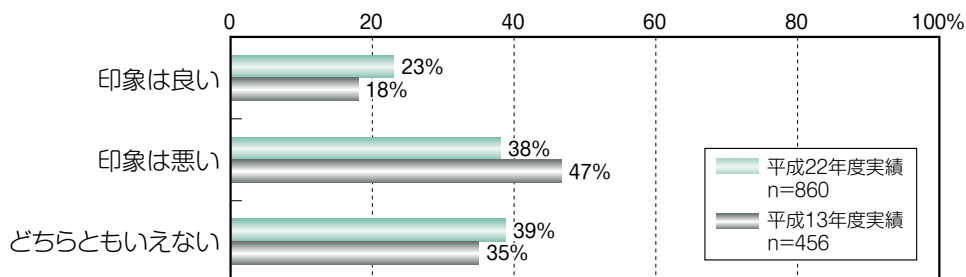


図4-64 産業廃棄物に関する印象

(2) 産業廃棄物の処理に関する印象の内容及びその情報源について

産業廃棄物処理に関する印象の内容については、図4-65に示すように、「不法投棄が多い」が62% [57%]、「リサイクルや減量化が行われている」が43% [40%] と高い割合となっています。前回調査と比べて、「処理施設における処理や管理が適切に行われている」の割合が増加し、「ダイオキシン類などにより空気、地下水や水源、土壌の汚染を発生させている」の割合が低下しています。

また、産業廃棄物処理に関する印象の情報源については、図4-66に示すように、「新聞やテレビの報道により」が65% [76%] と高い割合となっています。

前回調査と比べると、「身近な場所に処理施設があることから」、「実際に処理施設を見学、視察したことから」、「職場で産業廃棄物の処理を委託していることから」が高くなっているなど、身近に触れた印象を持っている市民が増えています。

質問

産業廃棄物の処理に関して、あなたがお持ちの印象（イメージ）の内容をお答えください。（複数回答）

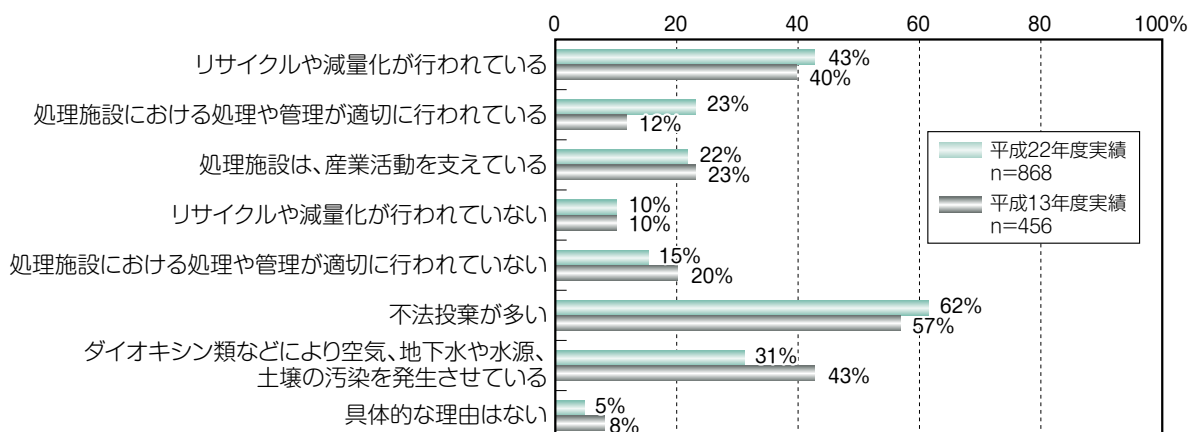


図4-65 産業廃棄物処理に関する印象の内容

質問

あなたの産業廃棄物の処理に関する印象（イメージ）は何から得られたものかお答えください。（複数回答）

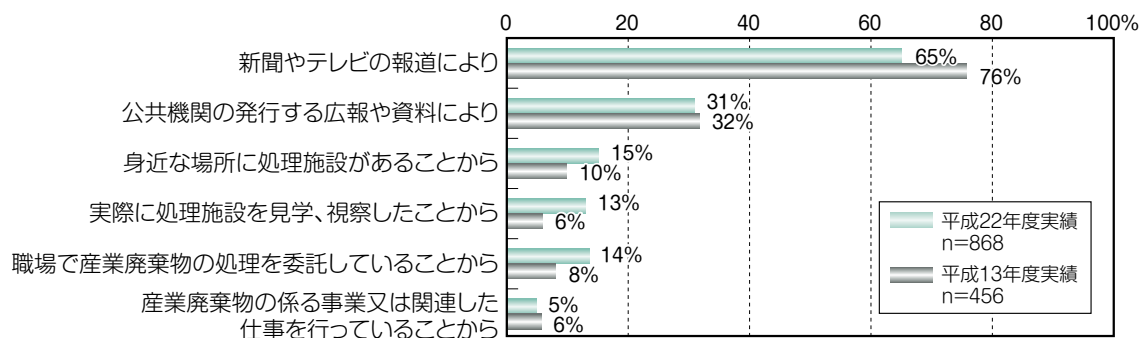


図4-66 産業廃棄物処理に関する印象の情報源

産業廃棄物処理に関する印象について、「印象が良い」と「印象が悪い」と回答した市民を区分して、産業廃棄物処理に関する印象の内容と情報源を整理して見ると、図4-67、図4-68に示すとおりとなります。

「印象が良い」と回答した市民では、「リサイクルや減量化が行われている」、「処理施設における処理や管理が適切に行われている」が高い割合を示しており、情報源として「新聞やテレビの報道により」だけでなく、「公共機関の発行する広報や資料により」の割合も高くなっています。

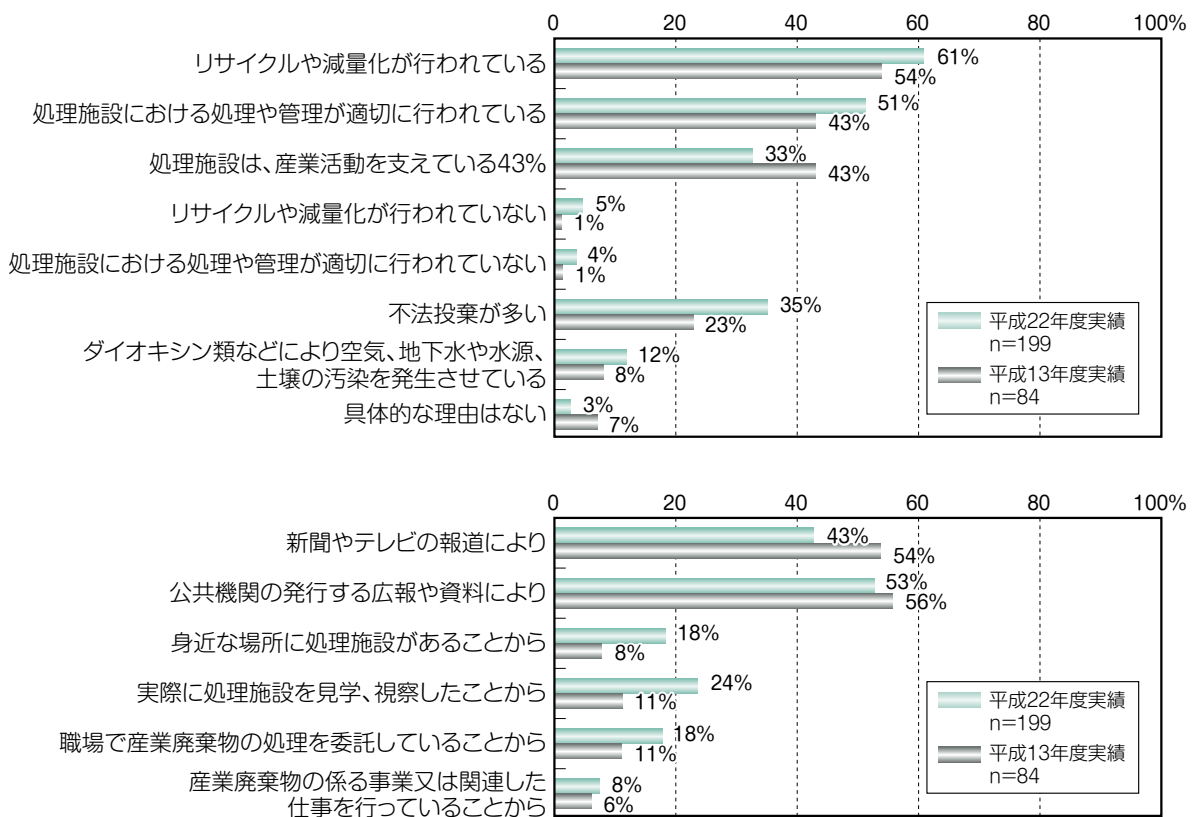


図4-67 「印象が良い」と回答した市民の産業廃棄物処理に関する印象の内容及び情報源

一方、「印象が悪い」と回答した市民では、「不法投棄が多い」や「ダイオキシン類などにより空気、地下水や水源、土壌の汚染を発生させている」が高い割合を示しており、情報源として「新聞やテレビの報道により」が7割以上となっています。

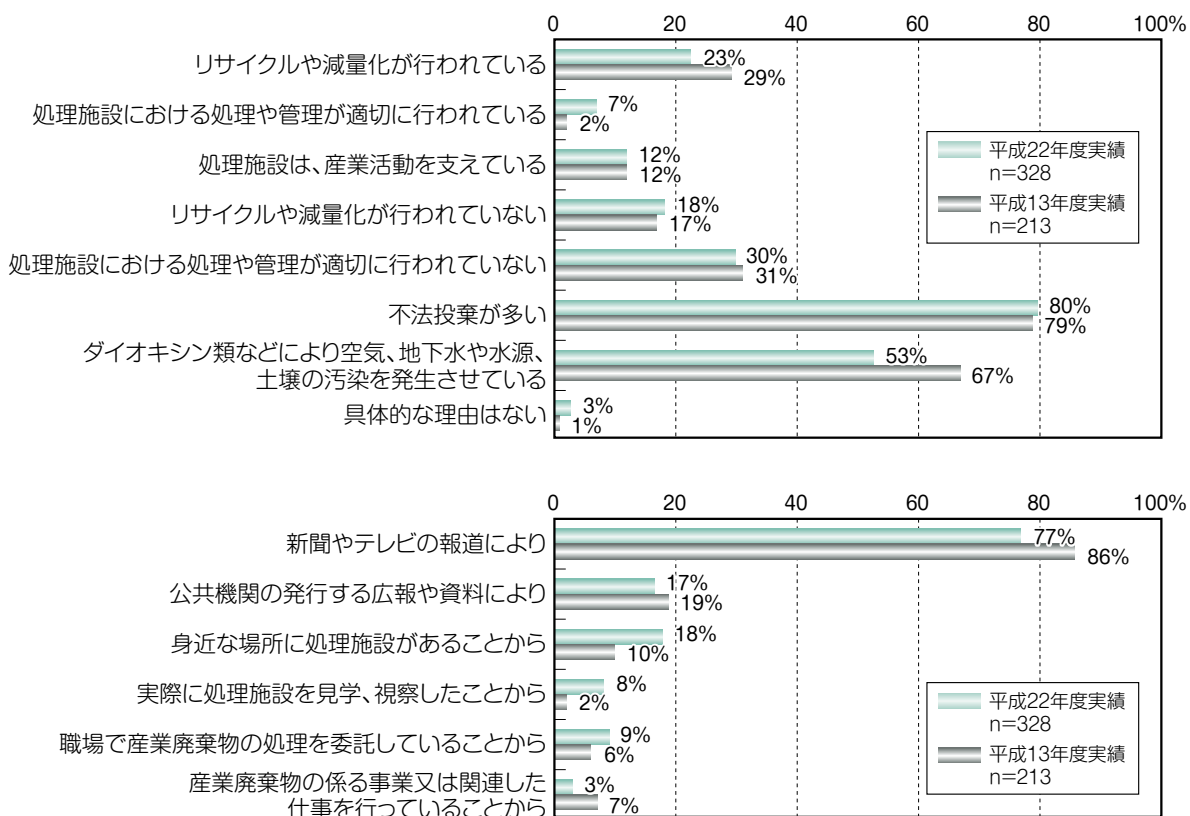


図4-68 「印象が悪い」と回答した市民の産業廃棄物処理に関する印象の内容及び情報源

(3) 産業廃棄物の処理施設に関する印象について

産業廃棄物の処理施設に関する印象については、図4-69に示すように、不安と感じている市民が7割を超えています。前回調査と比べて「非常に不安である」の割合は減少しています。

産業廃棄物の処理施設に関して市民が不安を感じる理由は、図4-70に示すように、「空気や地下水、水源が汚染されるおそれがあるため」など、環境に関する項目と、「施設が適切に管理・運営されているかが確認できないため」など、維持管理に関する項目についての不安が高くなっています。

質問 あなたは産業廃棄物の処理施設に対して不安がありますか。

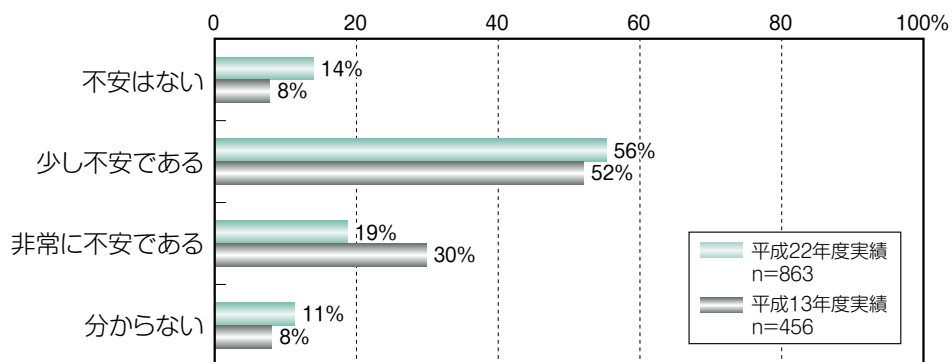


図4-69 産業廃棄物処理施設に関する印象

質問 産業廃棄物の処理施設に対する不安の理由をお答えください。(複数回答)

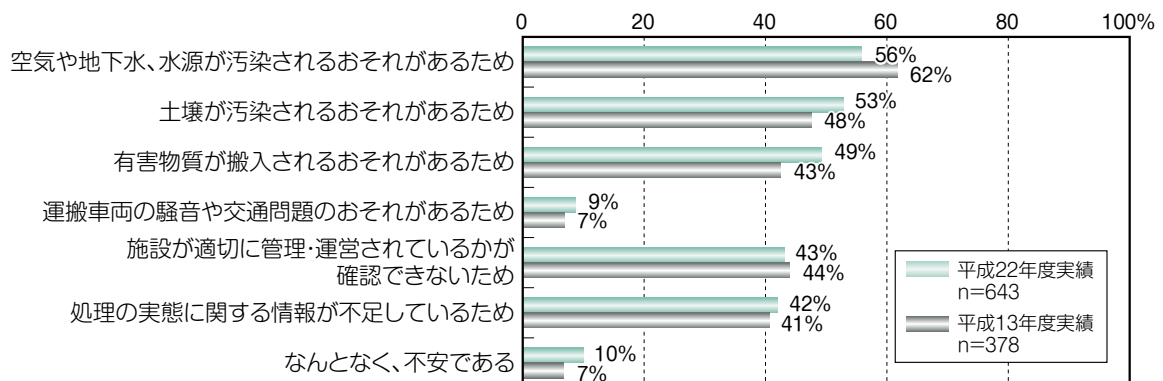


図4-70 産業廃棄物処理施設に不安と回答した市民の理由

(4) 産業廃棄物に関する行政への要望について

身近な場所に産業廃棄物の処理施設が立地されとした場合に、市民が行政に求める要望は、図4-71に示すように、「監視や指導の強化と、違反者への厳しい取締り・処分」が54% [54%] と最も多く、以下、「排出事業者（企業、事業者など）の処理責任の徹底」が50% [49%]、「産業廃棄物の量を減らし、リサイクルを進める仕組みづくり」が34% [41%]、「産業廃棄物についての市民の知識・理解を深めるための啓発活動」が20% [14%]、「優良な産業廃棄物処理業者の支援と育成」が31% [32%] となっています。

前回調査と比べて、身近な場所に産業廃棄物の処理施設が立地されとした場合に、市民が行政に求める要望に大きな変化はありません。

質問

あなたの身近な場所に産業廃棄物の処理施設が立地されとした場合、行政に対して何を要望しますか。（複数回答）

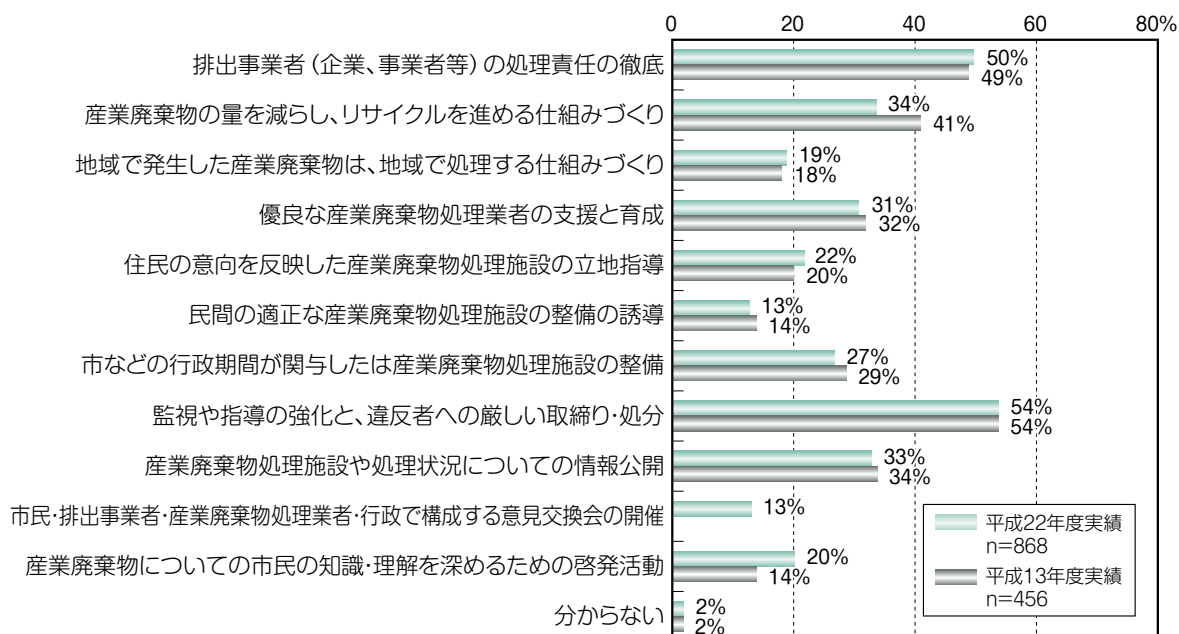


図4-71 身近な場所に産業廃棄物の処理施設が立地されとした場合の行政への要望

2-3 産業廃棄物に関する各種団体アンケート調査結果

産業廃棄物に関する各種団体アンケートは、平成22年度に実施しました。アンケートは、対象を7団体とし、有効回答数は7団体、有効回答率は100%となっています。

各種団体アンケート結果の概要を以下に示します。

(1) 産業廃棄物に対する取り組みについて

団体としての産業廃棄物に対する取り組み状況は、表4-44に示すとおり、「産業廃棄物の減量・処理に関する事項」、「ISO14000シリーズの取得の推進」、「電子マニフェストの利用の促進」に関する研修会・説明会・PRなど広報活動が複数の団体で実施されています。

質問

産業廃棄物の発生抑制、リサイクル等に対して、どのような取り組みを行っていますか。(複数回答)

表4-44 研修会や説明会・PRなど広報活動の実施状況

研修会・説明会の実施状況	実施している	予定している	検討している
1. 産業廃棄物の減量に関する事項	3	—	1
2. 産業廃棄物の資源化に関する事項	1	1	1
3. 産業廃棄物の処理に関する事項	3	1	—
4. 近年の法令などの動向に関する事項	1	—	1
5. 特別管理産業廃棄物の取扱いに関する事項	1	—	1
6. ISO14000 シリーズの取得の推進	2	—	1
7. 電子マニフェストの利用の促進	3	—	1
8. その他	—	—	—
回答計	14	2	6

PRなど広報活動の実施状況	実施している	予定している	検討している
1. 産業廃棄物の減量に関する事項	2	—	2
2. 産業廃棄物の資源化に関する事項	1	1	1
3. 産業廃棄物の処理に関する事項	2	1	1
4. 近年の法令などの動向に関する事項	1	—	2
5. 特別管理産業廃棄物の取扱いに関する事項	1	—	2
6. ISO14000 シリーズの取得の推進	2	—	1
7. 電子マニフェストの利用の促進	2	—	1
8. その他	—	—	—
回答計	11	2	10

(2) 産業廃棄物の将来目標などについて

産業廃棄物についての将来目標などの設定状況は、表4-45に示すとおり「特に設定しておらず、今後も設定する予定はない」がほとんどであり、その他意見として、「認識の向上に努めることが不可欠」との意見があります。

質問 団体としての産業廃棄物について将来目標などがありますか。

表4-45 産業廃棄物について将来目標などの設定状況

	結果
1. 数値目標などを定めている	—
2. 特に設定していないが、今後、設定する予定がある	—
3. 特に設定しておらず、今後も設定する予定はない	6
その他	1

(3) 産業廃棄物の処理処分の把握状況について

産業廃棄物の処理処分の把握状況は、表4-46に示すとおり、最終処分量、最終処分先、再生利用先のみを一部の団体が把握しています。

質問 産業廃棄物の処理処分状況を把握していますか。(複数回答)

表4-46 産業廃棄物の処理処分の把握状況

	結果
1. 中間処理量を把握している	—
2. 最終処分量を把握している	1
3. 再生利用量を把握している	—
4. 中間処理先を把握している	—
5. 最終処分先を把握している	1
6. 再生利用先を把握している	1
7. 把握していない	5
8. その他	—

(4) ISO14000シリーズの取得及び電子マニフェストの利用状況について

ISO14000シリーズの取得及び電子マニフェストの利用状況は、表-47に示すとおり、ISO14000シリーズ、電子マニフェストともに一部の団体が把握しています。

質問 ISO14000シリーズの取得及び電子マニフェストの利用状況を把握していますか。

表4-47 ISO14000シリーズの取得及び電子マニフェストの利用状況

ISO14000シリーズ	結果	電子マニフェスト	結果
把握している	1	把握している	1
把握していない	5	把握していない	5
その他	1	その他	1

(5) 産業廃棄物に関する行政への要望について

産業廃棄物の減量化・再資源化や適正処理を進める場合における、行政への要望は、表4-48に示すとおり、「産業廃棄物についての市民・排出事業者の知識・理解を深めるための啓発活動」が最も多く、次いで、「産業廃棄物を減らし、リサイクルを進める仕組みづくり」、「監視や指導の強化と、違反者への厳しい取締り・処分」となっています。

質問 産業廃棄物の減量化・再資源化や適正処理を進めるため、行政はどのようなことに力を入れていく必要があると思いますか。(複数回答)

表4-48 産業廃棄物に関する行政への要望

	結果
1. 排出事業者（企業、事業所など）の処理責任の徹底	2
2. 産業廃棄物を減らし、リサイクルを進める仕組みづくり	3
3. 地域で発生した産業廃棄物は、地域で処理する仕組みづくり	1
4. 優良な産業廃棄物処理業者の支援と育成	2
5. 住民の意向を反映した産業廃棄物処理施設の立地指導	1
6. 民間の適正な産業廃棄物処理施設の整備の誘導	—
7. 市などの行政機関が関与した産業廃棄物処理施設の整備	2
8. 監視や指導の強化と、違反者への厳しい取締り・処分	3
9. 産業廃棄物処理施設や処理状況についての情報公開	1
10. 市民・排出事業者・産業廃棄物処理業者・行政で構成する意見交換会の開催	2
11. 産業廃棄物についての市民・排出事業者の知識・理解を深めるための啓発活動	4
12. わからない	—

第5章

関係法令など

第1節 関係法令など

国の廃棄物に関する法体系は、以下に示すとおりです。

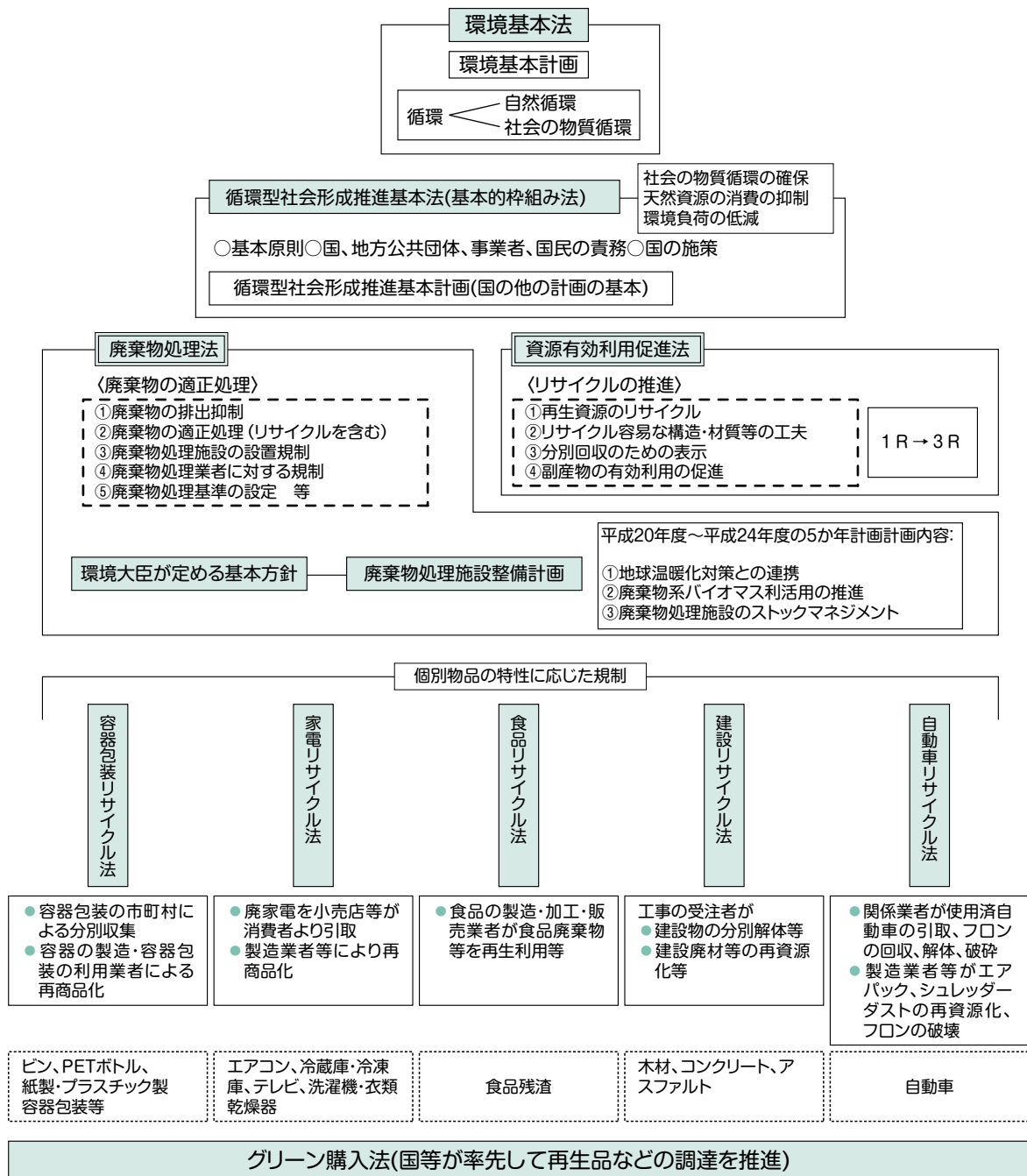


図4-72 循環型社会形成のための関係法令

第2節 広域化の動向

2-1 「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」

本広域化計画は、平成21年3月に策定されており、豊橋市は、豊橋田原ブロックとされ、以下に示す施設整備計画が掲げられています。

『田原市赤羽根環境センターを平成26年度に廃止し、その処理分については、田原リサイクルセンターにおいて処理を行う。その後、豊橋市資源化センターと田原リサイクルセンターを統合することにより、最終的に1施設への集約化を目指す。』

表4-49 県の広域化計画での整備スケジュール

施設名	設置主体	施設規模 (t/日)	施設稼働 年度	年度										備考
				H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29		
豊橋市資源化センター (3号炉)	豊橋市	150	H 3	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	継続使用 (H30以降統合)
豊橋市資源化センター (1・2号炉)	豊橋市	400	H14	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
田原リサイクルセンター	グリーンサイトジャ パン(株)(田原市)	60	H17	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
田原市赤羽根環境 センター	田原市	5	H 6	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	H26廃止

出典：「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（平成21年3月 愛知県）

2-2 三河港港湾計画における広域廃棄物最終処分場

三河港港湾計画は、平成7年11月に改訂されており、廃棄物処理・活用計画として、以下のとおり掲げられています。

『一般廃棄物及び産業廃棄物180万㎡の処理に併せて土地造成の用材として有効活用するため、廃棄物処理・活用用地を次のとおり計画する。』

神野地区 廃棄物処理・活用用地 28ha』

引き続き、次期港湾計画にも位置づけられるよう東三河の産業界・行政が一体となって要望活動を進めています。

用語集

【 数字・アルファベット 】

3R 循環型社会を構築していくためのキーワードであり、廃棄物の発生抑制Reduce（リデュース）、再使用Reuse（リユース）、再資源化Recycle（リサイクル）のそれぞれの頭文字をとった言葉。

BDF (Bio Diesel Fuel) バイオディーゼル燃料。菜種油など生物由来の油から作られたディーゼルエンジン用燃料のこと。BDFを使用した際に発生するCO₂は、もともと大気中にあったものであることから、温室効果ガスの排出量として算出されない。そのため、化石燃料の使用をBDFに代替することによりCO₂を削減できる。

ISO14001 (International Organization for Standardization) 国際標準化機構(ISO)が1996年に出した環境管理（環境マネジメントシステム）に関する国際規格。組織が環境配慮の体制を作る場合に、この規格が標準的な手法としてしばしば用いられる。第三者機関の認証を受けることにより、組織が環境配慮活動を行っていることを国際的に証明できる。

PCB (Poly Chlorinated Biphenyls) ポリ塩化ビフェニルと呼ばれる工業的に合成された化合物。熱に強く化学的に安定で、電気絶縁性や耐薬品性に優れており、変圧器やコンデンサの絶縁油、塗料、カーボン紙の溶剤など幅広い用途に使用されたが、人体への影響や環境への有害性が確認されたため、現在は製造が禁止されている。

【 ア～オ 】

一般廃棄物 ごみ、生活排水など産業廃棄物以外の廃棄物。ごみは一般家庭の日常生活から生じる家庭系ごみと事業活動に伴って生じる事業系ごみに、生活排水はし尿と台所や風呂等の生活雑排水に区分される。

エコショップ (豊橋市ごみ減量リサイクル推進店) 商品の包装の簡素化や、リサイクル商品の販売をするなど、ごみ減量やリサイクルに積極的に取り組んでいる店舗を市が認定したもの。店頭にはエコショップであることを示すステッカーが掲示されている。

温室効果ガス 大気中に存在するガスのうち、太陽からの熱を地球に封じ込める働きをするもの。地球温暖化対策の推進に関する法律では、人為的な排出による温室効果ガスとして、二酸化炭素（CO₂）のほか、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカー

ボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六フッ化硫黄（SF6）の6種を定めている。

【 カ〜コ 】

拡大生産者責任 生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。具体的には、生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担すること。

ガス化溶融炉 ごみを焼却処理するのではなく、無酸素状態で蒸し焼きにすることでガス化し、残りかすを溶融する処理方式。溶融後に金属類とスラグを回収することができる。豊橋市資源化センターの焼却施設1・2号炉はこの方式を採用している。

合併処理浄化槽 し尿と台所や風呂などの生活雑排水を併せて処理できる浄化槽のこと。これに対し、し尿のみを処理する浄化槽を「単独処理浄化槽」といい、現在では単独処理浄化槽の新設は、浄化槽法により禁止されている。

環境審議会 豊橋市が設置する市の諮問機関。学識経験者、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認めた者（市民等）で構成されており、環境の保全に関する基本的事項の調査・審議を行う。

グリーン購入法 循環型社会の形成のためには、「再生品等の供給面の取組」に加え、「需要面からの取組が重要である」という観点から、平成12年5月に循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつとして制定された法律。正式名称は国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律。

原単位 一単位当たりの数量を示す数値。単位には金額や重量など様々なものが使われる。一般廃棄物処理基本計画では、1人1日当たりのごみ排出量をごみ排出量の原単位として扱っており、ごみ排出量を各年度の人口と日数で割り算して算出している。

古紙リサイクルヤード 市民が気軽に古紙を持ち込むことのできる古紙回収拠点。古紙回収業者の協力により、古紙の無償回収を行っている。

ごみガイドブック 豊橋市のごみの分別、排出方法等を説明したガイドブック。市役所、各窓口センター等で配布している。

530（ゴミゼロ）運動 「自分のゴミは自分で持ち帰りましょう」を合い言葉に、昭和50年

に本市で始まった環境美化啓発運動。

コンポスト 生ごみや下水汚泥、動物のふん尿などの有機性廃棄物を微生物によって分解した堆肥、又は堆肥化手法のこと。ごみ処理機を指すこともある。

【 サ〜ソ 】

サーマルリサイクル 廃棄物を焼却処理する際に発生するエネルギーを回収・利用すること。発電のほか、温水などの熱源や冷房用のエネルギーとして利用することができる。2000年に制定された循環型社会形成推進基本法では、廃棄物・リサイクルの優先順位として、リデュース、リユース、マテリアルリサイクルに次ぐ4番目にサーマルリサイクルを挙げている。

最終処分 廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分される。これを最終処分という。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されている。

産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物の内、廃棄物処理法及び同施行令で定める燃え殻、汚泥、廃油、廃酸など20種類の廃棄物及び輸入された廃棄物をいう。

資源化センター 豊橋市で発生する一般廃棄物の中間処理を担う施設。焼却施設（熱分解・高温燃焼溶融炉2基、ストーカ炉1基）、再利用施設、し尿処理施設等によって構成される。

資源化量 排出された廃棄物から資源として取り出される量。一般廃棄物処理基本計画においては、ペットボトルやびん・カン等、資源として収集される物のほか、不燃系ごみや大きなごみ（粗大ごみ）が破砕等の中間処理されることで選別される有価物、地域資源回収で回収される古紙等が含まれる。また、可燃系ごみの焼却処理によって発生するスラグも資源化量として扱われる。一方、産業廃棄物処理基本計画においては、有償物量と再生利用量を合計したものと定義している。

資源リサイクルセンター 豊橋市の一般廃棄物の中間処理施設。収集されたびん・カン、ペットボトルを選別・資源化している。

循環型社会 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された考え方。循環型社会形成推進基本法では、循環型社会を「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としており、その実現のために、第一に製品が廃棄物になることを抑制、第二に排出された廃棄物をできるだけ資源として適正に利用、第三に資源とし

て利用できないものは適正に処分することが求められている。

循環型社会形成推進基本法 循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を規定した法律。平成12年6月に制定された。

製品の製造から排出まで生産者が一定の責務を負う「拡大生産者責任」を原則として盛り込み、①廃棄物等の「発生抑制（リデュース）」、②使用済み製品をそのまま使う「再使用（リユース）」、③廃棄物等を原材料として利用する「再生利用（リサイクル）」、④廃棄物等から熱を得ることにより利用する「熱回収」、⑤廃棄物の「適正処分」の優先順位を明記している。

消化ガス 下水汚泥などの有機物が発酵して発生するメタンを主成分とする可燃性ガスのこと。

浄化槽汚泥 浄化槽内で水中の浮遊物質が沈殿または浮上して泥状になったもの。

生活排水処理人口 行政区域内人口の内、公共下水道や合併処理浄化槽などにより生活排水を処理している処理人口。

生活排水処理率 行政区域内人口に対する生活排水処理人口の割合。

静脈産業 事業活動に伴い発生した不要物や使い捨てられた製品を集め、それらを社会や自然の物質循環に投入するための事業を行う産業。

これに対し、自然から採取した資源を加工して有効な財を生産する産業を、動物の循環系になぞらえて動脈産業と呼ぶ。

ゼロ・エミッション ある産業から発生する廃棄物や副産物を他の産業分野の資源として活用していくプロセスを組み合わせることにより、最終的に廃棄物ゼロを目指す考え方。ゼロ・エミッションは21世紀の環境経営や企業戦略のキーワードの一つと言われている。

【 ターゲット 】

ダイオキシン類 ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、コプラナー-ポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）の総称。

ダイオキシン類は、他の多くの化学物質と異なり、一般的に意図して生成されるものではなく、塩素を含む物質の燃焼や化学合成などの過程で、副産物として生成される。環境中では極めて安定で、生物に対する毒性が強いものが多く、分子中における塩素原子の位置や数により毒性の強度が異なる。

第5次豊橋市総合計画 10年に1度つくられる本市のまちづくりの指針となる計画。次の10年を見通したまちづくりの理念や目標を掲げ、その実現に向けて政策や取り組みの基本方針などを総合的、体系的に示すもの。計画の期間は2011年度から2020年度。

多量排出事業者 事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者。産業廃棄物の前年度の発生量が合計1,000t以上又は、特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が50t以上である事業場を設置している事業者が当該する。

多量排出事業者には、処理計画の作成と、実施状況の報告が義務付けられている。

脱塩残渣 ごみの焼却処理の際に焼却炉から発生する有害な排ガスを、薬剤で反応処理し無害化した残渣。脱塩残渣は資源化できないため、現在は埋立処理されている。

地域資源回収 自治会、婦人会、PTA、老人クラブ、子ども会等が中心となって古紙、びん・カン、布類などの資源を集め、民間の回収業者が引き取る回収方法。

豊橋市では、地域資源回収の実施団体に対し奨励金制度を設け推進している。

中間処理 物理・化学的または生物学的な手段によって、廃棄物の形状、形態などを変え、生活環境の保全や人の健康に支障が生じないようにすること。最終処分の前段階に行われる様々な無害化、安定化、減容化処理をいう。

主な中間処理方法として、脱水、乾燥、焼却、破碎、醗酵などがある。

特別管理産業廃棄物 産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして廃棄物処理法施行令で定めるものをいう。

【 ハ～ホ 】

廃棄物処理法 生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的に、昭和45年に制定された法律。正式名称は廃棄物の処理及び清掃に関する法律。

廃棄物処理法では廃棄物の定義や処理責任の主体、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めている。

ビンカンボックス 資源の再利用とごみ減量を推進するために平成3年度から設置を開始したびん、カンの専用回収容器。平成21年度末現在、市内約2,200か所に設置されている。

プラスチックリサイクルセンター 豊橋市の一般廃棄物の中間処理施設。ごみステーションで

収集された「プラスチック（資源）」を選別・圧縮梱包し、再商品化事業者に引き渡している。

【 ヤ～ヨ 】

優良性評価制度 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度。

排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択することができるよう、産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準を設定し、この評価基準に適合する産業廃棄物処理業者に対して優遇措置を講じている。

溶融スラグ 廃棄物や下水汚泥又はそれらの焼却灰を高温度で溶融し、冷却・固化したもので、主に公共工事の建設・土木資材として利用されている。

【 ラ～ロ 】

ライフサイクルアセスメント 資源の採取段階から製品の製造・販売・使用・廃棄に至るまでの各段階において、使用する資源やエネルギー、排出される環境負荷を定量的に評価する手法。

リサイクル（再資源化） 廃棄物を資源として回収・処理し、再利用すること。リサイクルの主な手法としては、新しい製品の原材料として再利用するマテリアルリサイクル（原料リサイクル）と、ごみを燃やし、その際に発生する熱をエネルギーとして利用するサーマルリサイクル（熱回収）がある。

リサイクルステーション スーパーなど店舗の敷地内において新聞・チラシ、雑誌、ダンボール、牛乳パック、布類、食用油などの資源を常時回収する拠点。豊橋市では平成21年度末現在で3か所のリサイクルステーションが設置されている。

リデュース（発生抑制） 廃棄物の発生を抑制すること。リユース、リサイクルよりも前の段階の取り組みとされている。

リデュースに関する取り組みとして、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売の抑制、製品の長寿命化などが挙げられ、消費者には使い捨て製品の購入を控える、過剰包装を断る、製品を長期利用する、食べ残しを出さないことなどが求められる。

リユース（再使用） 一度使用され不要になった製品をそのままの形で再度使用すること。

牛乳びんやビールびんなど、使用後に回収・洗浄され再使用されるリターナブルびんがこれに当てはまる。

また、不用になったものを他人に譲る行為もリユースに含まれる。

【 その他 】

P.101、図4 26の用語説明

項 目	定 義
(A) 発生量	事業場内等で生じた産業廃棄物量及び有償物量
(B) 有償物量	(A) の発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量（他者に有償売却できるものを自己利用した場合を含む）
(C) 排出量	(A) の発生量のうち、(B) の有償物量を除いた量
(D) 自己中間処理量	(C) の排出量のうち、自ら中間処理した廃棄物量で処理前の量
(E) 自己中間処理後量	(D) で中間処理された後の廃棄物量
(E1) 自己中間処理後再生利用量	(E) の自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は他者に有償で売却した量
(F) 自己減量化量	(D) の自己中間処理量から (E) の自己中間処理後量を差し引いた量
(G) 自己未処理量	(C) の排出量のうち、自己中間処理されなかった量
(G1) 自己未処理自己再生利用量	(G) の自己未処理量のうち、他者に有償売却できないものを自ら利用した量
(G2) 自己最終処分量	(I) の自己最終処分量のうち、自己未処理で自己最終処分された量
(G3) 委託中間処理量	(L) の委託中間処理量のうち、自己未処理で委託中間処理された量
(G4) 委託直接最終処分量	(O) の委託直接最終処分量のうち、自己未処理で委託直接最終処分された量
(G5) その他量	(J) のその他の量のうち、自己未処理でその他となった量
(H) 搬出量	(I) の自己最終処分量、(J) のその他の量、(K) の委託処理量の合計
(I) 自己最終処分量	自己の埋立地に処分した量
(J) その他量	保管されている量、又はそれ以外の量
(K) 委託処理量	中間処理及び最終処分を委託した量
(L) 委託中間処理量	(K) の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理された量
(M) 委託中間処理後量	(L) で中間処理された後の廃棄物量
(M1) 委託中間処理後再生利用量	(M) の委託中間処理後量のうち、処理業者等で自ら利用し又は他者に有償で売却した量
(M2) 委託中間処理後最終処分量	(M) の委託中間処理後量のうち、最終処分された量
(N) 委託減量化量	(L) の委託中間処理量から、(M) の委託中間処理後量を差し引いた量
(O) 委託直接最終処分量	(K) の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分された量
(P) 委託最終処分量	処理業者等で最終処分された量
(Q) 最終処分量	排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計
(R) 再生利用量	排出事業者、又は処理業者等で再生利用された量
(S) 資源化量	(B) の有償物量と (R) の再生利用量の合計
(T) 減量化量	排出事業者、又は処理業者等の中間処理により減量された量

豊橋市廃棄物総合計画

平成23年3月 策定

平成23年5月 印刷・発行

【編集】

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

環境部 環境政策課

TEL.0532-51-2414 FAX.0532-56-5126

[E-mail] kankyoseisaku@city.toyohashi.lg.jp

環境部 廃棄物対策課

TEL.0532-51-2410 FAX.0532-56-0566

[E-mail] haikibutsu@city.toyohashi.lg.jp

【印刷】

共和印刷株式会社

